



はじめに

結城市では、「男女共同参画都市宣言」や「結城市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、「第2次結城市男女共同参画基本計画（たままゆプラン）」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してまいりました。

この間、少子高齢化の進展と家族形態の変化や価値観の多様化など社会情勢は大きく変化しています。

こうしたなか、男女がお互いにその人権を尊重しつつ、ともに喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現がより一層求められています。

平成29年には、『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』も施行され、「女性の力」の発揮が、これからの社会の活性化に欠かせないことは、もはや共通認識となっています。

「第2次結城市男女共同参画基本計画（たままゆプラン）」の計画期間が令和2年度で終了することから、これまでの取組における課題を踏まえるとともに、今後どのような社会が待ち受けているかという長期的な視点も加味し、「第3次結城市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

新たな計画では、「人権の尊重と男女平等の実現」を基本理念に、ともに認め合い、支え合い、性別や年齢にかかわらず、自分らしく市民が輝く結城市の実現を目指しています。

今後も、市民の皆様と事業所、各種市民団体、行政が一体となり、男女がともに責任を分かち合い、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指してまいりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたりまして、結城市男女共同参画基本計画推進委員会委員及び第3次結城市男女共同参画基本計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力を頂きました市民・事業者や関係各位の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和3年 3月

結城市長

小林 栄

男女共同参画都市宣言文

みどり豊かな自然 歴史あふれるまち
そこに住む人々が調和する 結城市

このまちに住むわたしたちは

お互いに

人権を尊重し

責任を担い

性別にとらわれることなく

自らの個性と能力が発揮でき

すべての人が心豊かにいきいきと暮らせるまち

結城をめざして

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成 16 年 11 月 3 日

結城市



結城市マスコットキャラクター
「まゆげった」

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	3
2. 男女共同参画をめぐる動き	5
(1) 世界の動き	5
(2) 国の動き	6
(3) 県の動き	7
(4) 結城市の動き	8
(5) 国の第5次男女共同参画基本計画の概要	9
3. 計画の性格	13
4. 計画の期間	14

第2章 本市の現状と課題

1. データからみる市の現状	17
(1) 人口の状況	17
(2) 配偶関係の状況	19
(3) 女性の労働力の状況	20
2. 意識調査からみる現状と課題	21
(1) 市民意識調査では	21
(2) 事業所アンケート調査では	24
3. 第2次結城市男女共同参画後期基本計画の成果	26
(1) 進捗状況の総括	26
(2) 目標値の達成状況	30
4. 本市の男女共同参画をめぐる主な課題と方向	31

第3章 基本的な考え方と基本目標

1. 基本理念	37
2. 基本目標と施策の方向性	38
3. 施策の体系	42

第4章 施策の展開

基本目標1 ともに育む意識づくり	45
（1）男女共同参画に向けた意識づくりの推進	45
（2）男女平等を推進する教育・学習の充実	50
基本目標2 ともに働く環境づくり	55
（1）働く場における男女共同参画	55
（2）仕事と生活の調和の推進	61
基本目標3 ともに活躍する社会づくり	68
（1）政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	68
（2）地域における男女共同参画の推進	74
基本目標4 ともに尊重し合えるところとからだづくり	78
（1）生涯を通じた健康づくりの推進	78
（2）あらゆる暴力の根絶	81

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制	89
2. 計画の進捗状況の点検	91
3. 目標値の設定	92

資料編

1. 計画策定の経過	95
2. 諮問書	96
3. 答申書	97
4. 第3次結城市男女共同参画基本計画策定委員会設置要項	98
5. 第3次結城市男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿	99
6. 結城市男女共同参画基本計画推進委員会	100
7. 結城市男女共同参画基本計画推進委員会委員名簿	101
8. 結城市男女共同参画行政推進会議設置要項	102
9. 結城市男女共同参画行政推進会議委員名簿	103
10. 結城市男女共同参画行政ワーキング会議設置要項	104
11. 結城市男女共同参画行政ワーキング会議委員名簿	105
12. 第3次結城市男女共同参画基本計画策定体制	106
13. 男女共同参画関連法等	107

第1章 計画の策定にあたって

市 民 川 柳

- 家事分たん 口数だけは、不平等
- もう慣れた ほろ酔い気分の皿洗い
- ありがとう 部下に感謝の茶を入れる
- 洗濯物 干してくれたが、やり直し
- 受けるより 与える方が 喜べる
- だれもみな だれかの得意に たすけられ
- 言葉でも 心に傷を作ります
- おむつ替え 楽しくできる ステキパパ!
- 男女共 一緒に歩む 社会かな

■「市民川柳」「市民コラム」について

令和2年7月に市民意識調査を実施した際、同時にコラムと川柳の募集を行い、市民の皆様よりご応募を頂いた作品です。市民コラムは、各基本目標に1つずつ掲載されています。

【男女共同参画宣言都市ロゴマーク】



男女共同参画宣言都市



Gender equality declaration city

結城市は、令和元年（2019年）11月3日に「男女共同参画都市宣言」から15周年を迎え、これを記念して男女共同参画宣言都市のロゴマークを作成しました。

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現は「21世紀の最重要課題」の一つとして位置づけられ、平成11（1999）年、『男女共同参画社会基本法』が施行されました。これを受け、国では平成12（2000）年から4次にわたり、「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

「男女共同参画社会」とは、誰もが、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく意欲に応じてその個性と能力を発揮することができる社会のことであり、一人ひとりの豊かな人生につながるものです。

本市では、平成14（2002）年に「結城市男女共同参画基本計画（たままゆプラン）」を策定、現在までに2次にわたり、男女共同参画社会の形成に向けての施策を推進してきました。また、平成16（2004）年には「男女共同参画都市宣言」、平成23（2011）年には「結城市男女共同参画推進条例」を制定するなど、市、市民、事業者等が一体となり男女共同参画社会を推進する決意を明らかにしています。

以来、市民活動支援センターに男女共同参画係を設置し、男女共同参画に関する情報の提供や啓発、相談支援、多様なライフスタイルに対応した社会的支援などに努めてきました。

「男は仕事、女は家庭」とする従来の固定的性別役割分担意識は是正される傾向にあります。一方で、男性を中心に性別役割分担意識は依然、根強く残っているのが現状です。ライフスタイルや世帯構成の変化への対応、さらにはLGBT^{*}への理解促進や男女共同参画の視点を踏まえた防災活動の促進など、様々な課題があります。

国においては、平成27（2015）年に『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」）』が施行されるなど、女性の力が大きな潜在力として重要視されています。また、働き方改革を追い風に、ワーク・ライフ・バランス^{*}への注目が高まっています。

LGBT／性的マイノリティの総称。レズビアン（身体と心の性別は女性で、性的指向も女性にある人）、ゲイ（身体と心の性別は男性で、性的指向も男性にある人）、バイセクシュアル（身体と心の性別を問わず、性的指向が両性にある人）、トランスジェンダー（身体の性別と心の性別が一致しない人）の頭文字をとっている。

ワーク・ライフ・バランス／国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

折しも新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する外出自粛や休業等が行われるなか、平常時の固定的性別役割分担意識を反映して、家事・育児・介護等の家庭責任の女性への集中や、生活不安やストレスからのDV※の増加が懸念されており、非常時の女性への特別な配慮が必要となっています。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、在宅勤務の急速な増加で、場所や時間に縛られない働き方が女性の活躍の場の拡大の可能性をもたらしており、男女問わず従来の働き方を見直す良い機会となっています。

こうした状況を踏まえ、本市の課題や重点的に取り組むべき施策の方向を定める新たな基本計画として、「第3次結城市男女共同参画基本計画（たままゆプラン）」を策定するものです。

DV：「Domestic Violence」（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

2. 男女共同参画をめぐる動き

男女共同参画社会の実現は世界共通の目標でもあります。本計画も世界や国・県の動きを踏まえ、連動したものとします。

(1) 世界の動き

平成7(1995)年に北京で開催された「第4回世界女性会議(北京会議)」において、国際的な男女共同参画の取組の規範となる「北京宣言・行動綱領」が採択されました。この宣言・行動綱領は、女性の貧困、教育と訓練、健康などの12の重大問題領域に沿って、女性のエンパワーメント^{*}を推進するためのアジェンダ(行動計画、検討課題)を記載しており、現在まで、男女共同参画・女性活躍のための活動の国際的基準となっています。

その15年目である平成22(2010)年3月には、「第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)」が開催され、女性の経済的地位向上などの決議が採択されました。その後も、「北京宣言・行動綱領」を基準に、20年目の平成27(2015)年には「第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)」、25年目の令和2(2020)年には「第64回国連婦人の地位委員会(北京+25)」として「北京宣言・行動綱領」の達成状況と進捗評価を主要テーマとして検討が行われています。

平成27(2015)年9月に、国連サミットで「持続可能な開発目標(SDGs^{*})」を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGsは次世代につなぐための「持続可能な社会」の理想像とそれを実現するための17のゴール(目標)と169のターゲットを定めたものです。そのなかでは、目標5として「ジェンダー^{*}平等を実現しよう」が掲げられており、「北京宣言・行動綱領」との一体的な推進が求められています。

エンパワーメント／「力を与える」「権限を与える」という意味。社会、組織の構成員一人ひとりが、発展や改革に必要な力をつける(エンパワーメント)という意味の言葉。

SDGs／「Sustainable Development Goals」の略で、持続可能な開発目標と訳されます。誰一人取り残さない社会の実現を理念に、未来の世界のかたちをイメージしている。

ジェンダー／生物学的な性別(sex)に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと。社会的・文化的に規定されるジェンダーが、私たちの考え方やファッション、言葉遣い、職業選択、家庭や職場での役割分担等に反映する。

(2) 国の動き

我が国では、『男女共同参画社会基本法』に基づき、平成 27 (2015) 年に「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定しました。

このなかで改めて強調している視点として、「男性中心型労働慣行の変革」、「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「困難な状況に置かれている女性への支援」、「男女共同参画の視点からの防災・復興対策」、「女性に対する暴力の根絶に向けた取組の強化」、「国際的な規範・基準の尊重」、「地域における推進体制の強化」をあげています。

平成 11 (1999) 年施行の『男女共同参画社会基本法』を端緒に、社会情勢の変化に合わせて様々な法整備や改正が進められてきましたが、男女共同参画における課題やニーズの多様化を受け、近年では、『雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (以下「男女雇用機会均等法」)』や『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (以下「DV防止法」)』、『育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (以下「育児・介護休業法」)』、『女性活躍推進法』等が施行・改定されています。

平成 30 (2018) 年 5 月には衆参両院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務について定めた『政治分野における男女共同参画の推進に関する法律』が施行されるなど、女性活躍を推進する動きが一層高まっています。また、令和 2 (2020) 年 12 月には、新たに「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

一方、国際社会が一致して進めている S D G s については、我が国でも国際社会と協調し、取組を進めています。



(3) 県の動き

茨城県では、平成8（1996）年に、県が取り組むべき女性施策の指針として、「男（ひと）と女（ひと）のよりよいパートナーシップの確立」を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」を策定しました。

平成13（2001）年4月には、男女共同参画社会の実現に向けて県や県民、事業者が一体となって取り組むための基本となる「茨城県男女共同参画推進条例」を制定しています。

平成14（2002）年に、条例の基本理念を具現化と実効性のある施策を展開すべく、「茨城県男女共同参画基本計画」（平成14～22年度）、平成23（2011）年には「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）いきいきいばらきハーモニープラン」（平成23～27年度）、平成28（2016）年には「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」（平成28～令和2年度）を策定し、様々な分野における施策を総合的に推進してきました。また、令和元（2019）年より「いばらきパートナーシップ宣誓制度※」を実施しています。

令和元（2019）年8月に「男女の働き方と生活に関する調査」及び「女性活躍推進に関する企業調査」を実施し、令和3（2021）年3月「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」（令和3～7年度）が策定されました。計画では、「茨城県男女共同参画推進条例」の5つの基本理念にのっとり、また、ジェンダー平等の達成に向けたSDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえ、「あらゆる分野における男女共同参画の推進」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の3つの基本目標が掲げられています。

いばらきパートナーシップ宣誓制度／婚姻制度とは異なり、「一方又は双方が性的マイノリティである2人の者が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した」ことを宣誓し、パートナーシップの関係にある者同士がそろって宣誓書を県に提出し、県が受領証等を交付する制度のこと。

(4) 結城市の動き

本市においては、平成 10（1998）年に秘書課女性政策係、平成 11（1999）年には、企画政策課女性政策室を設置しました。

平成 13（2001）年に、市内女性団体と公募者で構成された「ゆうき女性会議」を発足させ、平成 14（2002）年に「人権の尊重と男女平等の実現」を基本理念に掲げて「結城市男女共同参画基本計画（たままゆプラン）」を策定しました。

平成 16（2004）年に男女共同参画都市宣言を行い、宣言文に「お互いに人権を尊重し 責任を担い性別にとらわれることなく自らの個性と能力が発揮できすべての人が豊かにいきいきと暮らせるまち結城をめざして」を掲げて、県内 5 番目の男女共同参画宣言都市となりました。

平成 19（2007）年には、ゆうき女性会議と協働で男女共同参画啓発誌「たまま〜ゆ」を創刊し、現在までに 3 回発行しています。そのほかにもゆうき女性会議では、子どもたちを対象とした自然体験イベントや自分と違う立場の人への理解を深めるためのおしゃべりカフェ、近現代女性史セミナーなど、男女共同参画を推進するための様々な活動を行っています。

平成 23（2011）年には、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「結城市男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づき「第 2 次結城市男女共同参画基本計画」、平成 28（2016）年には、「第 2 次男女共同参画後期基本計画」を策定しています。

平成 25（2013）年、市の機構改革により市民活動支援センター男女共同参画係が設置され業務を移管、令和 2（2020）年度に、市民活動支援センターは、まちづくり協働課に改称しています。

令和元（2019）年 11 月には男女共同参画都市宣言から 15 周年を迎え、翌年 1 月に結城市男女共同参画宣言都市 15 周年記念シンポジウムを開催しています。

男女共同参画宣言都市 15 周年記念シンポジウム



トークセッション（廣瀬隆人先生、野原牧子さん）



市長挨拶

(5) 国の第5次男女共同参画基本計画の概要

国は、男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を策定し、令和2（2020）年12月25日閣議決定されました。以下に概要を示します。

第1部 基本的な方針

1. 男女共同参画基本計画の目指すべき社会

「第5次男女共同参画基本計画（以下「5次計画」という。）」においては、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、『男女共同参画社会基本法』が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていく。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

こうした目指すべき社会においては、当然のことながら、女性に対する暴力は根絶されている。また、「昭和の働き方」ともいうべき「男性中心型労働慣行」から脱却し、女性が健康的に活躍できる社会である。

2. 社会情勢の現状及び課題

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、歴史的な転換点に直面、感染症が収束したポストコロナの時代を見据え、「新たな日常」の実現に向け取り組まなければならない。
- ・女性の雇用、所得に特に影響が強く表れており、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加の危惧、子育てや介護等の負担増加も懸念される。

- ・一方、これを契機とした仕事でのオンライン活用の急拡大による、テレワーク*等新しい働き方の可能性が広がっている。

(2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加

- ・我が国は長期の人口減少過程に入っている。
- ・未婚・単独世帯の増加により単独世帯は全世帯の3分の1を上回る。
- ・地方から東京都を中心とした大都市圏への若年者、特に女性の流出が著しい。
- ・地方において女性が能力を発揮して働ける環境の整備や女性の活躍に向けた意識改革を進めることが重要である。

(3) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革

- ・男性も女性も若いうちから人生100年時代を意識し、働き方・暮らし方の変革が求められる。
- ・働き方・暮らし方の変革にとって固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が大きな障壁となっている。
- ・人生100年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護等を両立できる環境の整備、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消及び固定観念の打破に取り組むことが求められている。

(4) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大

- ・『働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律』及び『女性活躍推進法』が施行され、女性活躍の素地が整ってきた。
- ・生産年齢人口が減少する中、女性の就業者数が5年間で228万人増え、第1子出産前後の女性の就業継続率は、これまでの4割前後から近年53.1%と大きく上昇し、M字カーブ*問題は解消に向かっている。
- ・経済分野を中心に政策・方針決定過程への女性参画は大きく進展しているが十分ではなく、国際的に見ても遅れている。
- ・女性を中心にパートや派遣社員等の非正規雇用労働者が増え、待遇差や女性の貧困の背景にもなっている。
- ・政治分野においては、『政治分野における男女共同参画の推進に関する法律』が施行された。これを契機に我が国の女性の政治参画の転換期とするためにも、積極的な取組を進める必要がある。
- ・衆議院の女性議員比率は世界190か国中167位（令和2（2020年）10月現在）

テレワーク／情報通信技術（ICT）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。Tel（離れて）とWork（仕事）を組み合わせた造語であり、本拠地のオフィスから離れた場所で、ICTをつかって仕事をすることを意味する。

M字カーブ／女性の労働力率を年齢階級別に見た際に表れる「M字」の曲線のこと。結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字を描く。

と国際的に見ても非常に遅れている。

- ・現状において、我が国は大きく差を拡げられており、諸外国の水準を目指す。

(5) デジタル化社会への備え (Society5.0※)

- ・近年の目覚ましい技術革新は、従来にないスピードで社会構造の変化をもたらしている。
- ・多くの産業・職業が、情報技術や電子工学、機械工学と密接に関わるため、性別を問わずこの分野の人材育成が急務となっている。
- ・我が国では、研究者等に占める女性の比率が諸外国と比較して低い。女子学生に対し、理工系分野の進学に関する情報の提供など理工系の研究者人口を増やすことが求められている。
- ・A I※の長所・短所の理解、これまでの男女の固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を強める等の意図しない結果が現れないようバイアスの改善が重要である。

(6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識

- ・約7人に1人の女性が配偶者からの暴力を複数回経験している。
- ・情報通信技術 (ICT)※の進化やSNS※などの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力も一層多様化している。
- ・女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて強力に取り組む必要がある。

(7) 頻発する大規模災害

- ・非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいこと、DVや性被害・性暴力が増加する。
- ・今後も大規模災害が発生する可能性があることを見据え、平常時から防災・復興分野における男女共同参画を推進し、非常時に女性に負担等が集中することがないようにしていく必要がある。

(8) SDGsの達成に向けた世界的な潮流

- ・ジェンダー平等及びジェンダー主流化の視点をあらゆる施策に反映していく必要がある。
- ・国際社会と協調して我が国の責務を果たし、SDGs全体の達成など、国際的な取組の推進に貢献する。

Society5.0／サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。

A I／「Artificial Intelligence」の略。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたもの。

情報通信技術 (ICT)／「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

SNS／「Social Networking Service」の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のサービスの総称。

3. 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等

- 男女共同参画の推進は、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会にとって不可欠の前提である。
- 主な先進国では、いわゆる管理職（管理的職業従事者）に占める女性の割合がおおむね30%以上となっている一方、我が国では約15%であるなど、国際的に大きく差を挙げられている。今が、一人ひとりの幸福を高めるとともに、我が国の経済社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点であり、取組を一段と加速させていく必要がある。
- 同時に、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを目指す。

第2部 政策編

I あらゆる分野における女性の参画拡大

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第3分野 地域における男女共同参画の推進
- 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第7分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

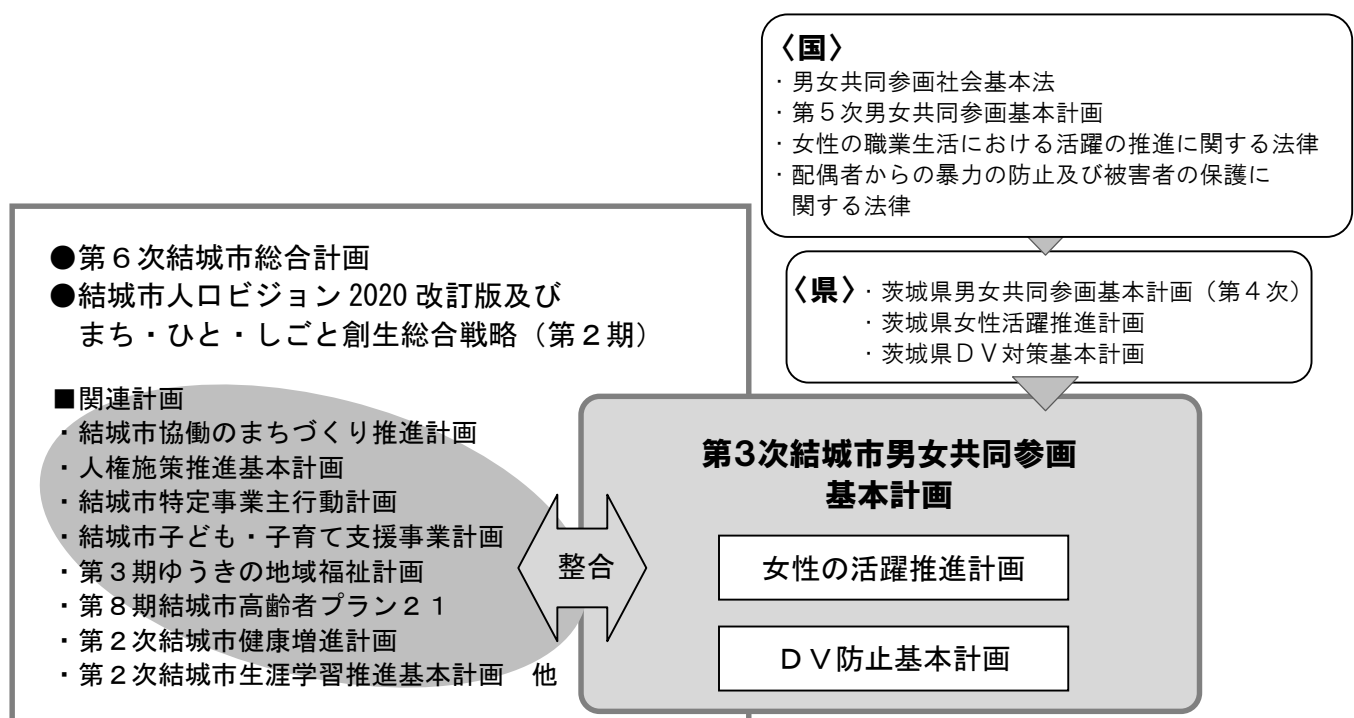
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

3. 計画の性格

- (1) 本計画は、「結城市男女共同参画推進条例」第13条に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」との整合に配慮します。また、「第6次結城市総合計画」をはじめ、庁内の関連計画との整合を図ります。
- (2) 庁内組織として「行政推進会議」や「行政ワーキング会議」を設置し、全庁的な取組のもとで男女共同参画施策を推進します。
- (3) 「男女共同参画に関する市民意識調査」及び「事業所調査」や意見公募（パブリック・コメント）により、市民意見を適切に反映するとともに、「基本計画策定委員会」及び「基本計画推進委員会」の設置に際して、ゆうき女性会議をはじめとする市民団体からの委員選出や市民公募枠を設けることで、市民参画の計画とします。
- (4) 『女性活躍推進法』第六条第2項に基づく「市町村推進計画」、『DV防止法』第二条の三の3に基づく「市町村基本計画」として一体的に策定します。



4. 計画の期間

基本構想は、本市における男女共同参画社会の実現に向けたあらゆる施策の指針となるものですが、その詳細は第3章で示します。

基本構想の計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

基本計画は、基本構想を実現するための施策体系を示すとともに、各施策の方向性、達成目標などを明らかにするものです。

基本計画の計画期間は、前期基本計画を令和3年度から令和7年度の5年間、後期基本計画を令和8年度から令和12年度の5年間とします。計画期間中に状況の変化等が生じた場合には、随時、必要な見直しを行うこととします。



第2章 本市の現状と課題

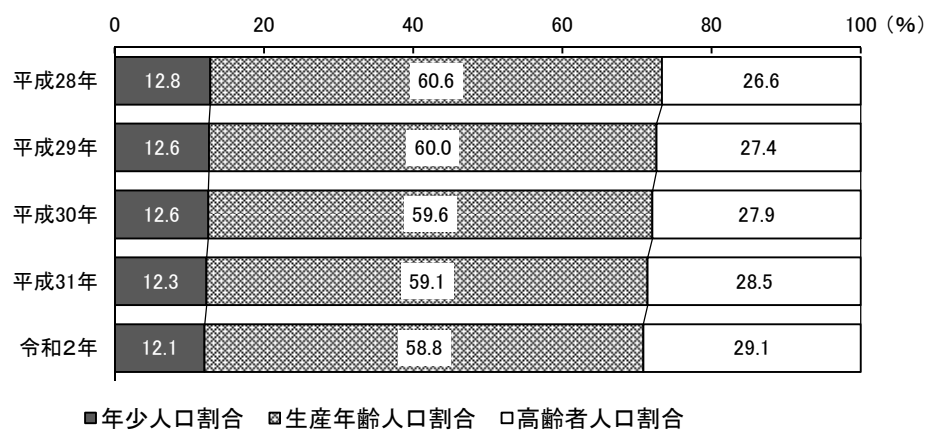
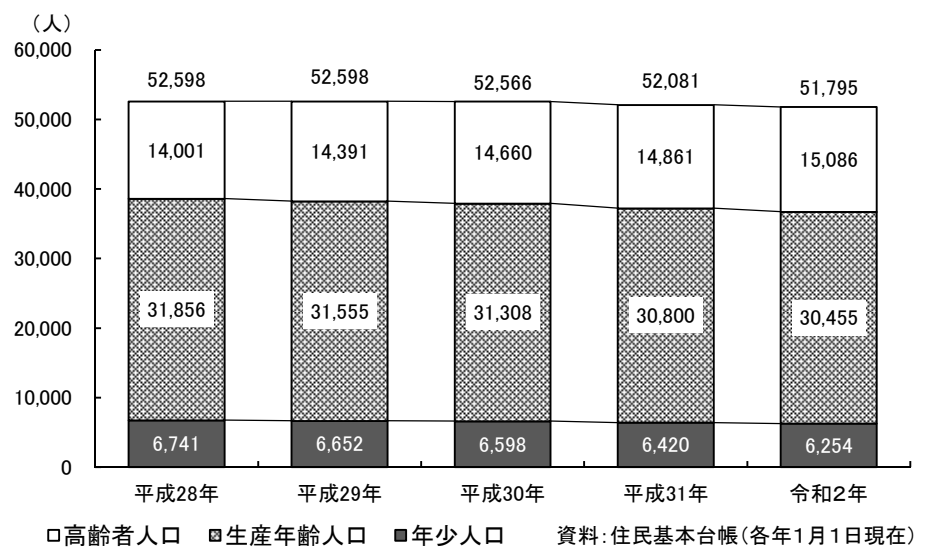
1. データからみる市の現状

(1) 人口の状況

人口は、平成28(2016)年52,598人から令和2(2020)年51,795人と微減傾向にあります。

年齢別人口は、年少人口(15歳未満)及び生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が減少を続け、高齢者人口(65歳以上)が増加し、令和2年の高齢者人口割合(高齢化率)は29.1%となっています。

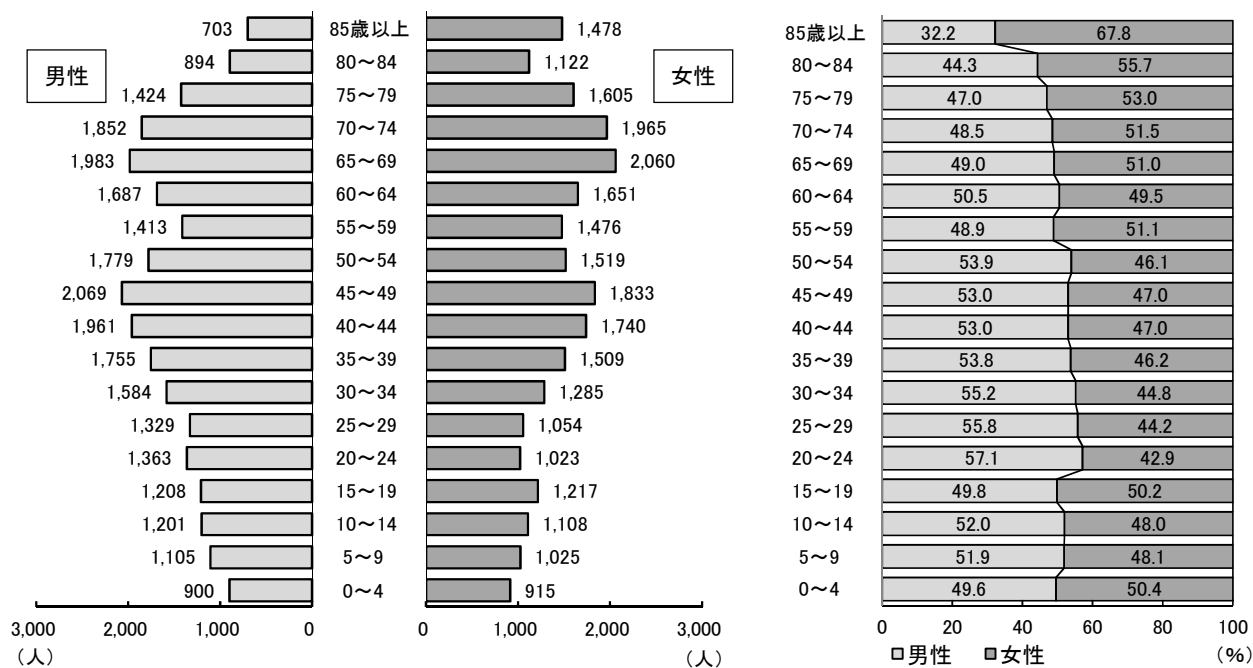
年齢3区分別人口の推移



年齢5歳階級別人口をみると、男女ともに65～69歳のいわゆる団塊以降の世代の人口が多くなっています。

男女別の割合は、生産年齢人口の各年齢層では男性が女性を上回りますが、高齢者人口の各年齢層では女性が男性を上回り、85歳以上では7割近くを女性が占めています。

年齢5歳階級別人口と世代別男女構成比（各令和2年1月1日現在）



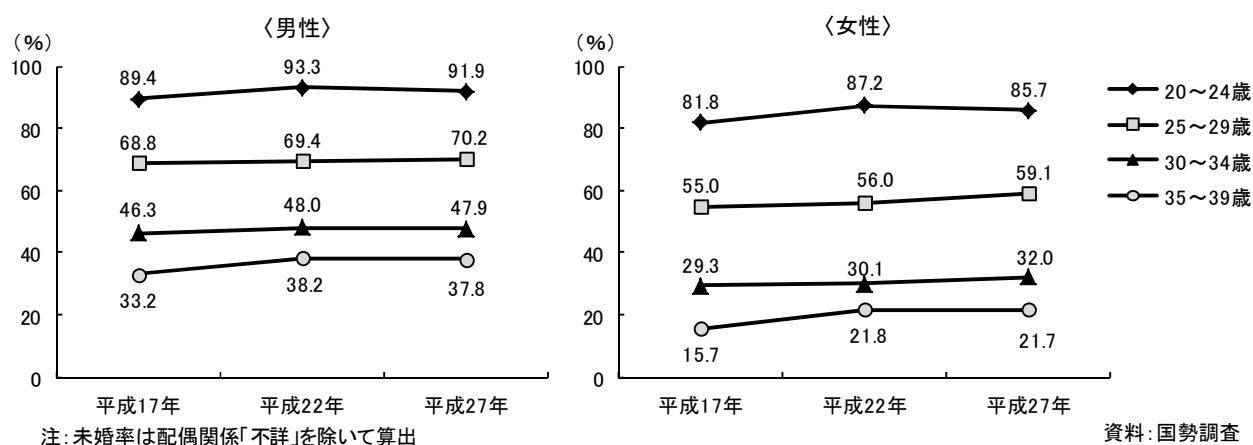
資料：住民基本台帳

(2) 配偶関係の状況

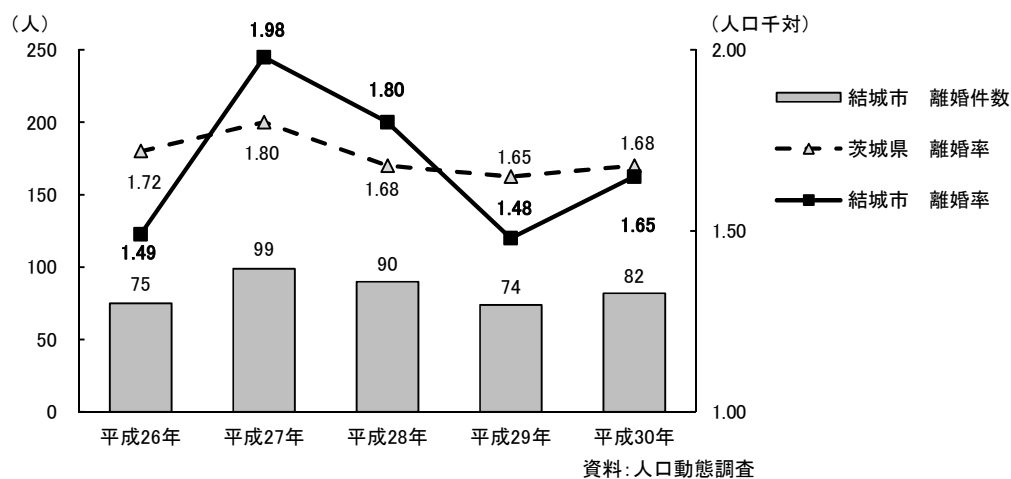
国勢調査により未婚率をみると、25～29歳の男女、30～34歳の女性で若干の上昇が見られるものの、他の年代では減少傾向あるいは横ばいで推移しています。

離婚の状況については、年次によりばらつきがあるものの、年間70～100件前後となっており、直近の2カ年では県の離婚率を下回って推移しています。

未婚率の推移（国勢調査）



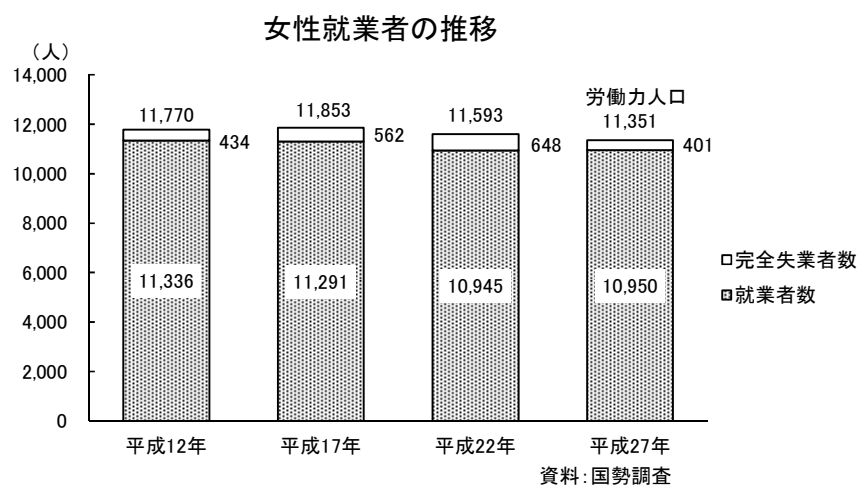
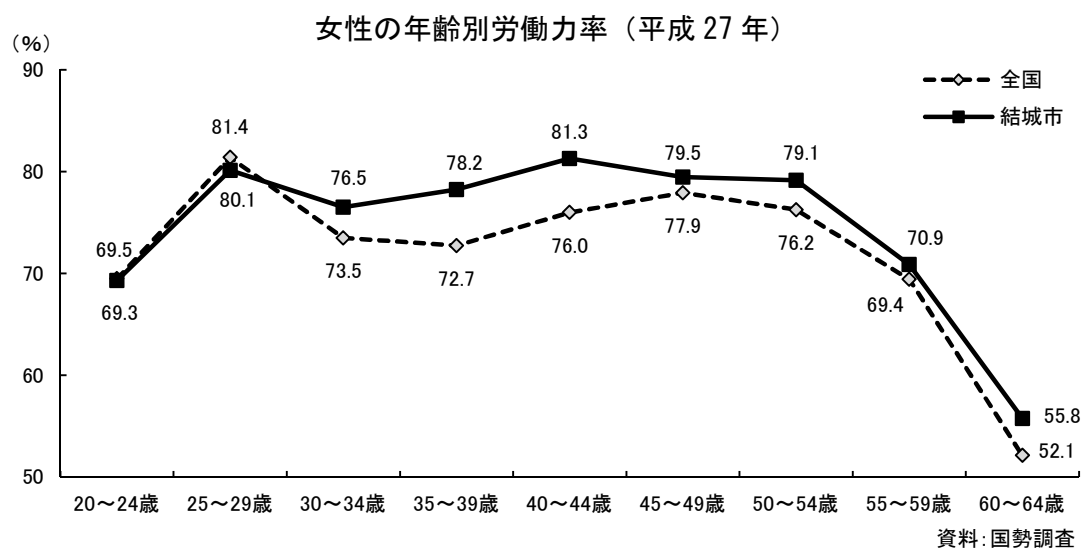
離婚件数と離婚率の推移（人口動態調査）



(3) 女性の労働力の状況

女性の労働力人口は減少傾向にありますが、年齢階級別にみる労働力率※は高く、30歳以上ではいずれも全国を上回ります。

一般的に女性が結婚や出産のために離職することで起こる、25～29歳と45～49歳の2つを頂点とし、30～34歳を谷とする、いわゆる「M字カーブ」は、本市の場合、非常に緩やかなものとなっています。



労働力率／15歳以上の人口における労働力人口の割合。労働力人口は就業者に失業者を加えた人数であるため、労働力率は、労働が可能な人口のうち、働く意思のある人の割合といえる。

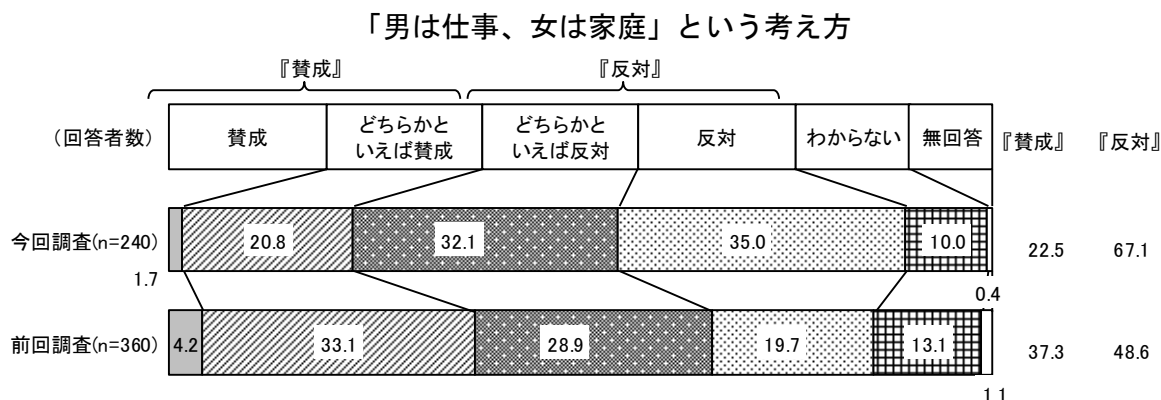
2. 意識調査からみる現状と課題

(1) 市民意識調査では

市民意識調査は、市内に在住する満20歳以上の男女1,000人を対象に実施しました。

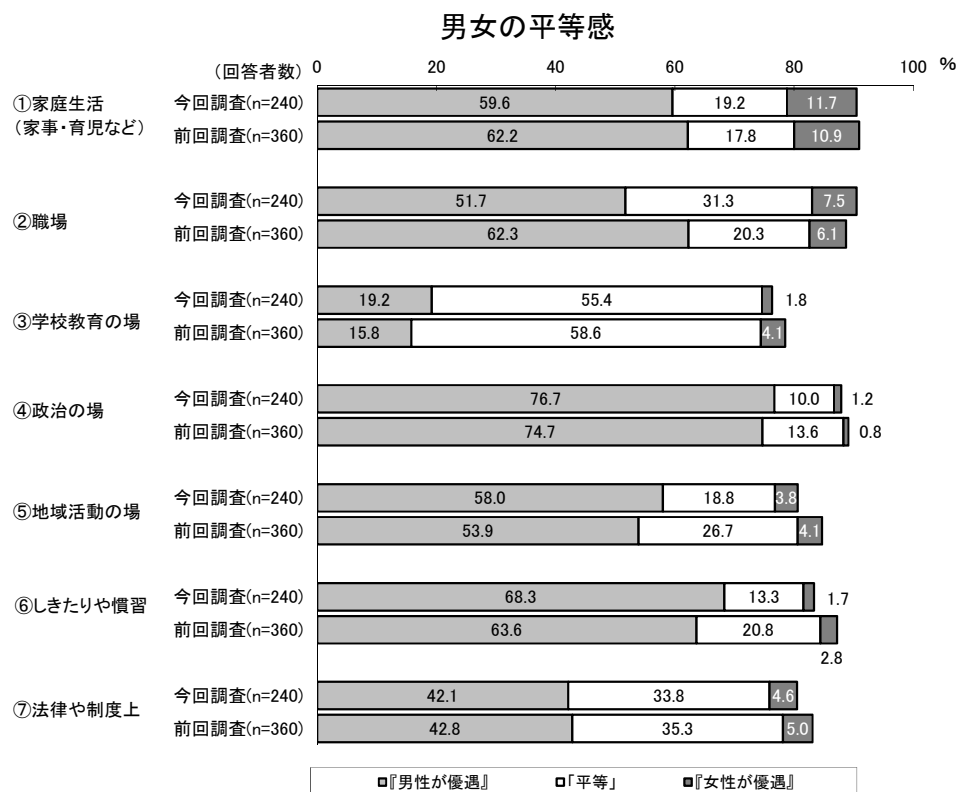
①「男は仕事、女は家庭」という考え方

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、『反対』（「反対する」と「どちらかといえば反対」の合計）が、『賛成』（「賛成する」と「どちらかといえば賛成」の合計）を大きく上回ります。前回調査と比べ、『反対』が18.5ポイント増加しています。



②男女の平等意識について

各分野での男女の平等感についてみると、「平等」との回答が最も多いのは「学校教育の場」です。次いで、やや差があり「法律や制度上」「職場」と続いています。前回調査と比べると、10ポイント以上増加している「職場」や、1.4ポイント増の「家庭生活」を除いた分野では、すべて「平等」との回答が減っています。

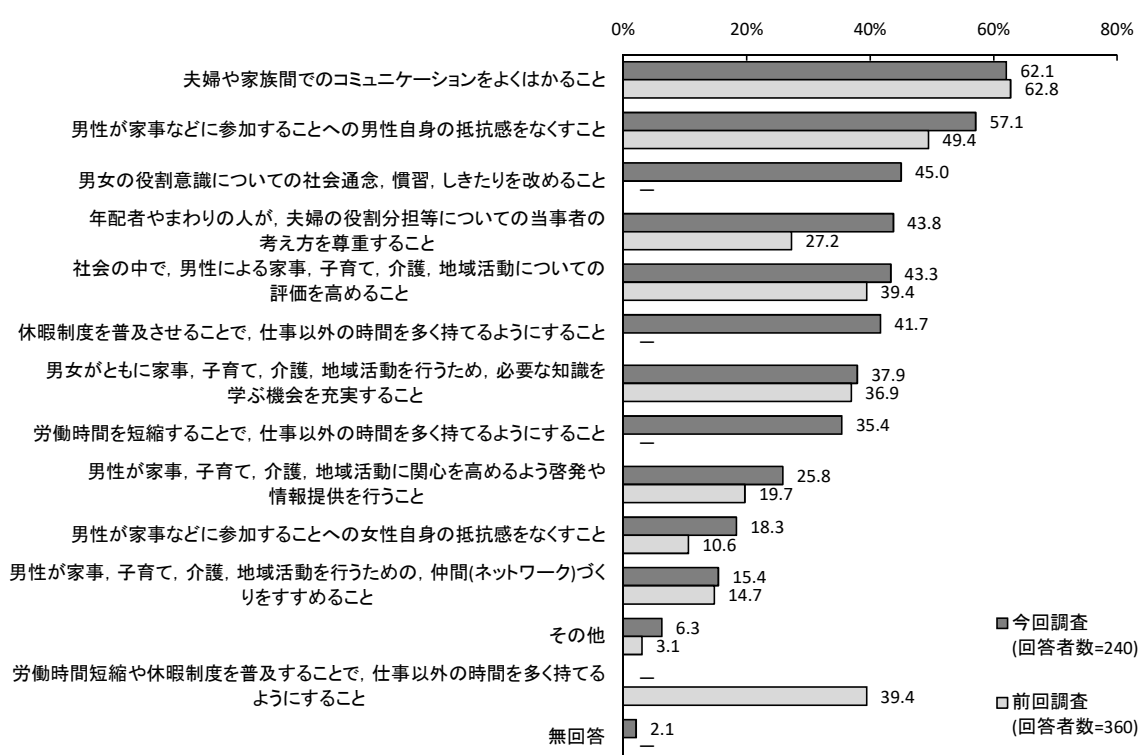


③男女がともに家事・育児等に参加するために必要なこと

男女がともに家事・育児等に参加するために必要なことは、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」、「男性が家事などに参加することへの男性自身の抵抗感をなくすこと」、「男女の役割意識についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」、「年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること」などが上位にあげられています。

前回調査と比べ、「年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること」が 16.6 ポイント増え、「男性が家事などに参加することへの男性自身の抵抗感をなくすこと」も 10 ポイント近く増えています。

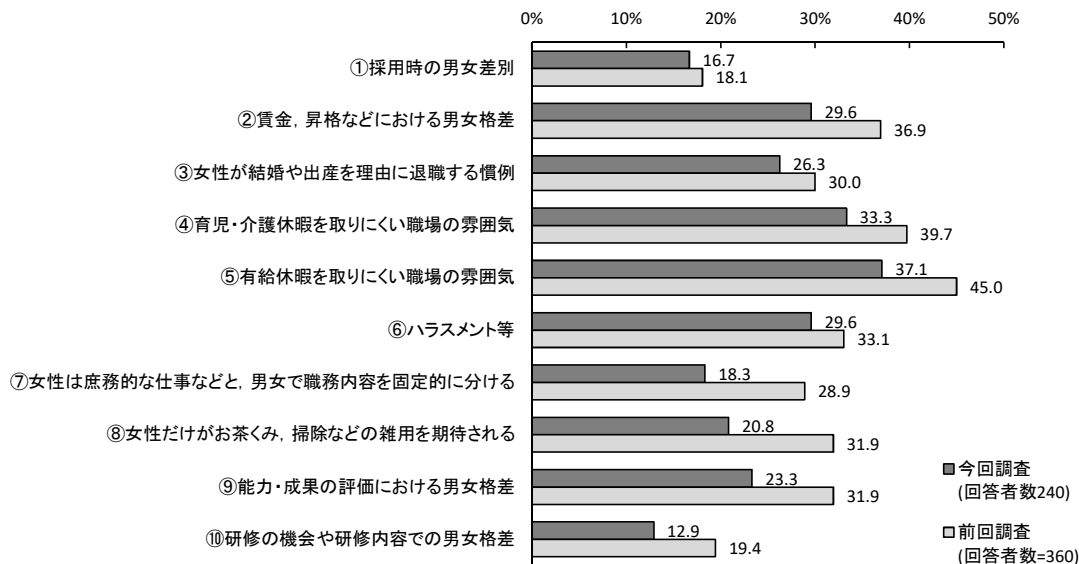
男女がともに家事・育児等に参加するために必要なこと



④職場で男女平等でないと思うこと

職場で男女平等でないと思うことがあるかどうか聞いたところ、前回調査と比べ、すべての項目で「ある」との回答が減っています。なかでも「女性は庶務的な仕事などと、男女で職務内容を固定的に分ける」及び「女性だけがお茶くみ、掃除などの雑用を期待される」は10ポイント以上減っています。

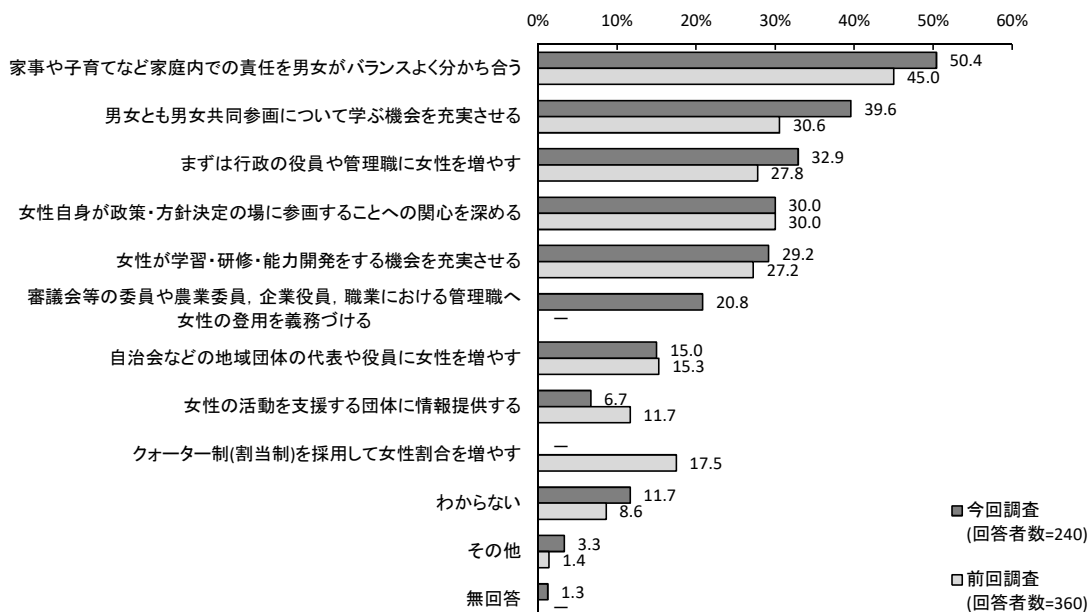
職場で男女平等でないと思うこと（「ある」との回答）



⑤政策・方針決定の場へ女性が進出するために必要なこと

政策・方針決定の場で女性が進出するために必要なことは、「家事や子育てなど家庭内での責任を男女がバランスよく分かち合う」、「男女とも男女共同参画について学ぶ機会を充実させる」、「まずは行政の役員や管理職に女性を増やす」などとなっています。前回調査と比べ、これら上位の回答は、いずれも増えています。なかでも「男女とも男女共同参画について学ぶ機会を充実させる」は10ポイント近い増加となっています。

政策・方針決定の場へ女性が進出するために必要なこと



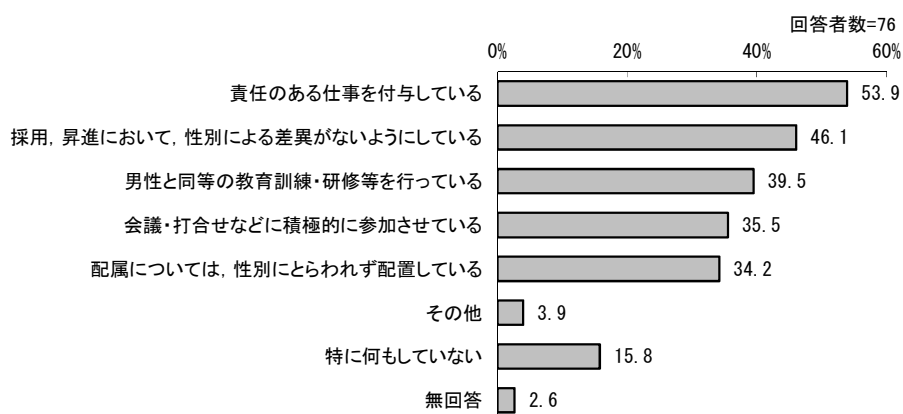
（２）事業所アンケート調査では

事業所アンケート調査は、市内事業所 182 社を対象に実施しました。

①女性を積極的に登用するために

女性を積極的に登用するために取り組んでいることは、「責任のある仕事を付与している」が 53.9%と 5 割を超え、以下「採用、昇進において、性別による差異がないようにしている」、「男性と同等の教育訓練・研修等を行っている」が続きます。

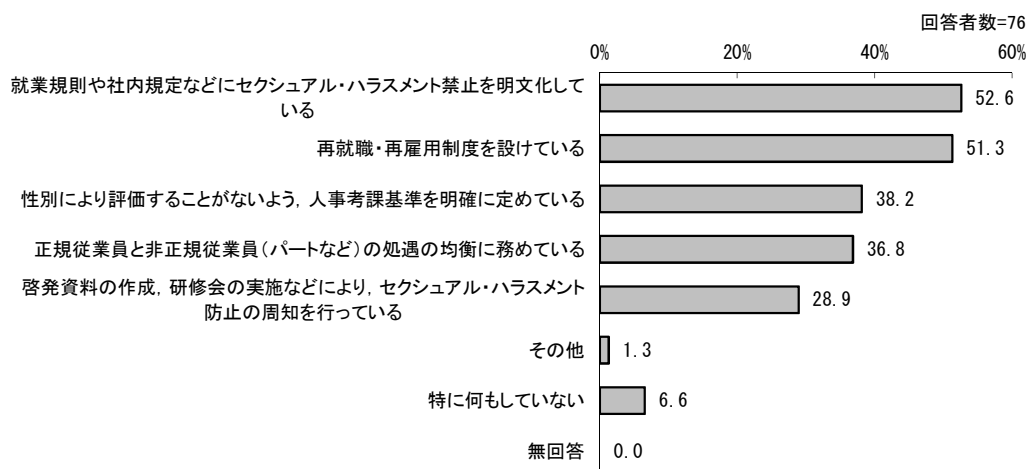
女性を積極的に登用するために取り組んでいること



②男女がともに働きやすい環境づくり

男女がともに働きやすい環境づくりのために取り組んでいることは、「就業規則や社内規定などにセクシュアル・ハラスメント*禁止を明文化している」、「再就職・再雇用制度を設けている」が 5 割を超えています。

男女がともに働きやすい環境づくりのために取り組んでいること

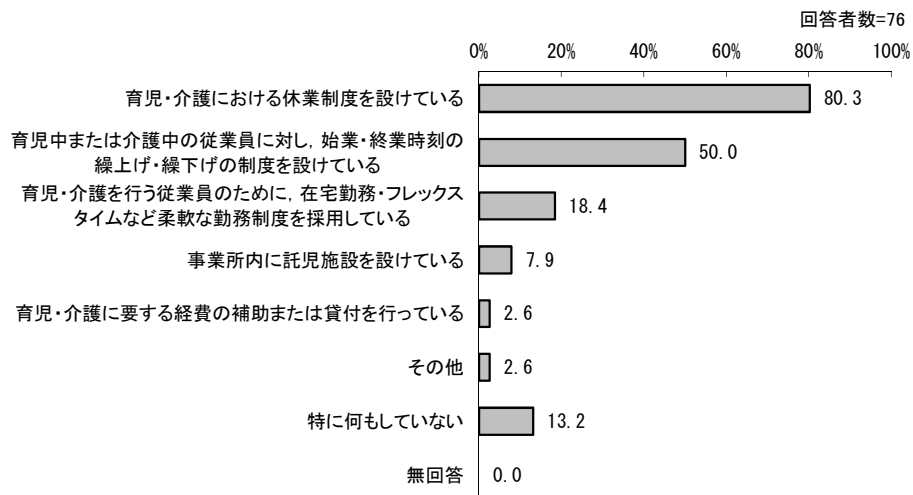


セクシュアル・ハラスメント／相手の意に反する性的言動によって、働くうえで不利益を被ったり、「性的な言動」によって就業環境が妨げられること。

③男女がともに育児・介護をしながら働くこと

男女がともに育児・介護をしながら働くことについて取り組んでいることは、「育児・介護における休業制度を設けている」が8割、「育児中または介護中の従業員に対し、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの制度を設けている」が5割となっています。

男女がともに育児・介護をしながら働くための取組



3. 第2次結城市男女共同参画後期基本計画の成果

(1) 進捗状況の総括

現行計画では、4つの基本目標に基づき、男女共同参画に関する各種取組を推進してきました。各種取組の進捗状況の総括は、以下の通りです。

〈評価基準〉

A評価……男女共同参画の視点が活かされている

B評価……概ね男女共同参画の視点に基づいている

C評価……男女共同参画の視点が活かされていない

基本目標1 とともに育む意識づくり

単位：事業数

課 題	今後の取組	評 価		
		A評価	B評価	C評価
(1) 男女共同参画に向けた意識づくりの推進	①男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進	4	1	
	②男女共同参画を推進する体制の整備	4		
(2) 男女平等を推進する教育・学習の充実	①家庭・地域社会における男女平等教育・学習の推進	2		
	②学校及び幼稚園・保育所における男女平等教育の推進	3		
合 計		13	1	0

基本目標1の評価をみると、「(1) 男女共同参画に向けた意識づくりの推進」の「①広報・啓発活動の推進」の事業である「講座等の開催」がB評価であるのを除き、すべての事業がA評価となっています。

「(1) 男女共同参画に向けた意識づくりの推進」の「①広報・啓発活動の推進」では、多くの方が参加できる講座や講演会を実施し、広く市民に男女共同参画に関する学習機会を提供するとともに、紙媒体だけではなくSNSを使用して広報を行うなど啓発に努めてきました。「②体制の整備」では、市民の男女共同参画に対する意識を調査するとともに、計画の進捗管理に努め、国・県・他市町村等との連携により、広域的な事業を推進してきました。また、国際交流を積極的に行い、男女にかかわらず、国際理解の促進を図りました。

「(2) 男女平等を推進する教育・学習の充実」の「①男女平等教育・学習の推進」では、家庭教育支援事業に男性の参加者が年々増え、子ども会の役員には男女分け隔てなく就いています。また、保育士や学校の教職員の男女共同参画に対する意識を高めています。

基本目標2 とともに働く環境づくり

単位：事業数

課 題	今後の取組	評 価		
		A評価	B評価	C評価
(1)働く場における男女 共同参画	①働く場における男女共同参画の推進	2		
	②女性が能力を発揮できる就業の支援	1	2	
(2)仕事と生活の調和 の推進	①仕事と家事・育児・介護等の両立支援	3		
	②多様なライフスタイルに対応した社会的支援	5	2	
合 計		11	4	0

基本目標2の評価をみると、約7割がA評価となっています。

「(1)働く場における男女共同参画」では、市内事業所と連携し、事業所のワーク・ライフ・バランスの啓発を図っていますが、効果的な方法での啓発が求められます。

「②女性が能力を発揮できる就業の支援」については、平成27(2015)年に策定された『女性活躍推進法』の周知を図っていますが、講演会やセミナーへの参加者以外への周知が課題となっています。「ポジティブ・アクションの啓発」とともに「女性活躍推進法の周知及び啓発」はB評価です。

「(2)仕事と生活の調和の推進」では、ワーク・ライフ・バランスの啓発を図る一方、保護者が安心して働くことができるよう、子育て支援など環境づくりを推進してきました。「②多様なライフスタイルに対応した社会的支援」では、高齢者に対して男女がともに参加できる介護教室や総合相談事業を実施し、就労を支援するシルバー人材センターの支援を行っていますが、「介護者支援の充実」「高齢者の就業機会を提供するシルバー事業の支援」はB評価です。

基本目標3 とともに自立し参画する社会づくり

単位：事業数

課 題	今後の取組	評 価		
		A評価	B評価	C評価
(1) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	①審議会等への女性参画の推進		1	1
	②行政における男女共同参画の推進	3	2	
(2) 地域における男女共同参画の推進	①地域活動における男女共同参画の推進	5		1
	②農業・商工自営業等の男女共同参画の推進		3	1
	③男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	2		
合 計		10	6	3

基本目標3の評価をみると、A評価は約5割、B評価は約3割、C評価が約2割となっています。

「(1) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」の「①審議会等への女性参画の推進」では、「審議会等への女性の参画促進」はB評価であり、女性登用率の向上が課題となっています。「農業委員への女性の登用促進」についてはゼロであり、C評価です。「②行政における男女共同参画の推進」は、「女性職員の庁内研修講師への積極的登用」、「女性職員の管理職登用促進」はB評価にとどまり、女性職員の活躍が求められます。

「(2) 地域における男女共同参画の推進」の「①地域活動における男女共同参画の推進」では、C評価である「コミュニティビジネス※の支援」を除いてはすべてA評価となっています。市民団体や個人の活動を積極的に支援し、活動の活性化につなげています。コミュニティビジネスについては、市民ニーズが少なく、廃止の検討が必要となっています。「②農業・商工自営業等の男女共同参画の推進」に関する事業はすべて農業関係であり、いずれもBまたはC評価となっており、今後の支援のあり方を検討する必要があります。「③男女共同参画の視点に立った防災対策の推進」は、自主防災会への女性の参画を促してきたことからA評価ですが、男女共同参画の視点を取り入れた避難所の運営などが、さらに求められます。

※コミュニティビジネス／地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するもの。

基本目標4 とともに尊重し合えるところからだづくり

単位：事業数

課 題	今後の取組	評 価		
		A評価	B評価	C評価
(1)生涯を通じた男女の健康づくりの推進	①男女の特性に応じた健康支援	1	5	
	②妊娠・出産の支援	4		
(2)あらゆる暴力の根絶	①暴力などの発生を防ぐ環境の整備		1	1
	②被害者に対する支援体制の充実	2		
合 計		7	6	1

基本目標4の評価をみると、A評価が約5割、B評価が約4割、C評価は1割未満となっています。

「(1)生涯を通じた男女の健康づくりの推進」の「①男女の特性に応じた健康支援」では、各種検診、健康づくりのための各種講座の実施などを推進していますが、男女の偏りや若年層の参加が少ないなどの課題があり、多くの事業がB評価です。「②妊娠・出産の支援」では、妊娠期から必要に応じた相談・指導を行っています。

「(2)あらゆる暴力の根絶」は、周知・啓発や相談員の配置など、多くはA評価となっていますが、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）※の啓発」はC評価です。「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」については、母子保健事業のなかで対応を図っているため、より現状に応じた施策の検討が必要と考えられます。

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）／生殖（出産、避妊、中絶）に関しては国家政策ではなく個人の自己決定が尊重されるべきであり、国家は女性の生涯を通じての健康（身体的・精神的なものを含む）を保障しなければならない、という考え方。

(2) 目標値の達成状況

本計画では施策の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、目標値を設定しています。達成状況は次のとおりです。

男女の平等感において、「職場において男女が『平等である』と回答した人の割合」、「男女共同参画に関する職員研修」については目標を達成しました。また、「審議会等への女性の参画促進」及び「自治会長（区長）に占める女性の割合」、「親子料理教室」は、目標値に達してはいないものの、直近の数値が目標値に近く、達成の進捗がみられます。

事業名称	事業名称	目標数値の内容	計画開始時 数値 (平成26年度)	直近の 数値 (令和元年度)	目標値
1 ともに育む 意識づくり	男女共同参画に関する講座等の開催	男女共同参画に関する様々な分野の講座に参加した人数(延べ)	122 人	104 人	150 人
3 ともに自立 し参画する 社会づくり	男女共同参画に関する職員研修	出席率(欠席届提出者を除く)	82.9%	100%	100.0%
	審議会等への女性の参画促進	審議会等の女性登用率	23.0%	27.7%	30.0%
	地域活動における女性の参加	自治会長(区長)に占める女性の割合	2.1%	3.7%	5.0%
	市男性職員の育児休業取得率	市男性職員の育児休業制度を取得した割合	0.0%	0.0%	10.0%
	家族経営協定の推進	協定締結家族数	60 件	54 件	65 件
	女性農業者育成事業の充実	パウロニアクラブの会員数	32 人	29 人	40 人
4 ともに尊重 し合えるこ ろとからだ づくり	市民健康診査事業の充実	がん健診受診率	23.8%	—	40.0%
		乳がん・子宮がん検診の受診した割合	乳がん 13.5% 子宮がん 12.6%	乳がん 9.7% 子宮がん 7.4%	乳がん 30.0% 子宮がん 30.0%
	食生活改善推進員による健康支援	各教室における男性の参加率 ①ヘルシークッキング ②郷土料理教室 ③親子料理教室	①12.8% ②22.7% ③ 4.9%	① 9.7% ② 3.4% ③18.6%	①20.0% ②20.0% ③20.0%
計画全体	男女の平等感	しきたりや慣習において男女が「平等である」と回答した人の割合	21.6%	13.3%	30.0%
		職場において男女が「平等である」と回答した人の割合	21.0%	31.3%	30.0%
		政治の場において男女が「平等である」と回答した人の割合	13.9%	10.0%	30.0%

4. 本市の男女共同参画をめぐる主な課題と方向

社会情勢の変化、本市の現状、アンケート調査結果、施策の取組状況、また、国が策定を進めている「第5次男女共同参画基本計画」の動向から把握された本計画の主な課題と方向は次のとおりです。

① 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を意識したあらゆる世代の意識啓発へ

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について「反対」と「どちらかといえば反対」の合計は67.1%となっています。この割合は前回調査49.1%や国の調査59.8%を上回り、固定的な性別役割分担意識の是正は進みつつあるものと考えられます。しかしながら、「賛成」との回答は男性の30歳代及び50、60歳代で3割、女性の40歳代及び50歳代では3割を上回るなど、年代によっては、固定観念にとらわれる割合も高く、あらゆる世代への意識啓発が必要です。

分野別の男女の平等感については、「男性の方が優遇」と「どちらかといえば男性の方が優遇」の合計が5割を超えるのは、「政治の場」76.7%、「しきたりや慣習」68.3%、「家庭生活」59.6%、「地域活動の場」58.0%、「職場」51.7%と多くの分野にわたります。前回調査と比べると、「しきたりや慣習」が4.7ポイント増と他分野を上回る増加を示しています。

また、男女がともに家事・子育て・介護・地域活動に参加するために必要なこととして「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」、「男性が家事などに参加することへの男性自身の抵抗感をなくすこと」に次いで、「男女の役割意識についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」があげられています。

男女共同参画を加速する様々な取組が進みつつあるなかで、依然として社会全体が変わるまでには至っていません。その要因の一つとして幼少の頃から長年にわたって形成される無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があげられます。そうしたものが固定的な性別役割分担意識につながらないように、男女双方の意識改革に取り組む必要があります。

② 女性活躍推進の環境づくりへ

『男女雇用機会均等法』をはじめ、関係法令が次第に整備され、『女性活躍推進法』が施行されるとともに、働き方改革が進むなかで男女を問わず働き方の見直しが進みつつあります。

実際、市民意識調査では、前回調査と比べ「職場」の平等感が増しています。「男性の方が優遇」と「どちらかといえば男性の方が優遇」の合計は前回調査から 10.6 ポイント減少しており、「平等である」との回答は、「学校教育の場」55.4%、「法律や制度上」33.8%に次いで「職場」31.3%があげられています。

一方、女性の雇用は正規雇用に比べて低賃金で身分が不安定な非正規雇用が 5 割を超えており、さらに、市の男女共同参画の推進で力を入れるべきこととして、「男女がともに働きやすい就業環境の整備」が最も多くあげられています。

男女ともに働きやすい就業環境の整備に向けて、今後の取組をいっそう進めていく必要があります。

事業所の意識調査では、男女がともに働きやすい環境づくりのために取り組んでいることとして、「セクシュアル・ハラスメントの明文化」が 52.6%、「再就職・再雇用制度」が 51.3%となっています。また、女性従業員が働きやすい環境づくりに対しては、女性管理者・従業員からは「短時間勤務（正規雇用）」、「育児離職後の再雇用」、「長期の育児休業」といった多様な働き方への高いニーズがあります。

こうした多様な働き方へのニーズは、新型コロナウイルス感染症拡大への対応として進んだ在宅勤務を契機に、今後、さらに高まっていくと考えられます。「男女がともに働きやすい就業環境の整備」とともに、ライフステージによって異なる多様な働き方へのニーズにも応えていくことが求められます。

③ ワーク・ライフ・バランスの実現へ

市民意識調査では「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の状況の理想と実際について聞いたところ、理想では「仕事と家庭生活をともに優先したい」が最も多く34.6%でしたが、現実では「仕事を優先している」が35.4%と最も多く、理想と現実では大きな差があります。

共働き世帯が増えるなか、家事や子育ての負担の多くは、依然として女性にかかっています。市民意識調査では、男女がともに家事・育児等に参加するために必要なこととして、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」、「男性が家事などに参加することへの男性自身の抵抗感をなくすこと」があげられています。新型コロナウイルス感染症拡大への対応で在宅勤務が増え、夫婦ともに家で働くケースも出てきており、家事や子育ての分担が急務となっています。

一方、事業所の意識調査では、ワーク・ライフ・バランスを「知っている」との回答が48.7%となっています。「知っている」と回答した事業所に、ワーク・ライフ・バランスの効果をたずねたところ、「女性従業員の定着率の向上」、「活気ある職場風土づくりの促進」、「優秀な人材の確保」、「女性従業員の勤労意欲の向上」が多くあげられています。こうした調査結果を公表し、ワーク・ライフ・バランスの実践が企業の発展につながることを企業経営者に働きかけていく必要があります。

人生100年時代の到来に伴って、職業人生が長くなる今後においては、若い時から仕事と生活の調和を図っていくことがいっそう重要となります。

④ 地域活動における男女共同参画を

近年、若い女性の大都市圏への転入超過が増大しており、女性にとって魅力的な地域づくりが求められます。市民意識調査の分野別の男女の平等感において、「平等」との回答が最も少ないのは、「政治活動の場」10.0%、次いで「しきたりや慣習」13.3%、「地域活動の場」18.8%となっています。

「しきたりや慣習」、「地域活動の場」については、「男性が優遇」との回答は、いずれも50歳代の女性で多くなっています。固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在し、女性が活躍しづらい環境であることが示唆されることから、男女が協働することができる暮らしやすい地域づくりを進めることが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により地方移住への関心も高まり、テレワークやオンラインの活用が進むなど、地域をめぐる環境変化を追い風に、女性の積極的な受入れに取り組んでいくことも必要です。

一方、近年の災害対応の教訓から避難所での男女のニーズの違いに配慮していくことが必要となっています。日頃から地域とのつながりを持つ女性は、復興時には大きな原動力となります。そのため、防災会議や消防団等、防災分野における意思決定過程への女性の参画を促進する一方、避難所における男女双方の視点に配慮した管理運営が求められます。

⑤ DVの周知の徹底と相談機能の充実へ

市民意識調査では、DVを受けた経験のある女性は19.5%と5人に1人となっています。そして、DV被害にあった時に相談した女性は47.8%、相談相手の多くは家族・親戚や友人・知人であり、相談機関は少なくなっています。

市民意識調査では、DVの認知度は8割を超えていますが、女性に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることとの周知を徹底する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念されています。意識啓発に努めるとともに、被害者が安心して相談できる体制について周知を図り、関係機関と連携して、被害者の自立支援に努めていく必要があります。

第3章 基本的な考え方と基本目標

1. 基本理念

第1次計画及び第2次計画においては、「人権の尊重と男女平等の実現」を基本理念に、市民や地域、企業、団体、行政がともに思いやりと理解を深めて一体となり、様々な施策に取り組んできました。本計画においては、第1次計画及び第2次計画の目指す方向を踏まえつつ、これまで見えてきた課題、さらには社会構造の変化や新型コロナウイルス感染症の影響拡大により提起されている「新たな日常」を視野に入れながら、すべての市民が社会の対等な構成員として、ともに認め合い、支え合い、その能力や個性を十分に発揮し、自分らしく輝ける社会を目指します。

人権の尊重と男女平等の実現

～ともに認めあい、支えあい、
自分らしく輝ける社会をめざして～

2. 基本目標と施策の方向性

本市の男女共同参画をめぐる主な課題と方向を踏まえた基本目標及び施策の方向性を以下にまとめました。

基本目標 1 とともに育む意識づくり

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会の形成においてその根幹となるものであり性別に関わらず一人の人間としてお互いの人権を尊重することが大切です。

しかし、様々な場における固定的性別役割分担意識や地域社会における根強い慣習・慣行は、個人の意思や権利が阻害される要因となることがあります。

このようなことから、男女共同参画社会の形成を市民一人ひとりが自らの目標として捉え、男女共同参画の視点に立って意識や慣行を見直すとともに、性の多様性への理解を深めることができるよう、啓発や広報活動を推進します。

施策の方向性

- (1) 男女共同参画に向けた意識づくりの推進
- (2) 男女平等を推進する教育・学習の充実

基本目標2 ともに働く環境づくり

男女が仕事を続けていくためには、男女ともに能力と個性を十分に生かせる職場にすることが必要であり、職場における性別役割分担をなくし、働く意欲を醸成させていかなければなりません。

こうしたことから、男女がともに、個人の価値観や望むライフスタイルに応じた就業形態を主体的に選択でき、どのような選択をしても性別に関わりなく公平な対応が行われるよう、働き方の見直しや職場環境の改善、事業主や労働者の意識改革を促進します。

共働き世帯が当たり前になっているにも関わらず、家事・育児、介護の負担は依然として女性に偏る傾向がみられます。その改善に向けた取組が進められていますが、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅勤務の広がりや、女性の家事・育児、介護等の負担をさらに増幅させているのが現状です。「新たな日常」にも対応し得る、家庭内における家事・育児、介護等の役割分担の再構築が求められます。

男性においては、仕事中心の生活や長時間労働により、家庭や地域活動に参加する余裕が時間的にも精神的にもない状況にあるのが現実ですが、在宅勤務が増えるなかで、改めて働き方が問われています。

このようなことから、仕事と家庭生活、地域活動の両立を支援するため、子育て・介護環境の整備に努めるとともに、家庭や地域における男女共同参画社会の形成を促進します。

施策の方向性

- (1) 働く場における男女共同参画
- (2) 仕事と生活の調和の推進

基本目標 3 ともに活躍する社会づくり

男女が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、個人としての能力を発揮できる機会を確保することは、男女共同参画社会を形成するうえで基盤となるものです。男女共同参画社会に向け法律が整備されるなかで、個人の意識の多様化や、様々な分野での女性の活躍・推進がみられるようになりましたが、政策・方針決定過程の場への女性の参画は未だ十分ではありません。

地域社会を活性化させていくためには、性別に関わらず誰もが地域社会の一員として、様々な活動に参画していくことが必要ですが、特に、農業や自営業においては重要な物事や方針を決定する場に女性自らが積極的に参加できる機会はまだ多いとはいえ、今後拡大していくことが必要です。

また、防災・復興の分野においては、男女共同参画の視点が不十分だったため、救援物資の配布や避難所の運営で男女のニーズの違いに対応できない状況が発生しています。今後は防災・復興の分野においても政策・方針決定過程への女性の参画に努めます。

誰もが参画しやすい社会づくりとともに、社会や地域の活動に積極的に参画する人材の育成に努め、男女共同参画を促進します。

施策の方向性

- (1) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- (2) 地域における男女共同参画の推進

基本目標4 ともに尊重し合えるところとからだづくり

男女がそれぞれの特性を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ることは、男女共同参画社会を形成するうえで前提となるものです。

男女が生きがいを持っていきいきと暮らす男女共同参画社会の実現には、個人の尊重と併せて、生涯を通じて心身ともに健康であることが重要であり、男女の特性に応じた健康の保持・増進体制を推進する必要があります。

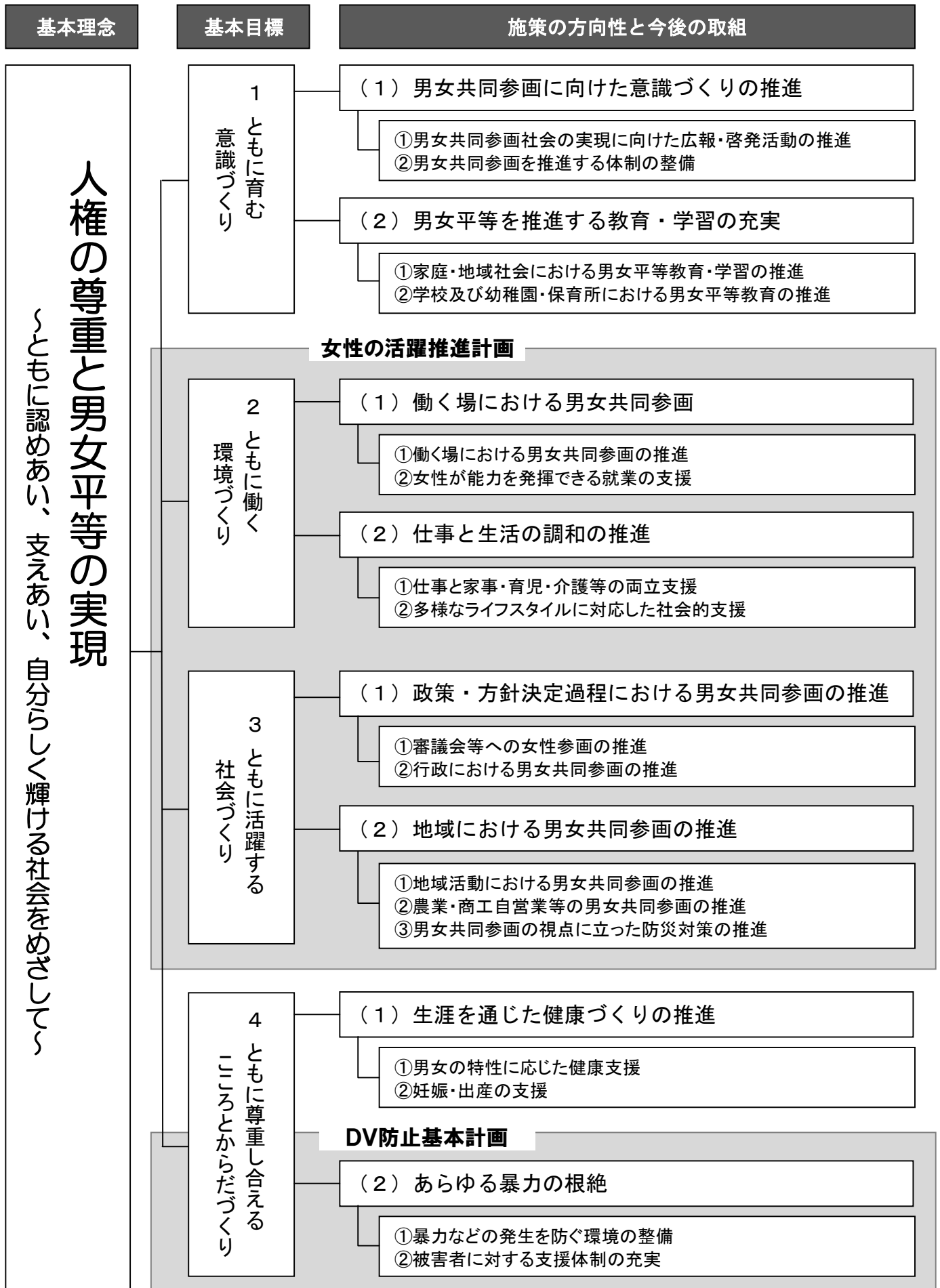
また、暴力は重大な人権侵害ですが、DVや恋人間で生ずる暴力（デートDV）は人々の認識や理解不足により家庭内や恋人間の問題として見過ごされてしまい、被害が潜在化しています。暴力や人権侵害は絶対に許さないという社会意識の醸成と被害者への支援が重要となります。

よって、DVや多様なハラスメント等を含むあらゆる暴力の根絶に向けた取組を強化します。

施策の方向性

- (1) 生涯を通じた健康づくりの推進
- (2) あらゆる暴力の根絶

3. 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標 1 とともに育む意識づくり

(1) 男女共同参画に向けた意識づくりの推進

結城市では、男女共同参画社会の実現を、市の最重要課題の一つとして位置づけ、一人ひとりの命が大切にされ、個性と能力が発揮でき、安心していきいきと快適に暮らすことができる社会を目指し、平成 23 (2011) 年に「結城市男女共同参画推進条例」を制定しました。

このような社会の実現にとって、何よりも大切なのが男女の人権の尊重です。性別に関わりなく個性と能力を発揮することができ、男女がともに自立した人間として、社会のあらゆる分野に参画することが、より住み良い社会を形成していくこととなります。社会を支える一員としての自覚と責任を持ち、人々の意識に強く根づいている「男は仕事、女は家庭」といったこれまでの慣習の見直しを進め、人権尊重を基盤とした男女平等の意識づくりを進めます。

■今後の取組 ①男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識の考え方に反対する割合は、全体では7割近いものの、男性の30歳代や女性の50歳代など特定の性・年代によっては反対が少ない傾向が見られます。

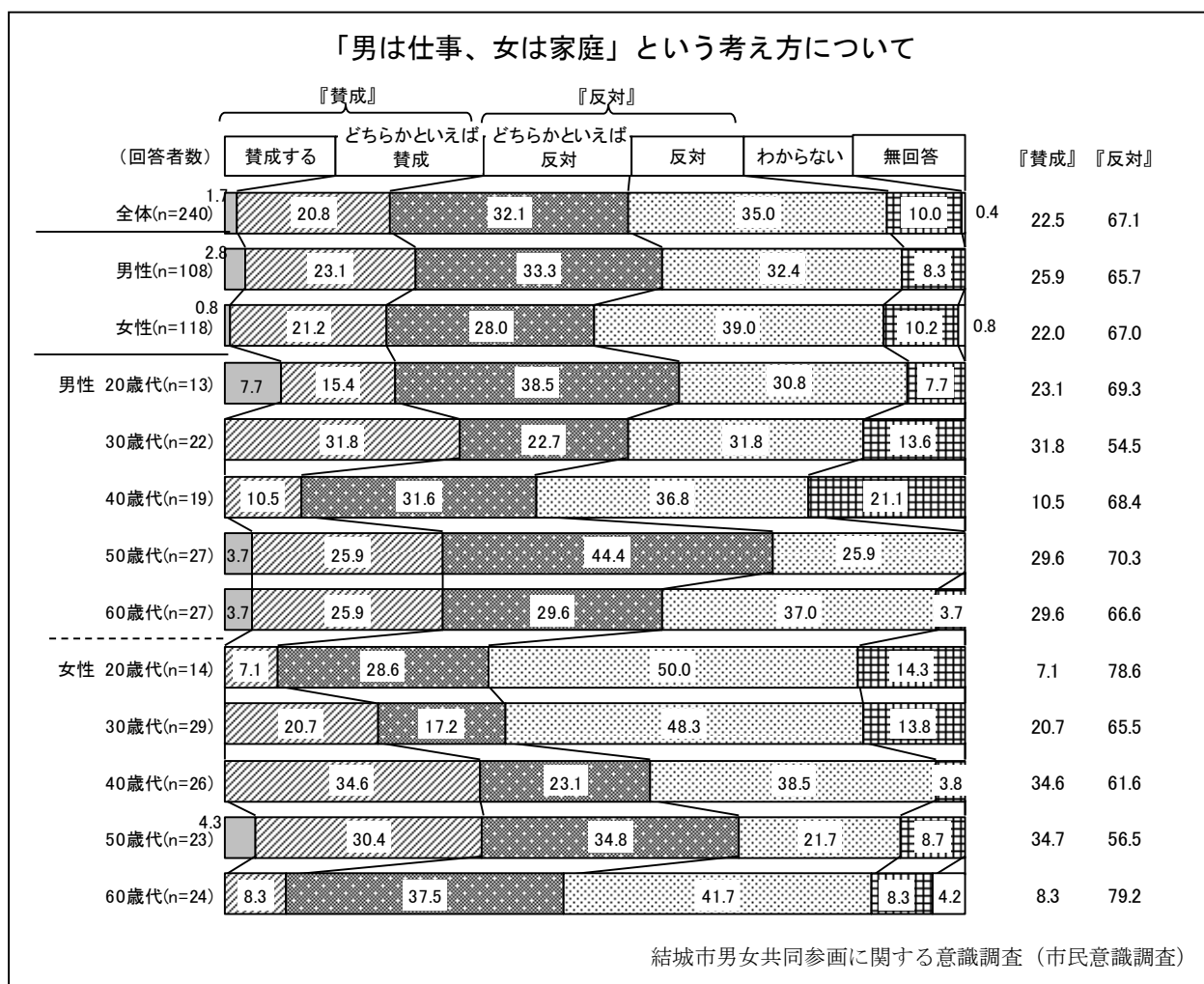
男女の平等感では、「学校教育の場」で5割を超え、「法律や制度上」、「職場」は3割強で平等であるとしていますが、「政治の場」、「しきたりや慣習」、「家庭生活」、「地域活動の場」、「職場」いずれも男性の方が優遇されているが半数以上となっています。

引き続き、男女が互いの特性を認めあい、支えあい、人権を尊重する男女共同参画の視点に立った講演会やセミナー、講座などを開催し、男女共同参画への理解を深め、啓発誌の発行や市広報紙・ホームページを通して市民への情報提供を行うなど啓発に努めます。

誰もが男女共同参画に関心を持ち、理解を深めていけるよう、世代による男女共同参画への理解度の違いを考慮し、それぞれの世代に合わせた啓発手法や具体的な事例紹介など工夫を施したうえで、より一層の意識づくりを促します。



「住んでみたいな鬼ヶ島」発表の様子
(わらしべの会)



【第2次計画の振り返り】

- ・講座等に多くの人に参加できるよう、開催日の配慮やSNSなどでの周知、QRコード※からの参加申し込みなど工夫を行った。
- ・講演会では20～70歳代以上の幅広い年齢層の参加を得ることができた。
- ・紙媒体だけでなく、SNSを使用した広報により、市民に広く啓発を行った。

QRコード／「Quick Response」の頭文字からとったもので、素早く読み取る・反応するという意味がある。ホームページのURL情報を記録できるため、チラシやポスター等にQRコードを印刷すると、スマートフォンで詳細情報を見ることができる。

事業 No. に★が付いている事業は重点事業となります。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
11101 ★	男女共同参画に関する講座等の開催	男女共同参画に関する様々な分野の課題について講座等を開催し、市民ニーズに対応した学習の機会と情報を提供する。	まちづくり協働課
11102	男女共同参画に関する講演会等の開催	市民の男女共同参画への認識を深め、性別役割分担意識の是正につなげていくため、講演会やシンポジウムを定期的に開催する。	まちづくり協働課
11103	男女共同参画に関する広報の充実	広報紙・ホームページ等へ男女共同参画に関する情報を掲載し、市民に様々な取組を紹介するなど広くPR・啓発する。また、男女共同参画啓発誌の作成及び配布を行う。	まちづくり協働課
11104	男女共同参画の視点を取り入れた広報の実施	広報やパンフレット、ホームページ等において、性別で固定化せず、男女対等に表現するように配慮した広報に努める。	秘書課
11105	男女共同参画関連図書・資料の充実	男女共同参画に関する図書や国・県等の資料を収集し、図書資料の充実を図る。	生涯学習課
11106 (新規)	条例の普及と基本計画の周知	「結城市男女共同参画推進条例」の内容について分かりやすく示し、市民の理解促進を図るとともに、プランの周知に努める。	まちづくり協働課



令和元年度男女共同参画推進セミナー
「絵本の中のジェンダー～「わたしらしく」生きる～」
(東條知美先生)

市民コラム

「男女共同参画社会」という言葉に出会い、関心を持ち始めてから20余年。

いまだに男女共同の理念に追いついていけない自分に直面するたび、この事業の難しさに困惑します。

文化・慣習は根深いため変化を起こすまでに想像以上に長い時間がかかります。世代で引き継ぎ時間をかけて変えていく。

慣習と思い込み、ステレオタイプの声に流されず、外からのまなざしを失わないこと。自分で考え行動できることが、肝要なのは。

“幸せのかたちは、自分自身で決めたい！” 切にそう思います。

■今後の取組 ②男女共同参画を推進する体制の整備

男女共同参画社会の実現に向けて、本計画を円滑に推進していくためには、あらゆる場において男女がともに参画するための施策を体系的に明らかにする必要があります。本市では、まちづくり協働課のなかに男女共同参画係を設置し、男女共同参画に関する情報の提供や啓発を実施しています。

市民への情報提供や先進事例、意識調査などを継続して行い意識啓発を促すとともに、地域の実情や社会情勢の変化などに応じてプランの見直しや進行管理を行うことも重要であるため、これらを考慮したうえで男女共同参画社会の実現に向けた体制づくりを推進します。

広く国や県、他市町村、関係機関などをはじめ、市民や民間団体、企業などの協力や連携を図りながら、計画を総合的、効果的に推進します。

【第2次計画の振り返り】

- ・ 定期的なアンケート調査のほか、イベント等でアンケート調査を実施し、広く市民の意識調査を行った。
- ・ 基本計画推進委員会及び行政推進会議委員の選出にあたっては、男女比に配慮することで、様々な視点から審議を行うことができた。
- ・ 小山地区定住自立圏※（小山、下野、野木、結城）における担当国会議を開催し、連携事業を行った。
- ・ 国際交流事業については、事業を男女差なく開催したことで、参加できる市民の幅が広がり、国際理解を深めることができた。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
11201	男女共同参画に関する現状の把握	男女共同参画に関する市民意識調査や職員アンケート、事業所アンケートを定期的実施する。また、講座や講演会、市の各種事業開催時にもアンケートを実施して現状と課題を把握する。	まちづくり協働課
11202 ★	男女共同参画基本計画の進捗管理及び公表	男女共同参画基本計画の進捗状況を毎年調査及び評価し、本市の施策事業における男女共同参画の推進状況を再確認して市民へ公表し、共通理解と意識の醸成を図る。	まちづくり協働課

小山地区定住自立圏／小山市・下野市・野木町・結城市の圏域。定住自立圏とは、人口等の要件を満たす「中心市」と近接した住民生活等において密接な関係を有する「周辺市町村」が1対1の協定を締結して形成される圏域のこと。「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的として形成する。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
11203	国・県・他市町村等との連携強化	国・県の施策と整合性を図るとともに、他市町村等と情報を交換し相互に男女共同参画事業を効果的に促進する。	まちづくり協働課
11204 (新規)	基本計画推進委員会の運営	男女共同参画に関する基本的な事項についての審議や計画の推進状況を確認し、今後の取組について提言していく推進委員会の運営を図る。	まちづくり協働課
11205 (新規)	各種行政会議の実施	行政関係部署の代表者2階層において、定期的に会議を実施し、計画の推進把握を確認し、基本計画推進委員会の提言を受け、新たな課題についての的確な対応を図る。	まちづくり協働課



結城市男女共同参画基本計画推進委員会の様子

(2) 男女平等を推進する教育・学習の充実

市民一人ひとりがお互いを認め合い、尊重し合う意識を持つためには、子どもの頃から、男女共同参画の視点に立って考え、行動できるよう、男女平等教育や男女共同参画についての理解を深めることが重要です。

人権尊重、男女平等を念頭に置いて、固定的性別役割分担意識の解消と、性別にとられない生き方を選択できるような意識づけを目指します。

男女共同参画社会の実現に向けて、私たちを取り巻くあらゆる教育・学習の場において、男女平等教育を適切に推進していきます。

■今後の取組 ①家庭・地域社会における男女平等教育・学習の推進

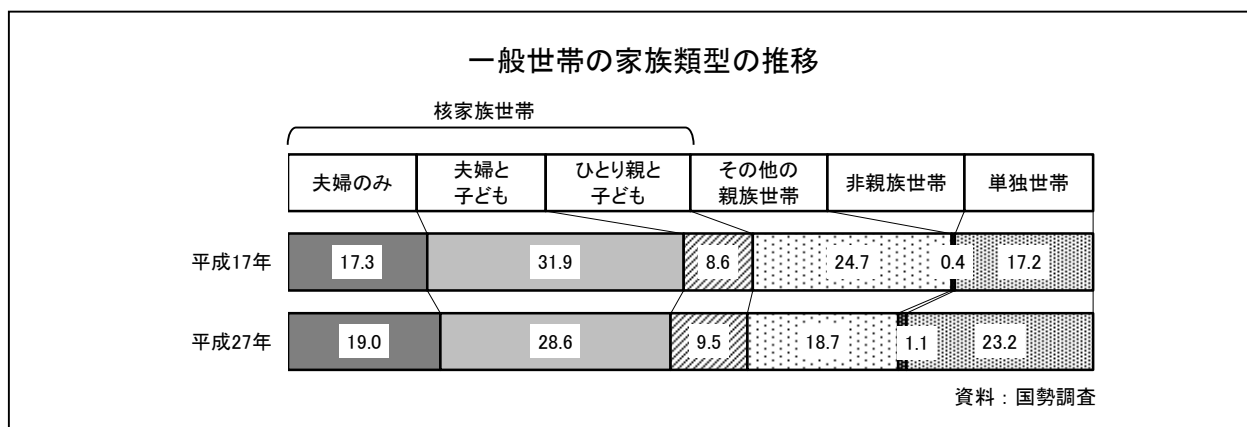
男女共同参画社会実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画の意義を正しく理解し、実践していくことが重要です。

家庭や地域という身近な生活の場において、男女共同参画が進むよう、家庭教育や生涯学習などの機会を通じて情報提供や学習機会の充実を図ります。

ひとり親家庭、若年者や高齢者の単独世帯など多様化した家族形態のなかで、男女が相互の人格を尊重し、個人の意思と能力が発揮できる機会が確保されるよう、多様性を尊重する意識づくりを進めます。

性的マイノリティへの理解が深まりつつありますが、正確な情報や知識が得られないことのほか、周囲の差別や偏見、無理解に苦しむ現状があります。

文部科学省では、性別違和を感じる児童生徒について、きめ細かな対応を図るよう促していますが、すべての人が性の多様性を認識し、理解、受容することが必要です。



【第2次計画の振り返り】

- ・家庭教育学級^{*}は、活動の場を学校としていることが多く、学校行事に合わせて活動日を定めるなど、多くの学級生の参加を得ることができた。
- ・父親が多く集まる体育参観の日に、家庭教育学級を行った。
- ・子ども会育成連合会の事業は、休日に実施することで、男女の偏りなく多くの人に参加してもらえた。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
12101 ★	家庭教育支援事業の充実	家庭は基本的な人間形成の場であることから、男女共同参画の視点を取り入れた家庭教育学級の支援や子育て講座の開催など、保護者に学習の場を提供する。	生涯学習課
12102	子ども会育成連合会の支援	地域指導者の育成や子どもたちの健全な育成を目指して、男女共同参画の視点を取り入れながら、子ども会育成連合会を支援する。	生涯学習課
12103 (新規) ★	性的マイノリティの理解促進	性的マイノリティ（LGBT等）に関する理解の促進と情報提供を行う。	まちづくり協働課



結城市男女共同参画の木「イロハモミジ」植樹の様子

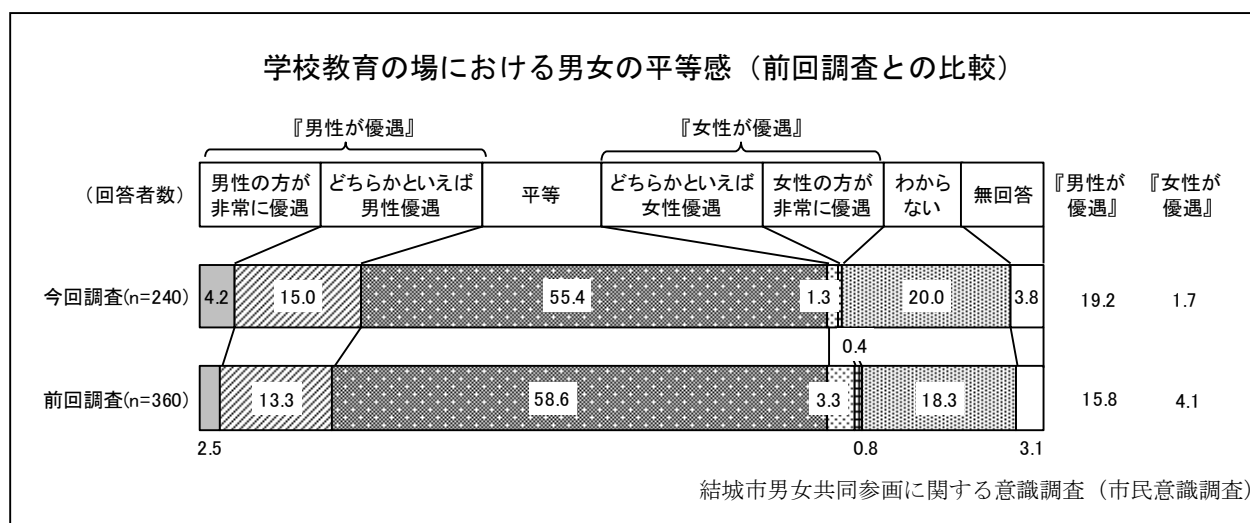
家庭教育学級／子育ての不安や悩みを解消し、自信を持って子育てができるよう、子育てに関する様々なテーマについて学んだり話し合ったりする場。

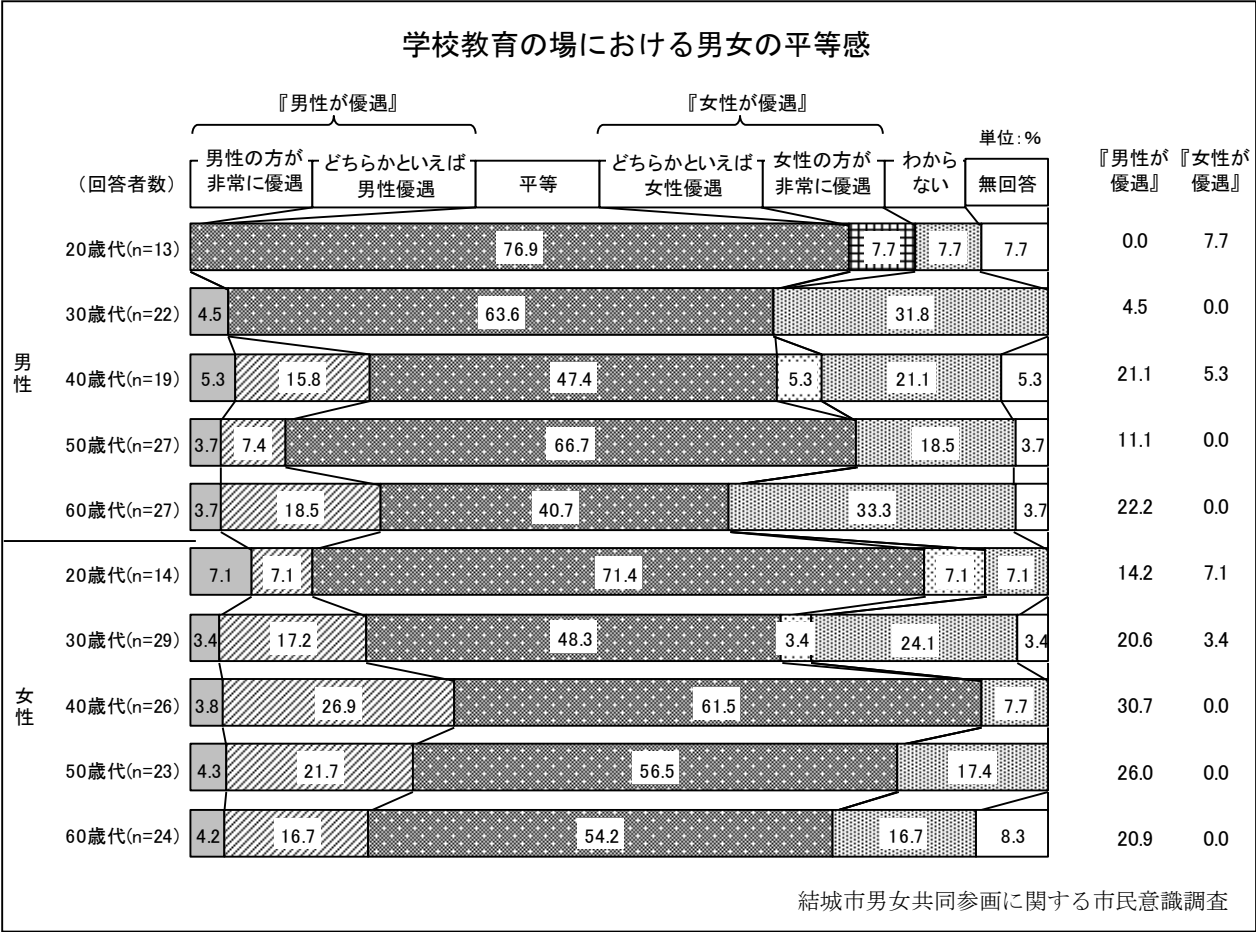
■今後の取組 ②学校及び幼稚園・保育所における男女平等教育の推進

一人ひとりの個性や能力を生かし可能性を広げるため、性別に関わりなく、個人を尊重する男女平等の意識を持った子どもたちを育成することができるよう、男女共同参画推進の学習環境を整備します。

市民意識調査では、様々な分野のなかで「学校教育の場」は男女平等であるという回答が最も多く得られていますが、前回調査よりも回答割合が減少しています。男女平等と人権の尊重を理念において男女が違いを理解し、協力し、高め合う教育をさらに推進します。

教育活動の様々な場面においては男女平等であるという意識が高い反面、児童や生徒に対し、指導者や保護者自身が固定的性別役割分担意識を無意識のうちに伝えてしまっていることがあります。このような無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在について、その見直しと指導的立場にある教職員や保護者への研修の充実に取り組みます。





【第2次計画の振り返り】

- ・市保育連絡会では年間計画に基づく研修会を実施した。
- ・市内全小中学校において、情報モラルに関わる研修会を実施し、男女共同参画の視点に配慮した情報モラルの知識・理解を高めることができた。
- ・学校行事の実施にあたっては、男女の役割を決めつけないよう配慮した。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
12201	保育士研修における男女共同参画の推進	保育連絡協議会や保育士相互の研修において、男女共同参画の視点を取り入れた研修を推進する。	子ども福祉課
12202	学校教育における情報教育の推進	学校教育において、児童・生徒の情報モラルの習得や情報を適切に活用する能力などの情報教育を促進する。	指導課
12203 ★	学校教育における指導者への男女共同参画の推進	教職員やPTA役員等に対して固定的性別役割分担意識及び慣行の是正を指導・助言する。	指導課
12204 (新規)	人権教育・男女平等教育の推進	学校及び幼稚園・保育所において人権の尊重、男女の平等、男女共同参画に関する啓発の充実を図る。	まちづくり 協働課

基本目標2 ともに働く環境づくり

(1) 働く場における男女共同参画

男女が仕事を続けていくためには、男女ともに能力と個性を十分に生かせる職場環境を形成することが必要であり、職場における女性の活躍を促し、性別役割分担をなくし、働く意欲を醸成させていかなければなりません。

男女がともに、個人の価値観や望むライフスタイルに応じた就業形態を主体的に選択でき、どのような選択をしても性別に関わりなく公平な対応が行われるよう、働き方の見直しや職場環境の改善、事業主や就労者の意識改革を促進します。

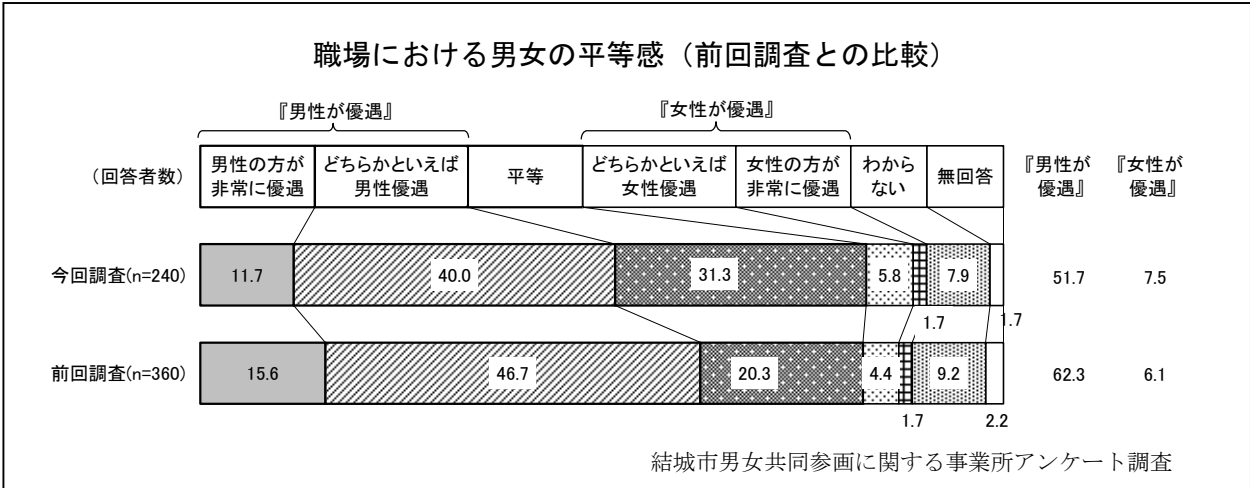
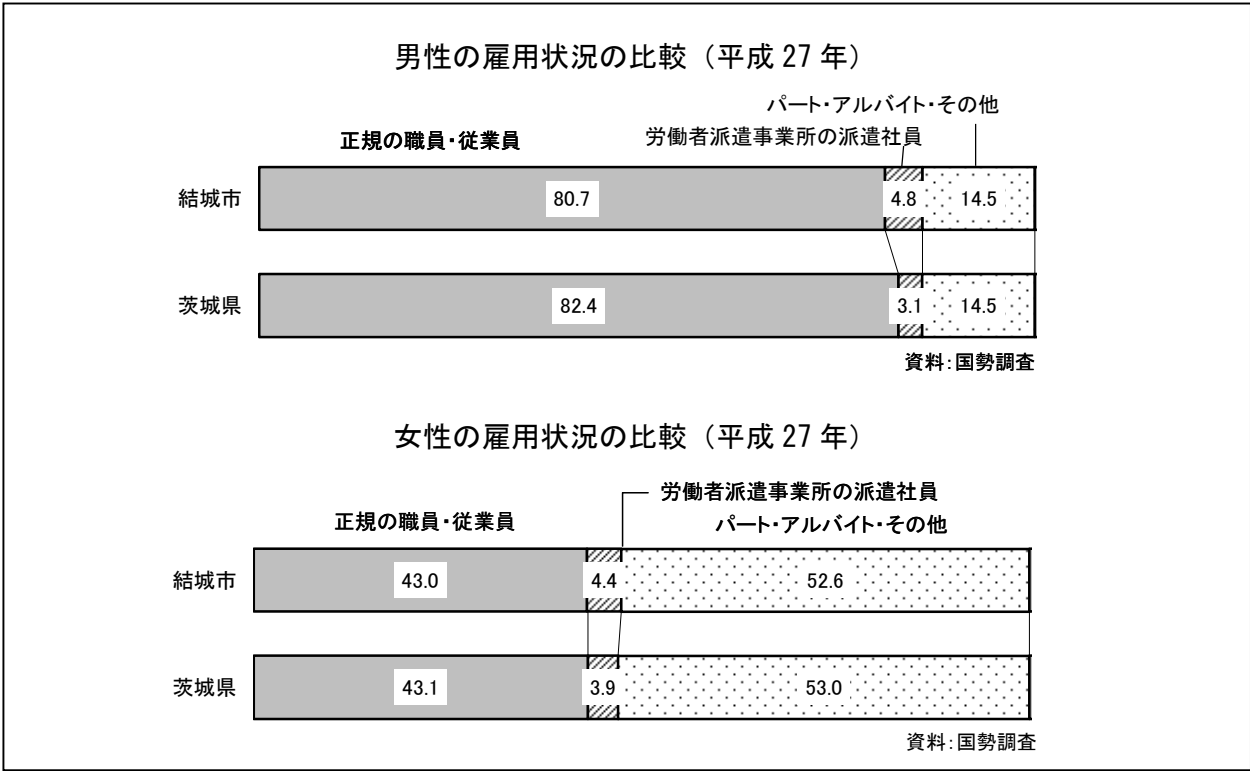
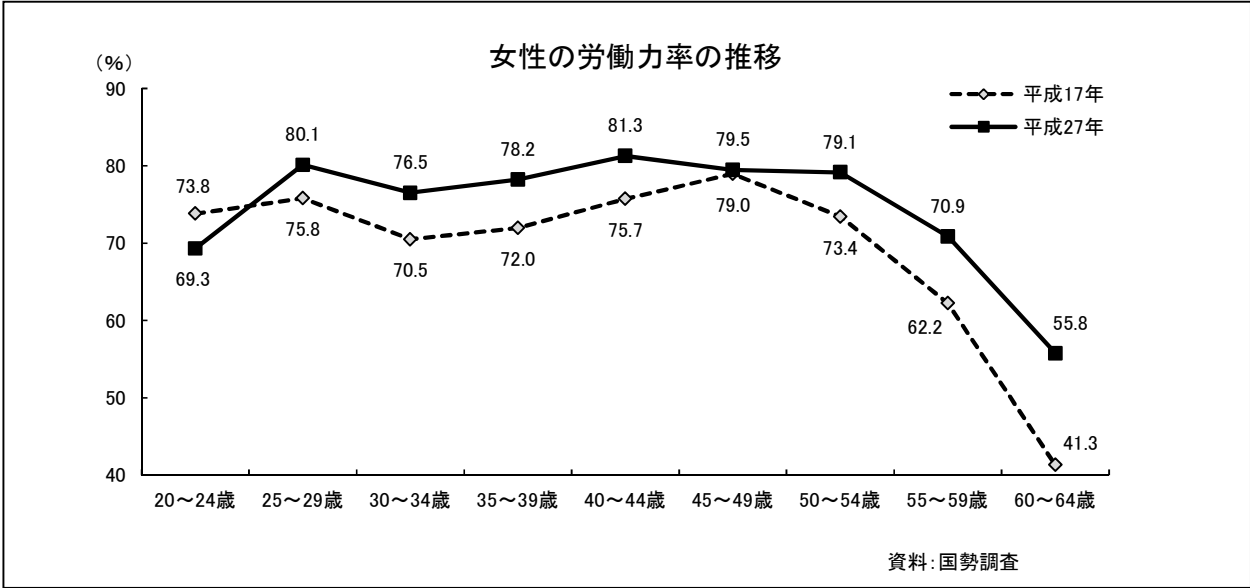
■今後の取組 ①働く場における男女共同参画の推進

本市の女性の労働力率のグラフは、結婚や出産、子育て期にあたる30歳代で一度落ち込み、子育てが一段落する40歳代で再び上昇する「M字カーブ」を描いていましたが、共働き世帯が増えるなど、「M字カーブ」は緩やかなものとなっています。市民意識調査では、「職場」における男女平等では、前回調査よりも「平等」の回答割合が大きく増えていますが、女性の雇用状況は、「パート・アルバイト・その他」といった非正規雇用が半数を超えています。

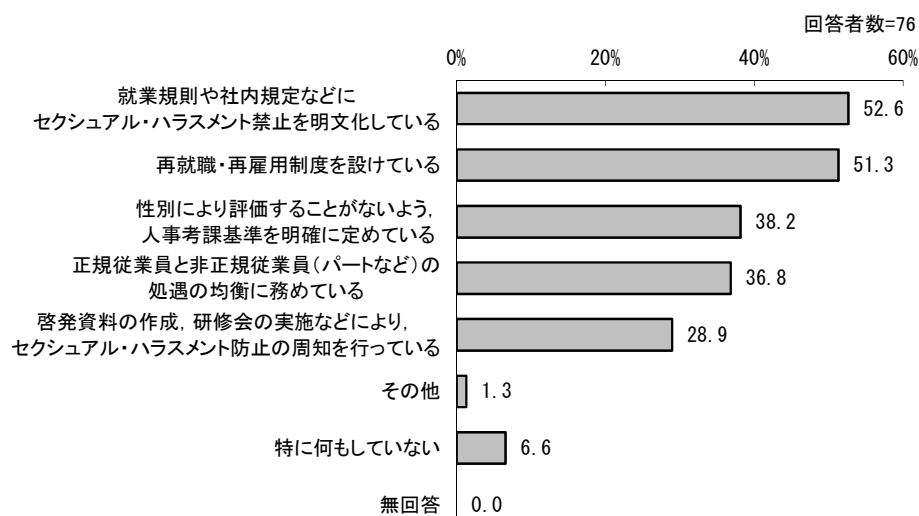
女性が職業を続けるためには、家事や育児などとの両立支援が必要です。さらに、女性が自らの意思により職業生活を継続し個性と能力を十分に発揮できるためには、事業主による制度や労働条件の改善を促していくとともに、周囲の人たちや家族の理解と協力が必要です。

事業所アンケート調査では、男女がともに働きやすい環境づくりのために事業所が取り組んでいることとして、「セクシュアル・ハラスメントの防止」が52.6%、「再就職・再雇用制度」が51.3%と多くあげられています。セクシュアル・ハラスメントなどあらゆるハラスメントのない職場の実現や、女性が継続して働ける環境づくりに向けた事業所への支援が求められています。

また、女性従業員に対し、働きやすい環境づくりのために何を望むかを質問したところ、「短時間勤務（正規雇用）」、「育児離職後の再雇用」、「長期の育児休業」が多くあげられています。

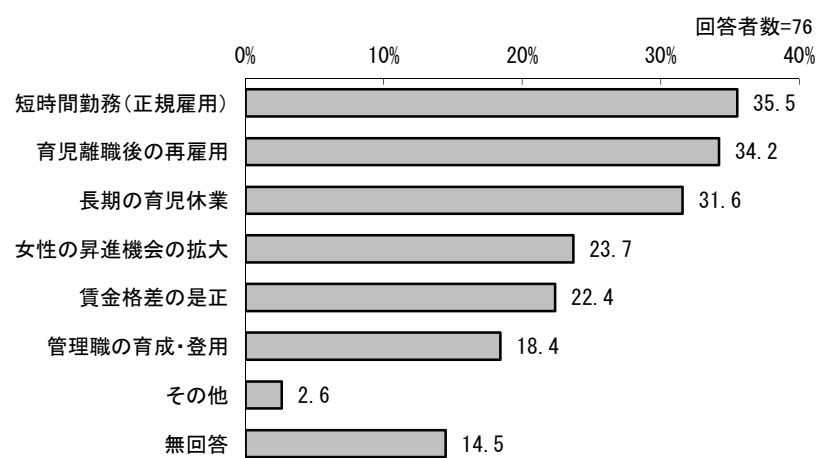


男女がともに働きやすい環境づくりのために取り組んでいること



結城市男女共同参画に関する事業所アンケート調査

女性従業員が望む働きやすい環境づくりのための取組



結城市男女共同参画に関する事業所アンケート調査

【第2次計画の振り返り】

- ・労働法に関してホームページへ掲載し、啓発を行った。
- ・ハローワークと連携し、求人情報の情報提供を行った。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
21101 (新規)	労働法等に関する 周知	男女雇用機会均等法等に関連する法制度について、企業等への周知を図る。	商工観光課
21102 (新規)	創業・起業相談窓口の実施	創業・起業に伴う相談に対し、関係機関と連携し、適切な情報提供を行い、支援する。	商工観光課

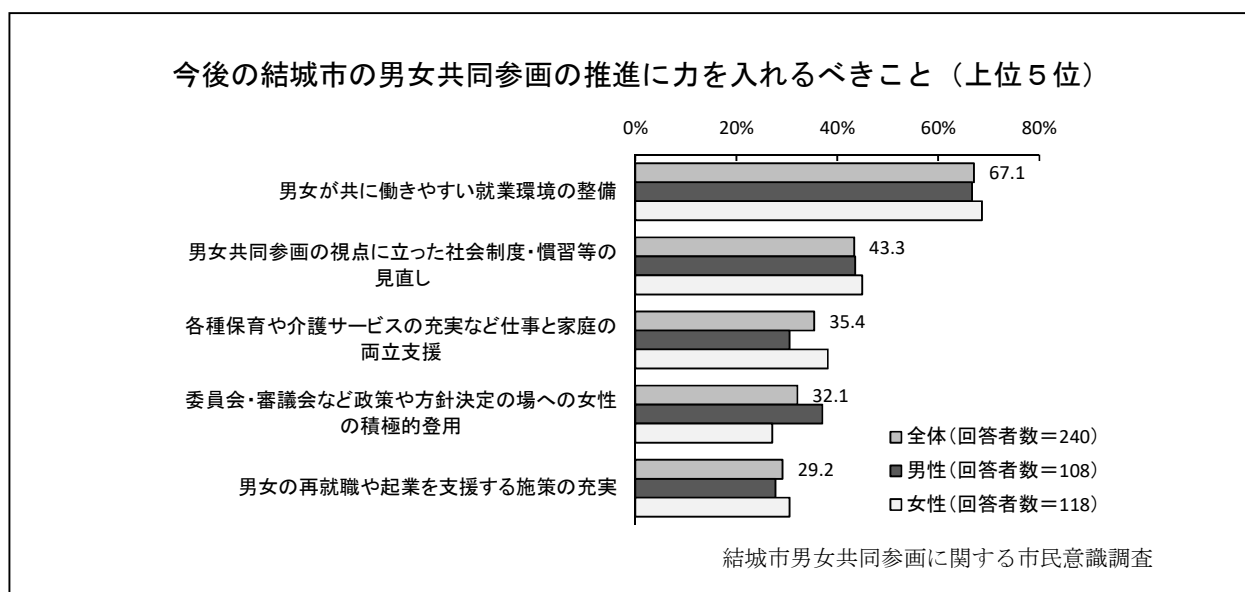
■今後の取組 ②女性が能力を発揮できる就業の支援

平成 27（2015）年に『女性活躍推進法』が施行され、女性が職業生活において希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境の整備が進められているところです。職場における意識や働き方の改革を推進し、仕事と家庭を両立できる環境整備が求められています。

市民意識調査では、今後の結城市の男女共同参画の推進に力を入れるべきこととして、「男女がともに働きやすい就業環境の整備」が最も多くあげられています。

そのため、『男女雇用機会均等法』及び『女性活躍推進法』等に関連する法制度の内容を企業に周知徹底を図ります。

また、育児や介護などを理由に働いていない女性が多様な働き方を選択できる就業環境の整備やステップアップを希望する女性などの登用を促進する企業等の取組を支援します。



【第2次計画の振り返り】

- ・ポジティブ・アクションに関する啓発チラシの配布を行った。
- ・女性活躍推進法についての記事を掲載した「たまま〜ゆ」の随時配布を行った。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
21201	ポジティブ・アクションの啓発	雇用の場における女性の能力発揮のため、市民や事業所へポジティブ・アクションに関する情報を発信し、女性の活躍促進を図る。	まちづくり協働課
21202 ★	女性活躍推進法の周知及び啓発	市内事業主に対して『女性活躍推進法』について周知し、事業主行動計画の策定状況調査及び啓発を行う。	まちづくり協働課



令和元年度ワーク・ライフ・バランス推進事業所表彰式
 （京三電機株式会社結城工場、株式会社コシノテック、
 佐久間特殊鋼株式会社関東支店、株式会社東晃）



令和2年度ワーク・ライフ・バランス推進事業所表彰式
 （ユニバーサル製缶株式会社）

(2) 仕事と生活の調和の推進

家庭生活は、男女がともに家事・育児・介護等について家族としての役割を果たしながら、協力して生活を営む場所であり、お互いの負担を軽減することが重要です。しかし、依然として、多くの家庭で女性がその大半を担っているのが現状です。女性が就労を継続することができるよう、男性が積極的に家事・育児・介護等に関わる必要があります。

また、男性中心型労働慣行を見直し、長時間労働削減による働き方改革を進める必要があります。そして、ワーク・ライフ・バランスの啓発を進めるとともに、男女が協力して子育て・介護に取り組むための情報提供や相談機会の提供、公的なサービスの利用促進など、適切な支援を行います。

■今後の取組 ①仕事と家事・育児・介護等の両立支援

共働き世帯が増えるなか、就労を希望する男女が仕事か家庭の二者択一を迫られることなく働き続けることができるよう、家事・育児・介護等、家庭における男女共同参画を推進します。

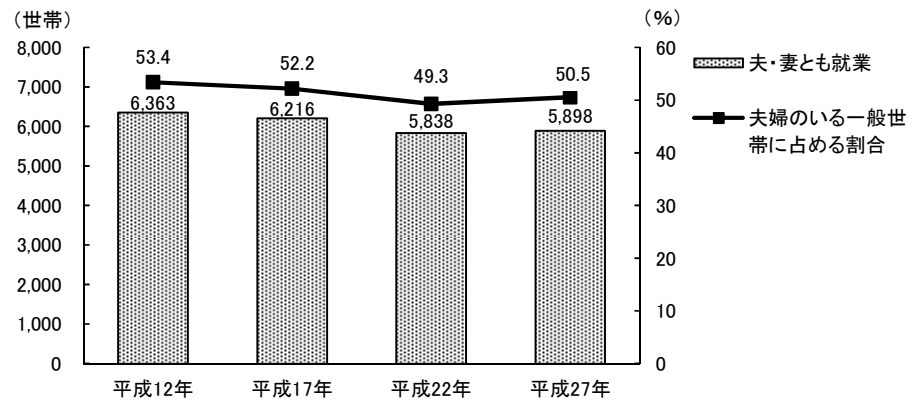
市民意識調査では、「家庭生活」における「平等」は前回調査をやや上回ります。また、男女がともに家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこととして、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が最も多くあげられていますが、女性では「男性が家事などに参加することへの男性自身の抵抗感をなくすこと」が上回ります。

一方で、仕事と生活を両立させるうえでの悩みや問題は、「仕事の負担が大きく、体力的・精神的に大変である」が最も多くあげられています。

男女を問わず、それぞれの価値観やライフスタイルに応じて多様で柔軟な働き方を選択することができ、かつ、それぞれの働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保される、安心して生活ができるような支援が必要です。

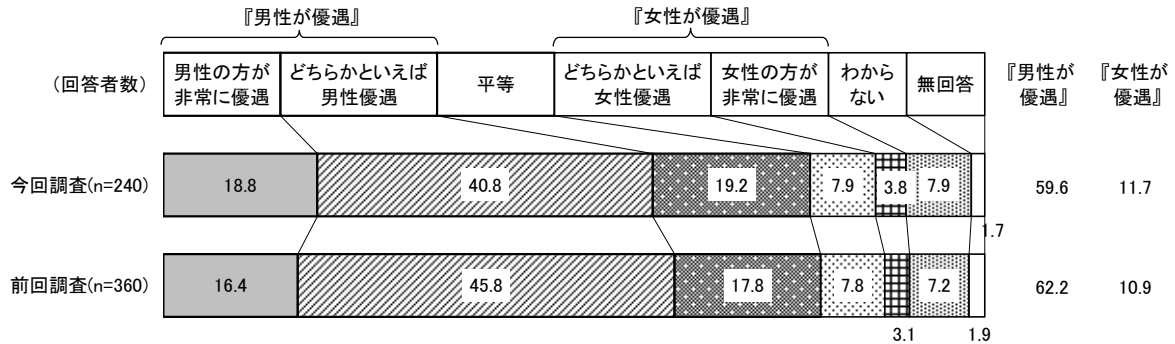
そして、ワーク・ライフ・バランスが、人生を豊かに生きるために大切なことを啓発するとともに、男性の育児・介護休業の取得の促進や長時間労働の是正による働き方改革を事業主や企業などへ働きかけます。

共働き世帯の推移



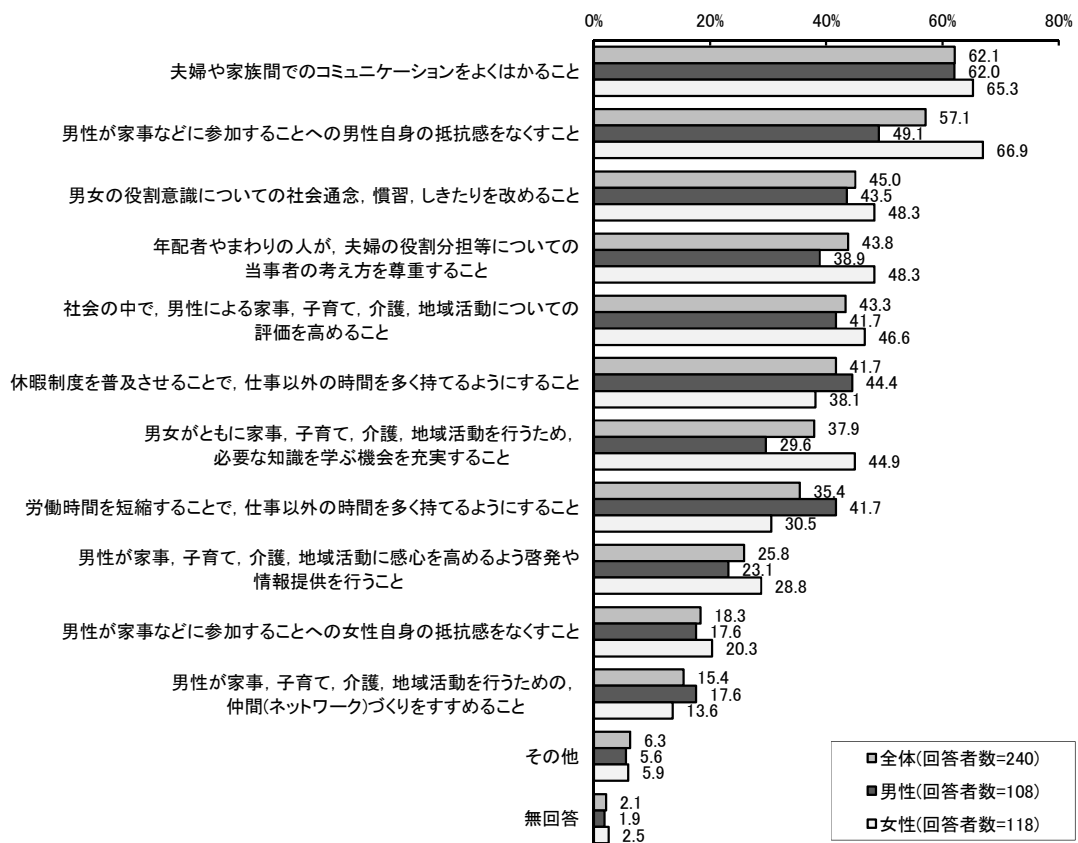
資料: 国勢調査

家庭生活の場における男女の平等感（前回調査との比較）

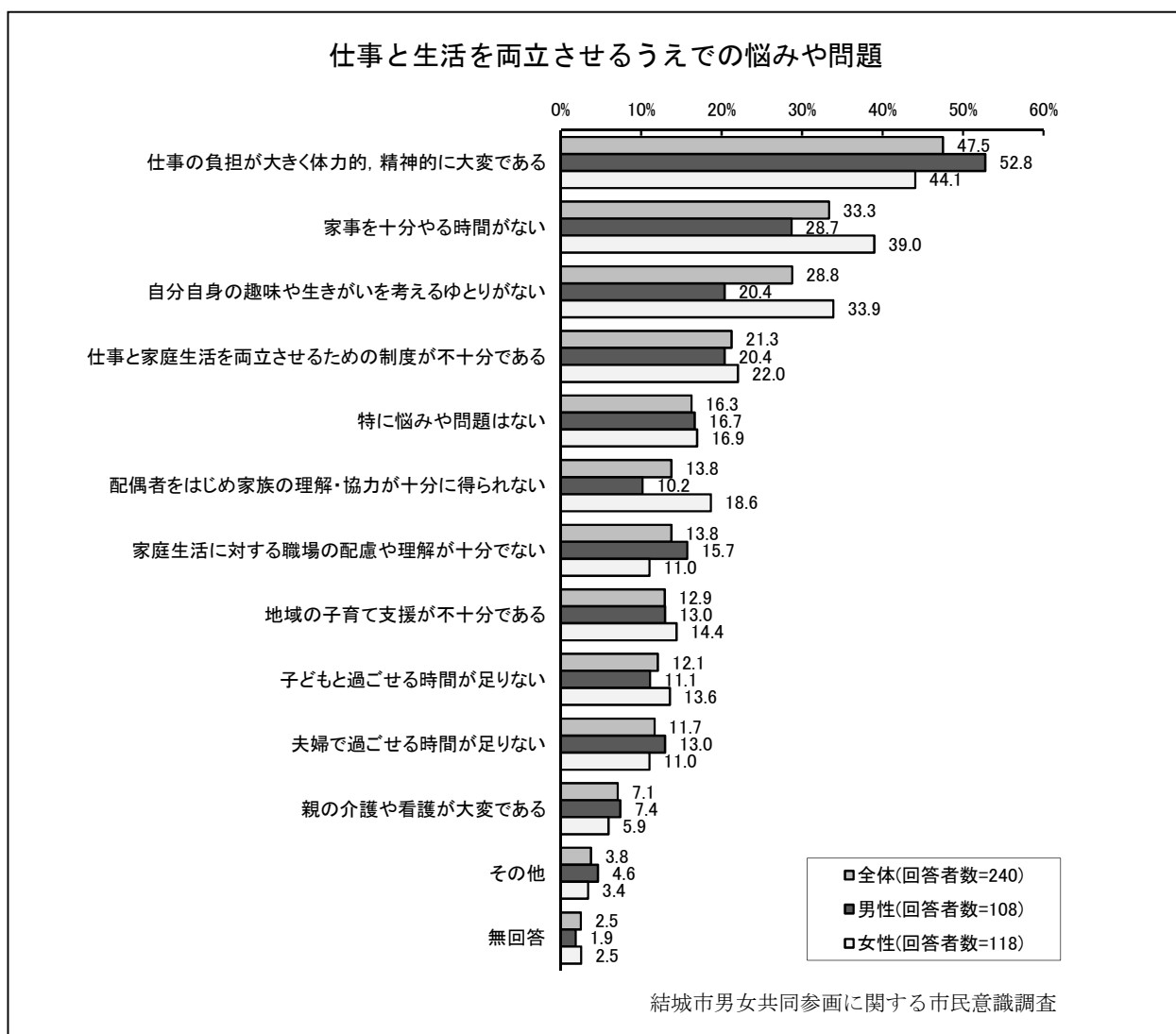


結城市男女共同参画に関する市民意識調査

男性と女性がともに家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと



結城市男女共同参画に関する市民意識調査



【第2次計画の振り返り】

- ・事業所からの参加も得て、ワーク・ライフ・バランスをテーマにしたセミナーを開催した。
- ・ワーク・ライフ・バランスを多くの市民に啓発するため、広報レギュラー記事での掲載を行った。
- ・ワーク・ライフ・バランス推進事業所表彰を制度化し、表彰を実施した。
- ・子育て支援や介護支援を計画に基づき体系的に取り組んだ。
- ・子育て中の保護者が安心して働くことができるよう、子育て支援環境づくりを行った。
- ・地域子育て支援センターにおいて、子育て親子の交流や子育て等の相談等を行った。
- ・放課後の子どもの居場所づくりを行った。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
22101 ★	ワーク・ライフ・バランスの啓発	男女共同参画社会の実現に向けての労働環境を整備するため、市民や事業主へワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行う。	まちづくり協働課
22102	放課後児童健全育成事業の充実	就業等の理由により保護者が昼間不在になる小学校児童に対し、放課後や長期休暇中に預かり遊びを中心に児童の生活指導や健全育成を図る。	子ども福祉課
22103	保護者の就労形態に対応した子育て支援事業の充実	子育て中の保護者の就労形態の多様化に対応して、延長保育、病児保育、一時保育事業等の支援事業を実施する。	子ども福祉課
22104	地域包括支援センターの事業充実	①保健・福祉・医療サービスの総合的な利用の相談・調整、高齢者の権利擁護に関わる相談、ケアマネジャーに対する後方支援を包括的にを行い、高齢者が地域において自立した生活ができるよう支援する。 ②高齢者が住みなれた地域で尊厳のある生活を継続できるよう、予防対策から特定高齢者の状態に応じたサービスを提供するケアプランを作成する。	地域包括支援センター
22105 (新規)	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の紹介	市内企業において、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりが進む事業所の表彰と取組事例の紹介を行う。	まちづくり協働課
22106 (新規)	両立支援のための保育サービスの情報提供	就労と子育ての両立を支援するため、保育サービス、子育て支援についての情報提供を図り、適切な利用を促進する。	子ども福祉課
22107 (新規)	両立支援のための介護サービスの情報提供	就労と介護の両立を支援するため、介護サービスについての情報提供を図り、適切な利用を促進する。	介護保険課
22108 (新規)	企業への育児・介護休業制度の普及啓発	子育てや介護を担い、仕事との両立が可能となるよう、企業に向けて育児・介護休業制度の普及啓発を行う。	商工観光課

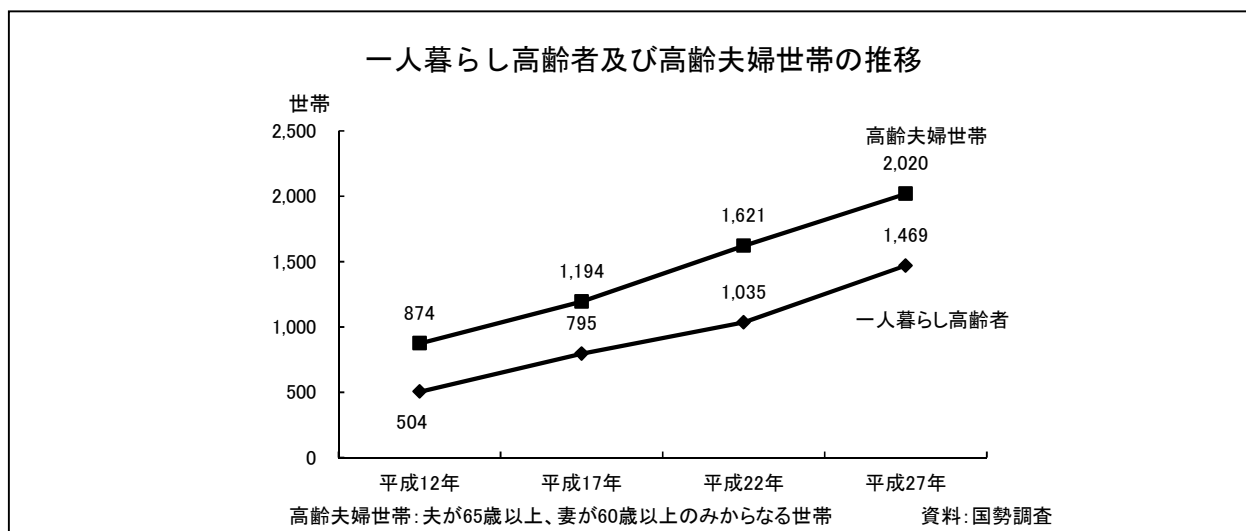
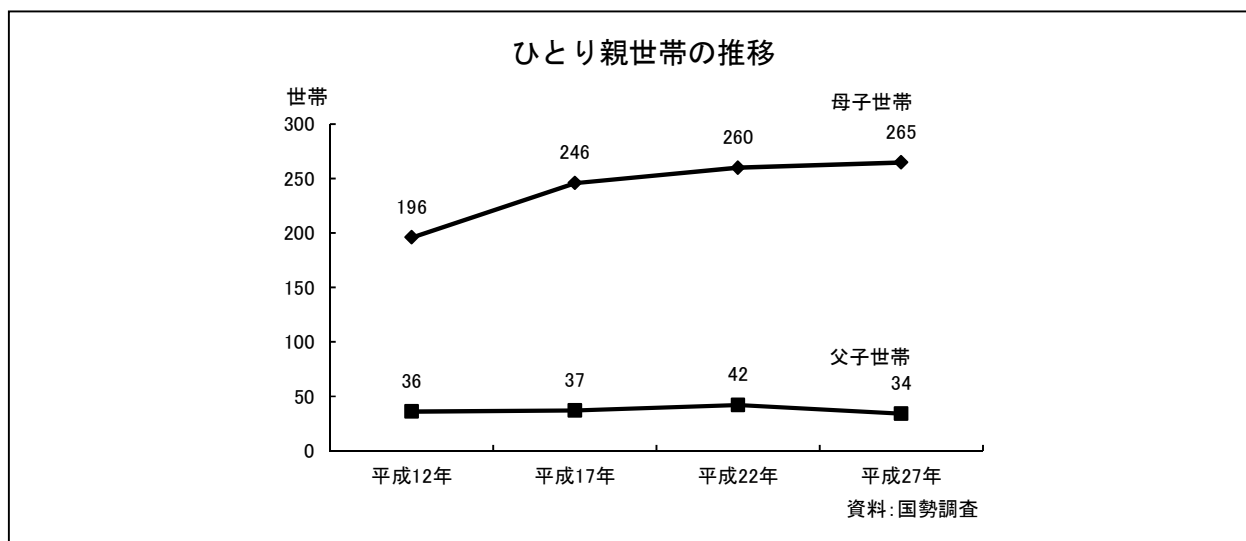
市民コラム

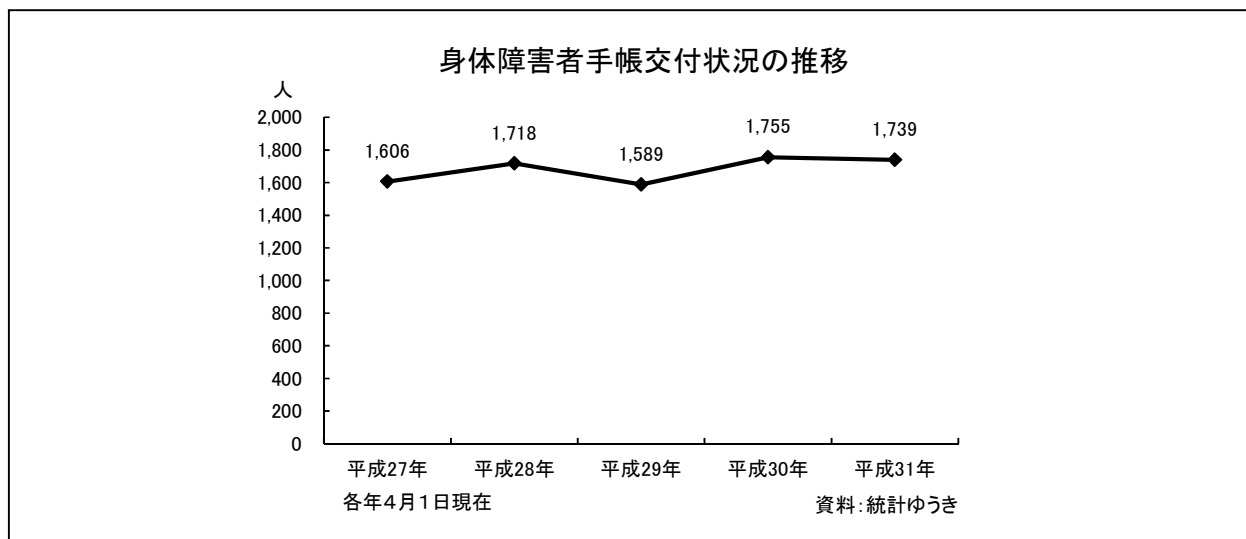
私は、市外へ勤務しているため、毎朝 6 時に家を出て 22 時頃に帰宅する生活を 27 年間続けてきました。当然のことながら、平日の家事は、妻に任せきりでした。しかし、今回のコロナ禍により、突然テレワークが始まりました。当初は不安や戸惑いがありましたが、それもすぐに解消され、「新しい働き方」の良さを実感しました。それは、通勤時間がないことや外部からの電話に対応する必要がないことなど、テレワークの方が仕事に集中できることが分かりました。また、日頃は面倒だと思っていた家事も、仕事の合間の気分転換になり、特に夕食を用意しておく妻が喜んでくれ、家庭内が平和になりました。現在は、通常勤務に戻ってしまいましたが、職場では、ワーク・ライフ・バランスの伝道師となり、部下にも積極的に休暇を取るよう勧めています。

■今後の取組 ②多様なライフスタイルに対応した社会的支援

世帯構成の変化、雇用・就業環境の変化などが進むなかで、ひとり親家庭、一人暮らし高齢者及び高齢夫婦世帯、障害のある人など、生活をするうえで様々な困難を抱える人が増加しています。こうした困難を抱える人が、個人の力だけで課題を解決していくことは難しく、市による公助だけではなく、地域による共助も必要となります。

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、男女共同参画の視点に配慮し、市や地域、関係機関が連携して取り組んでいく必要があります。





【第2次計画の振り返り】

- ・ 障害児者を介護する保護者の就労や負担の軽減を行った。
- ・ ひとり親世帯の自立生活支援を行った。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
22201	放課後子ども教室推進事業の実施	放課後の子どもの安全な居場所の確保と勉強、スポーツ、文化活動及び地域住民との交流活動等を通して子どもの健全育成を図る。	子ども福祉課
22202	障害児者の日中一時支援事業の実施	障害児者の預かり事業である日中一時支援事業を実施する。 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的支援するための法律により市町村が実施する地域生活支援事業に位置づけられており、サービス事業者と結城市が実施に関する契約を締結して実施する。	社会福祉課
22203	地域子育て支援センターの充実	地域全体で子育てを支援する基盤整備の充実を図るため、子育て家庭への支援活動の企画、調整、実施を行う。 ①相談業務の実施 ②子育てサークル等の育成及び支援 ③子育てに関する情報提供 ④園庭解放事業の充実 ⑤親子ふれあい事業の充実	子ども福祉課
22204★	ひとり親家庭等の生活及び就業への支援	ひとり親家庭の精神的及び経済的負担の軽減と関係機関と連携しながら就業に向けた資格取得を支援する。	子ども福祉課

事業No.	事業名	事業内容	担当課
22205	介護者支援の充実	介護に関わっている、又は関心がある方を対象に、介護予防や介護の方法、介護者の健康づくりについて、知識・技術の習得を図り、介護者が心身ともに健康な状態で社会参画できるように支援する。	長寿福祉課
22206 (再掲)	地域包括支援センターの事業充実	①保健・福祉・医療サービスの総合的な利用の相談・調整、高齢者の権利擁護に関わる相談、ケアマネジャーに対する後方支援を包括的にを行い、高齢者が地域において自立した生活ができるよう支援する。 ②高齢者が住みなれた地域で尊厳のある生活を継続できるよう、予防対策から特定高齢者の状態に応じたサービスを提供するケアプランを作成する。	地域包括支援センター
22207	高齢者の就業機会を提供するシルバー事業の支援	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、高齢者の就業機会提供や生きがいを得て地域社会の活性化に貢献する目的の公益社団法人結城市シルバー人材センターを支援する。	長寿福祉課

基本目標 3 とともに活躍する社会づくり

(1) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

様々な分野で多様な価値観を持つ人材を生かすことが重要な課題となるなかで、行政や政策に反映していくため、女性が社会参画する意義についての啓発を図ります。さらに、審議会などの政策・方針決定過程の場への女性の登用を促進し、人材の育成や協働を推進します。

また、女性の視点や新しい発想を行政運営に組み込むため、性別に関わらない適材適所の人事配置や、性別の偏りを是正した職域の拡大に引き続き努めていきます。

■今後の取組 ①審議会等への女性参画の推進

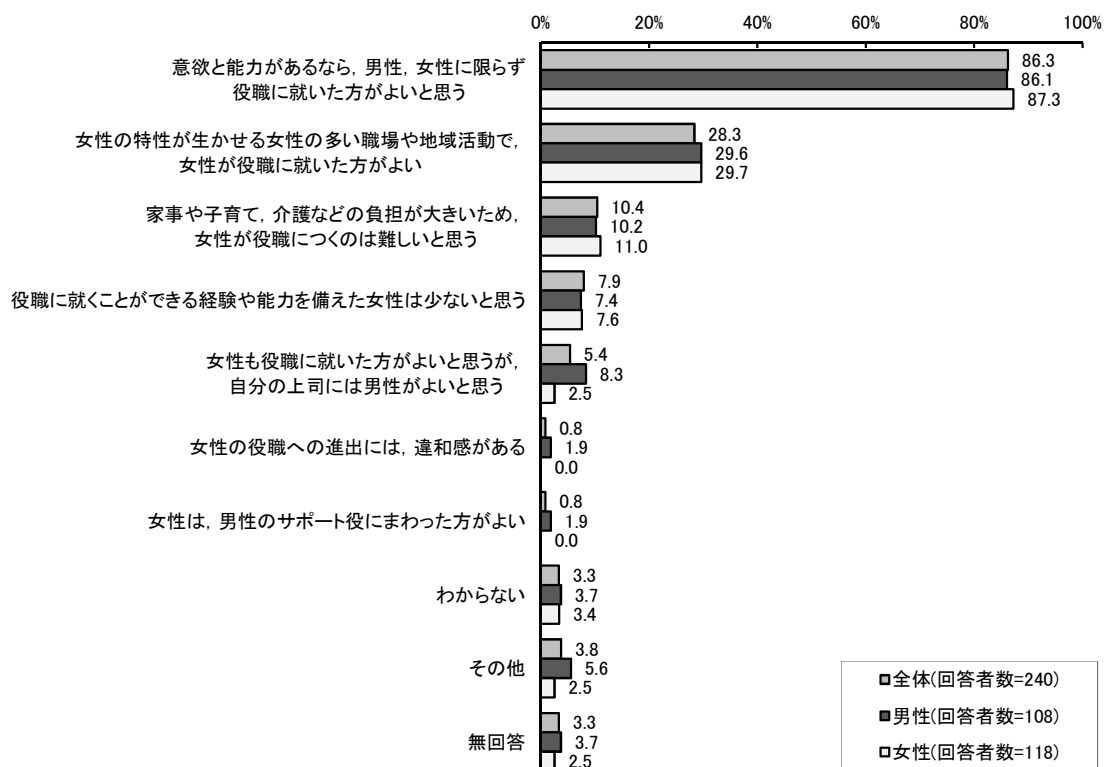
市民意識調査において、政策・方針決定過程の場への女性の参画について、男女とも「意欲と能力があるなら、男性、女性に限らず役職に就いた方がよいと思う」の回答が男女とも9割近くあります。女性の活躍を期待する一方で、「家事や子育て、介護などの負担が大きい」と、女性が役職につくのは難しいと思う」の回答が男女とも1割程度あります。

女性が政策・方針決定過程の場へ進出するために必要なこととして、男女とも「家事や子育てなど家庭内での責任を男女がバランスよく分かち合う」を最も多くあげていますが、その割合は女性が男性を大きく上回ります。男性は、「審議会等の委員や農業委員、企業役員、職業における管理職へ女性の登用を義務づける」、「自治会などの地域団体の代表や役員に女性を増やす」の回答が女性より多く、女性の登用について実践的な取組を求めています。

本市における政策・方針決定の場への参画状況をみると、令和元年度、審議会等への女性委員の比率は27.7%となっており、着実に進んでいます。少子高齢化が進み、情報技術が進展するなど社会の激しい変化に対応していくためには、性別にかかわらず、多様な人材が方針決定の場に参画していくことが重要です。

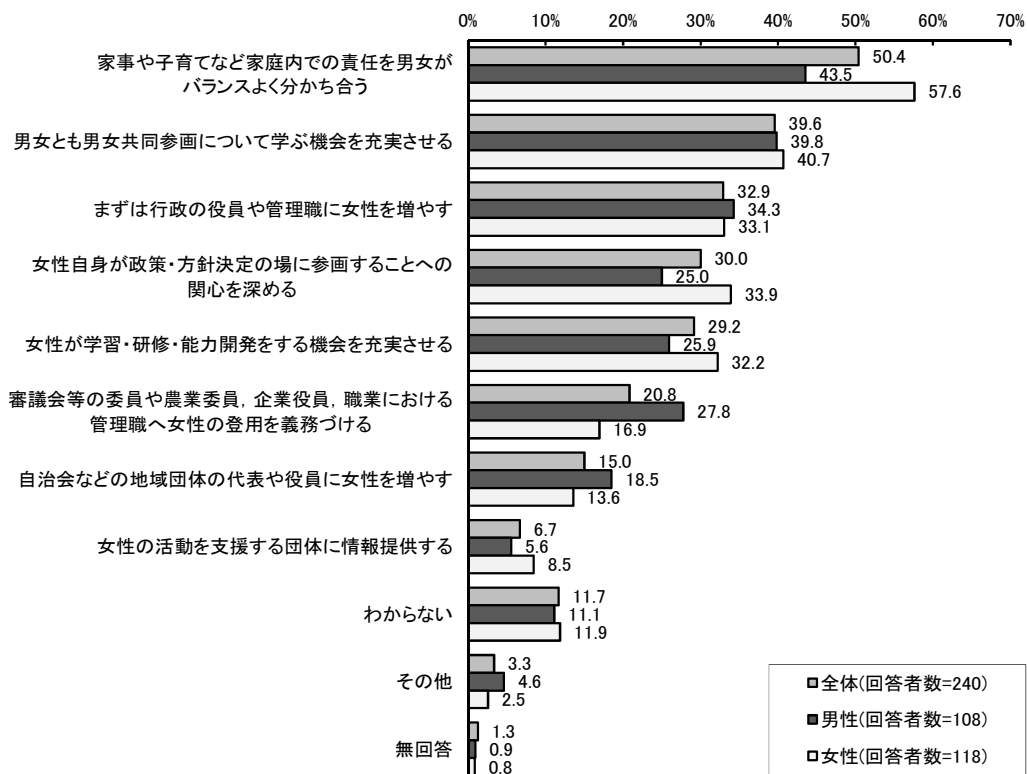
今後、さらに関係機関や団体と連携しながら、女性の人材を育成し、女性自身の意欲と能力を高め、女性の参画しやすい状況を整えることが必要です。

管理職や政策・方針決定の場への女性の進出について



結城市男女共同参画に関する市民意識調査

政策・方針決定の場へ女性が進出するために必要なこと



結城市男女共同参画に関する市民意識調査

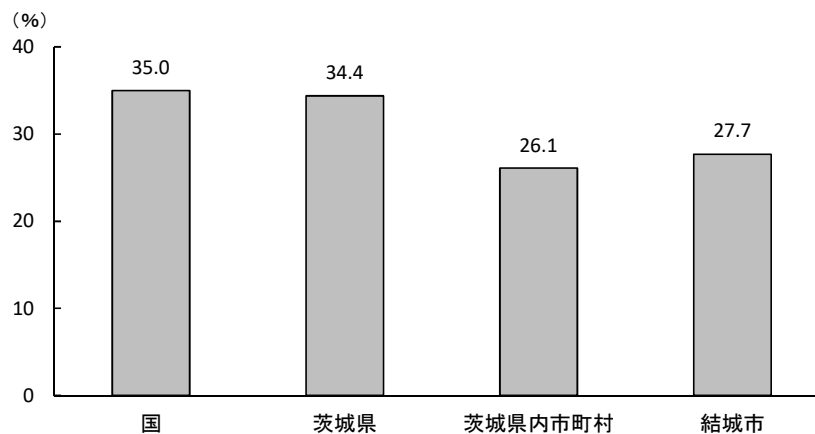
本市における女性の参画状況（各年4月1日現在）

本市における女性の参画状況（各年4月1日現在）

	地方自治法（第202条の3）に基づく 審議会等における登用状況					市議会議員に占める女性 議員の割合			自治会長（区長）に 占める女性の割合		
	審議会等 数	女性を 含む 審議会	委員 数	女性委員 数	女性比率 （％）	議員 数	女性議員 数	女性比率 （％）	自治会長 数	女性区長 数	女性比率 （％）
平成27年度	30	28	419	111	26.5	18	2	11.1	192	6	3.1
平成28年度	37	33	480	115	24.0	18	2	11.1	192	7	3.6
平成29年度	35	32	458	119	26.0	18	2	11.1	192	8	4.2
平成30年度	35	32	458	128	27.9	18	2	11.1	192	6	3.1
令和元年度	36	33	470	130	27.7	18	2	11.1	192	4	2.1

資料：市民活動支援センター

女性の参画状況比較 審議会等女性比率（令和元年4月1日現在）



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

【第2次計画の振り返り】

- ・ 審議会等への女性登用率を明示し、各課に依頼した。
- ・ 啓発誌「たまま～ゆ」に女性登用に関する記事を掲載した。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
31101 ★	審議会等への女性の参画促進	各種審議会や委員会における女性委員の30%以上を目標とし政策の立案や方針決定の場への女性の参画を積極的に推進する。	まちづくり協働課及び関係課
31102	農業委員への女性の登用促進	農業分野への女性の参画を促進し、地位の向上を図る。	農業委員会事務局
31103 (新規) ★	女性人材登録制度の運用促進	政策立案や方針決定の場へ積極的に参画を希望する女性を名簿登録し、各種審議会や委員会における委員に登用する。	まちづくり協働課



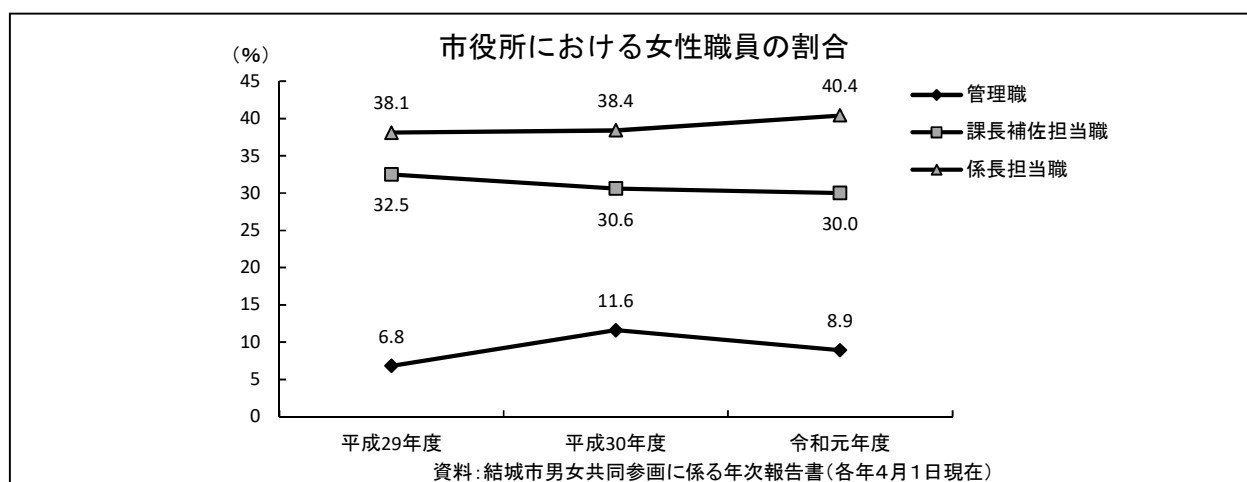
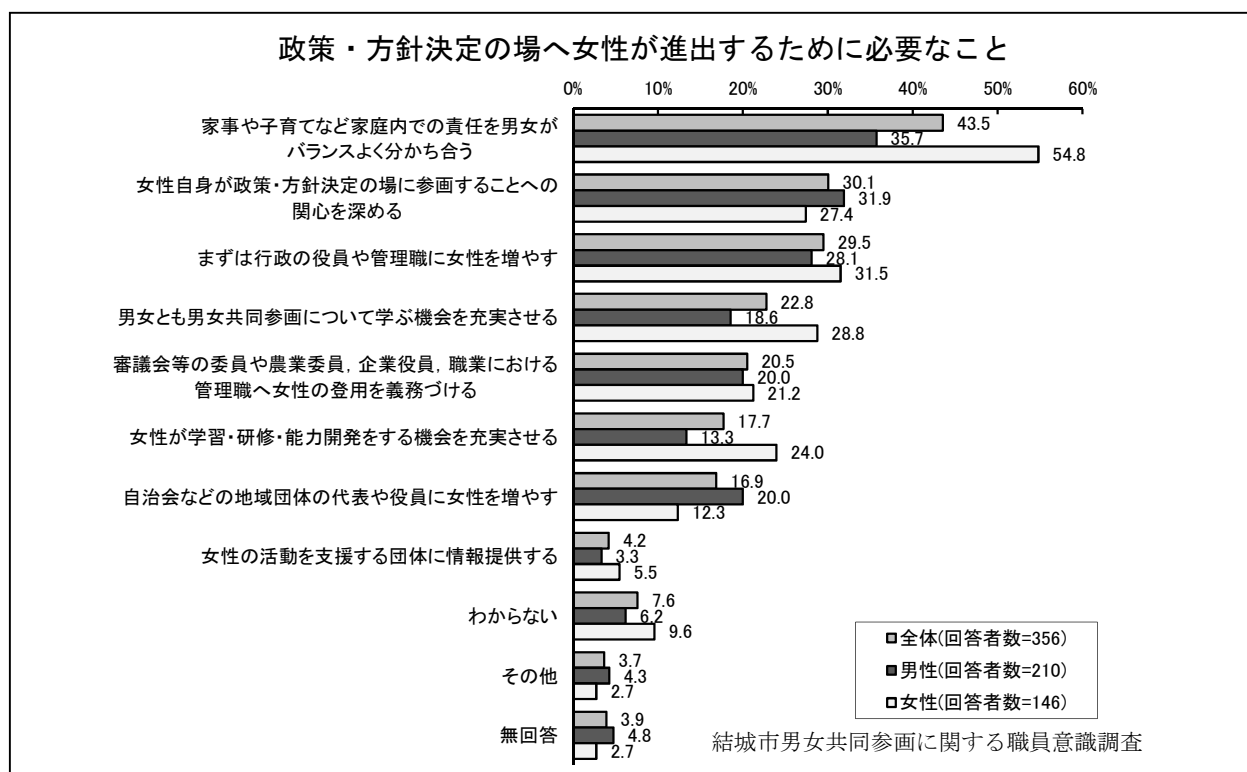
結城市男女共同参画基本計画策定委員会の様子

■今後の取組 ②行政における男女共同参画の推進

本計画を確実に推進していくため、職員一人ひとりに男女共同参画への理解を促し、各課連携しながら各施策を適正に実施していきます。

職員意識調査では、政策・方針決定の場へ女性が進出するために必要なこととして、「家事や子育てなど家庭内での責任を男女がバランスよく分かち合う」が市民意識調査と同じく最も多くあげられていますが、次には「女性自身が政策・方針決定の場に参画することへの関心を深める」があげられ、市民意識調査とは異なります。

市行政において、政策・方針決定の場へ女性が積極的に参加することは、市民一人ひとりの持つ多様な考え方が反映されていくことでもあり、市行政における、女性の参画を積極的に支援していくため、『女性活躍推進法』に基づき定めた「特定事業主行動計画」の取組を推進します。



【第2次計画の振り返り】

- ・「結城市特定事業主行動計画」の進捗状況について公表を図った。
- ・市行政においては、男女を問わず研修機会を設定し職員のキャリアアップを促した。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
31201 ★	男女共同参画に関する職員研修	行政が市民への男女共同参画のモデルとなるよう、男女共同参画の視点に立った職員研修を実施する。	まちづくり協働課
31202	「特定事業主行動計画」の推進	「特定事業主行動計画」に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を推進する。	総務課
31203	女性職員への積極的な研修機会の提供	女性職員を外部研修等に積極的に派遣し、その資質と能力の向上を図る。	総務課
31204	女性職員の庁内研修講師への積極的登用	女性職員を、県自治研修等で実施する講師養成課程へ派遣し、庁内の新規採用職員研修等の講師に登用していく。	総務課
31205	女性職員の管理職登用促進	管理職への女性職員登用を促進する。	総務課
31206 (新規) ★	男性職員への育児支援制度の周知	男性職員の育児参画を推進するため、男性職員に対し、育児休業等の制度の周知の徹底を図る。	総務課

市民コラム

私は行政機関に勤務しています。最近の傾向として、確かに女性の昇進・昇格や重要ポストへの登用等は見受けられると感じています。それは以前と比較すると感じられ、職場では男女平等に近づいていると思います。一方、他方面、家庭や地域社会においては、まだ推進されていないのが、現状だと思います。その理由としては、その方面では規制等が運用される訳でなく、人の知識や感情で行われる為だと考えられます。社会全体として男女平等を目指す為には、今までの知識を変えていくこと、男女平等は当たり前という感情を持たせることが重要だと考えます。

(2) 地域における男女共同参画の推進

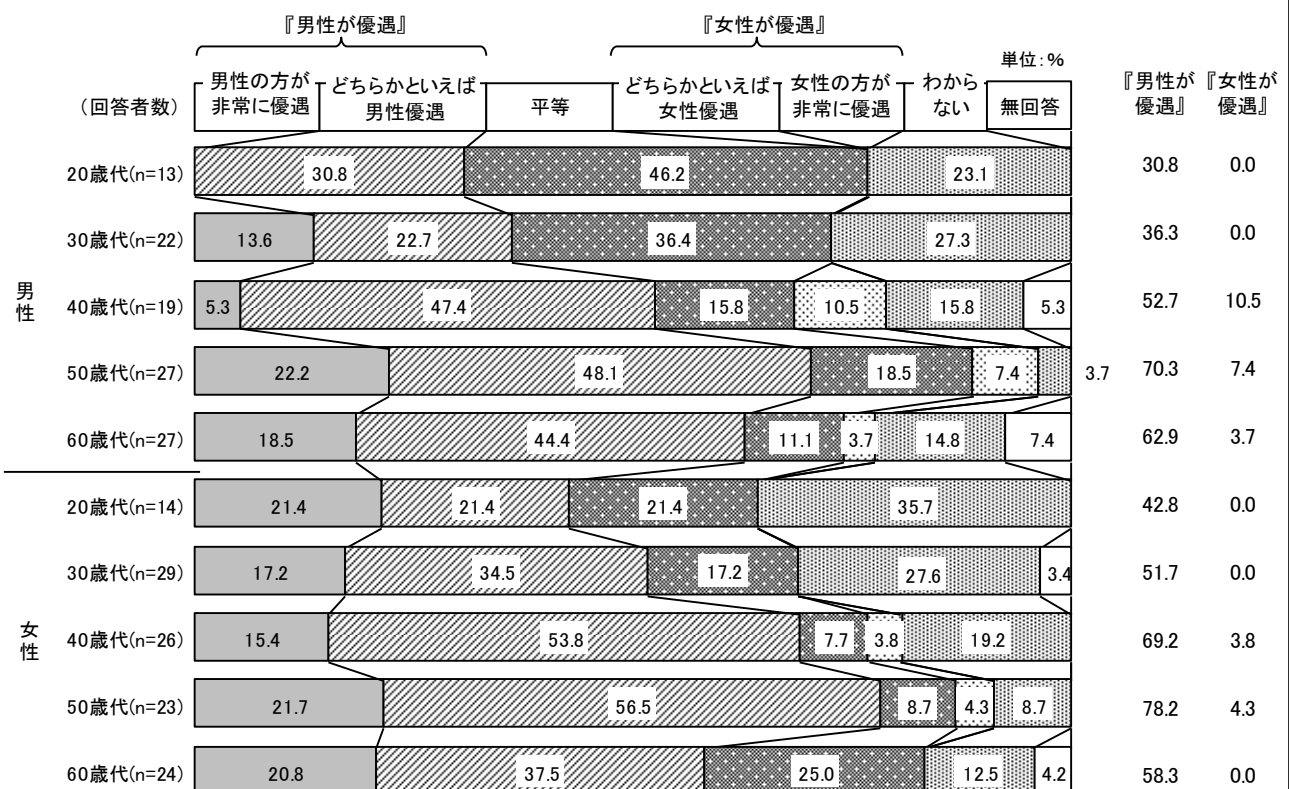
地域社会は、豊かで充実した生活を送るための共通の基盤であり、男女がともに協力し合いながら安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めていくことが重要です。しかし、単独世帯や核家族が多くなっていくなか、世代間の価値観の多様化により、地域社会のコミュニティが希薄になっているのが現状です。

地域に残る固定的性別役割分担意識に基づく慣習・慣行を見直しながら、女性が参画しやすい地域づくりを推進します。

■今後の取組 ①地域活動における男女共同参画の推進

地域には、高齢者福祉、子育て支援、防災・防犯活動、環境活動など、地域住民自らが地域の生活を支える多様な活動があります。こうした活動において、女性は重要な担い手となっています。地域の方針決定過程の場への女性の参画を促進するため、地域における男女共同参画に関する気運醸成に努めます。

地域活動の場における男女の平等感



結城市男女共同参画に関する市民意識調査

【第2次計画の振り返り】

- ・男女を問わず、公益的な活動を行う市民団体、個人の登録を促し、積極的な活動につなげた。
- ・ゆうき女性会議による啓発活動の支援を行った。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
32101	市民活動を支援する拠点の充実	市民が行う公益的な社会貢献活動やこれからの活動を支援する拠点施設として、情報の収集や相談、活動のコーディネートを行い活動団体の交流機会を提供する。	まちづくり協働課
32102 ★	男女共同参画に関する市民活動への支援	男女共同参画に関する市民活動を推進し、その取組に対し支援・協力を行う。	まちづくり協働課
32103	ボランティア講座、福祉教室等の開催	市民の福祉への理解と関心を深め、障害者の自立支援を助ける人材を育成する講座や福祉教室等を開催する。	社会福祉課
32104	国際理解及び国際交流事業への支援	海外姉妹都市交流等や市内在住の外国人との交流を支援し市民の国際理解を深めるとともに、男女共同参画の視点を取り入れ多文化共生の社会を推進する。	企画政策課

■今後の取組 ②農業・商工自営業等の男女共同参画の推進

農業・商工自営業などにおける男女の担い手が、固定的性別役割分担意識や慣習・慣行にとらわれず、個人の意思と能力を十分に発揮でき、男女ともに責任を担って組織や団体などと連携しながら農業・商工自営業を受け継いでいくことを推進します。

また、これまでに女性委員が少ない農業委員会などへの女性参画の拡大や、家族経営協定の締結促進、女性農業者への活動支援を行うことで農業分野における男女共同参画を推進します。

【第2次計画の振り返り】

- ・家族経営協定*の推進を図った。
- ・女性農業者によるグループ活動の支援を行った。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
32201 ★	家族経営協定の推進	各世帯員が積極的に農業経営へ参画できるよう、家族経営協定を締結することを推進する。	農政課
32202	女性農業者育成事業の充実	女性農業者が相互に情報や技術を交換し親睦を深めながら自己を高め合い働く環境を整備していくことを目的として女性農業者グループを支援する。	農政課
32203	農業者年金制度の周知及び加入の推進	パンフレットの配布等で、農業者年金制度の周知を行い、女性農業者の加入を促す。	農業委員会事務局
32204 (再掲)	農業委員への女性の登用促進	農業分野への女性の参画を促進し、地位の向上を図る。	農業委員会事務局

家族経営協定／家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について家族みんなで話し合いながら取り決める協定。この協定を結ぶことにより、認定農業者制度や農業者年金等の対象となることができる。

■今後の取組 ③男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

防災に関する政策・方針決定過程の場及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を推進します。

男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織や消防団、ボランティア組織など地域の様々な団体と協働で取り組みます。

また、自然災害や大地震などの非常時における避難所の設置には、男女のニーズの違い、災害弱者や女性への配慮の問題などが発生する可能性があるため、女性の参画による災害時支援を図ります。

【第2次計画の振り返り】

- ・ 防災訓練への参加しやすい環境整備を図った。
- ・ 自主防災会設立時に女性の参画を促した。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
32301 ★	防災普及啓発活動の実施	市総合防災訓練などの開催や防災普及啓発活動への女性の参画を促進する。	防災安全課
32302	自主防災組織の育成	自主防災組織の設置を推進し支援を行う際に、女性への啓発、参画促進に努める。	防災安全課
32303 (新規) ★	男女共同参画の視点に立った防災教室の実施	女性と男性が災害から受ける影響の違いや避難所でのニーズの違い等を学び、男女共同参画の視点に立った災害対応について理解促進を図る。	まちづくり 協働課



令和元年度男女共同参画推進セミナー

「今、考えておきたい地域防災～避難所のこと、女性や子ども、高齢者や障害のある市民のこと～」
(瀬山紀子先生)

基本目標4 とともに尊重し合えるところからだづくり

(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

男女共同参画社会の実現のためには、男女が互いの身体的特性を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことが大切です。女性は妊娠・出産の可能性があるなど男女は異なる健康上の問題に直面する点を理解し、特に女性の身体の特性について配慮するとともに、自らの心と身体健康管理ができるよう、生涯を通じた健康支援を行うことが重要です。

こうしたことから、すべての市民が生涯にわたり健康で自立した生活をするための健康に関する学習機会や情報を提供するとともに、健康増進のための事業を実施し、市民の健康づくりを促進します。

■今後の取組 ①男女の特性に応じた健康支援

「第2次結城市健康増進計画」に基づき、誰もが生涯にわたり、心身ともに健康に過ごせるよう、ライフステージに応じた健康づくりを推進しています。

男女共同参画社会の実現には、男女がお互いの身体的特性を理解し合い、対等な立場で相手を尊重することが大切です。

特に女性は、年代による身体的変化が大きいことから、女性特有の疾病や身体上の不安、悩みに対して、ライフステージに応じた健康診査や各種がん検診の受診勧奨、健康講座などの健康づくりに向けた意識啓発と積極的な予防対策に努めます。

【第2次計画の振り返り】

- ・教育相談、心の相談を通じて心身両面の支援を行った。
- ・乳幼児健康診査や教室を通して父親の育児参加を促した。
- ・女性のがん検診では託児が可能な日を設け、受診率の向上を図った。
- ・男女に関係なく、食生活改善推進員の活動の促進を図った。
- ・女性の健康を考えられる機会として、女性限定の健康教室を実施した。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
41101 ★	健康に関する相談 拠点の充実	心身ともに健康に生活できるよう、健康相談や心の相談を実施する。	健康増進課
41102	乳幼児健診の充実	乳幼児健康診査の開催時に、個別相談や教育、子育て等の情報提供を実施する。	健康増進課
41103	市民健康診査事業 の充実	40 歳以上の市民を対象に、総合健診・特定健診（※30 歳代も受診可）、肺がん、結核、前立腺がん、胃がん、大腸がん、女性特有のがん検診（子宮頸がん検診、乳がん検診）を実施する。	健康増進課 保険年金課
41104	食生活改善推進員 による健康支援	男女が、それぞれの健康を維持するために、食生活改善推進員が、健康づくりのための講座等を開催する。	健康増進課
41105	心と体の健康づくり を目指した教室 の開催	心身ともに健康な生活ができるよう健康づくりの教室を開催する。	健康増進課
41106	学校教育における 禁煙教室の実施や 性教育・エイズ教育 の充実	子どもが健康的に成長するため、禁煙教育や性教育、エイズ教育を実施するよう助言指導する。	指導課

市民コラム

私はシングルマザーです。

シングルマザーになりたくてなった訳ではありません。

夫は11歳年上の人でした。付き合っている時はとても優しかったです。

後に子供を授かりましたが、夫は家に帰るのを嫌がり、子供が生後3ヶ月の時に浮気をしました。

子育てで疲れていた私は、体調が悪くなりました。子供を産んだ病院で相談したら自律神経失調症です、と先生に言われてお薬を貰って帰宅しました。その事を夫に伝えました。夫からこう言われました。

「みっともない事を言っているんじゃないよ！皆働いている、うつ病の人も働いているんだ、具合が悪いだの言っているんじゃないよ、恥ずかしい事なんだ」

当時、専業主婦だった私は言い返す事も出来ませんでした。

■今後の取組 ②妊娠・出産の支援

少子高齢化が進むなか、核家族や共働き世帯の増加といった家族形態の多様化によって子育て中の家庭は孤立しやすい環境にあります。

安心安全に子どもを産み育てることができるよう、妊産婦やその家族の健康保持のための健康教育、相談体制の充実に努めるとともに、必要に応じ個々の健康状態に合わせた支援体制の整備を図ります。

妊娠、産後、育児中に不安を持つ女性も増えているため、切れ目のない支援体制の構築を促進します。

【第2次計画の振り返り】

- ・「母子健康管理指導事項連絡カード」の活用を図った。
- ・産婦健康診査を実施し、妊婦・乳児健康診査事業の充実に努めた。
- ・母子健康手帳交付時に保健師等が面談し、妊娠期からの切れ目のない支援を行った。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
41201	性と生殖に関する健康支援	妊娠届出をした妊婦・家族へ、面接による母子健康手帳の交付と相談を実施する。また、特定不妊治療を受けられた夫婦に治療費の一部を助成する。	健康増進課
41202 ★	女性労働者への母性保護及び健康に関する情報の周知徹底と情報提供の拡大	母子健康手帳交付時に、女性労働者に対して次のことを啓発・周知する。 ①「母子健康管理指導事項連絡カード」の紹介と活用について啓発 ②パンフレット「働きながらお母さんになるあなたへ」を配布、及び働く母親の支援	健康増進課
41203	妊産婦・乳児健康診査事業の充実	県内・県外委託医療機関において個別健康診査を促進する。	健康増進課
41204	妊娠・出産包括支援事業の推進	産前サポート教室や産後サポート教室（育児サロン）、産後ケアなどについて広く市民に周知し、事業の推進を図る。	健康増進課

(2) あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題です。

平成19(2007)年に施行された『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律』に基づき、DV(配偶者やパートナーからの暴力)やセクシュアル・ハラスメント等のあらゆる暴力防止への啓発や被害者支援を促進します。

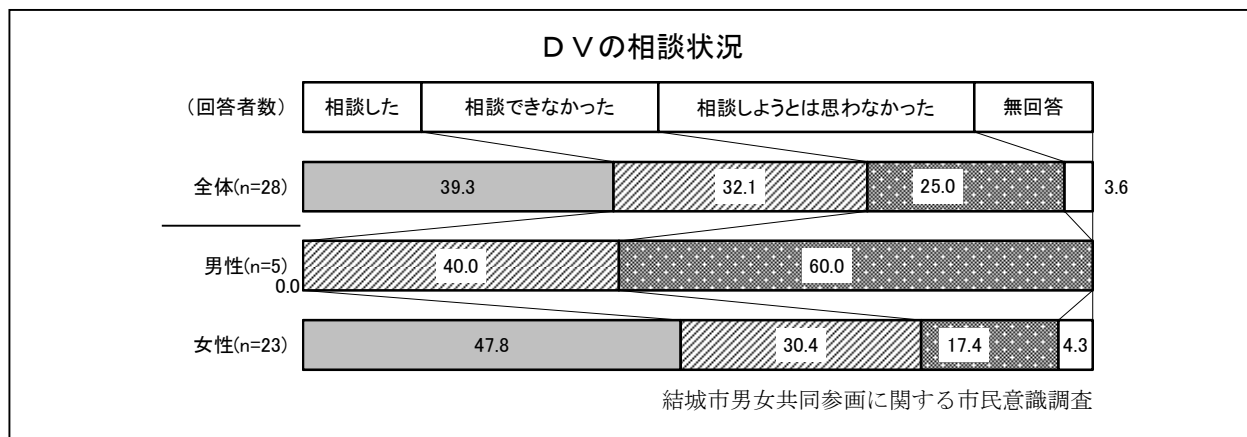
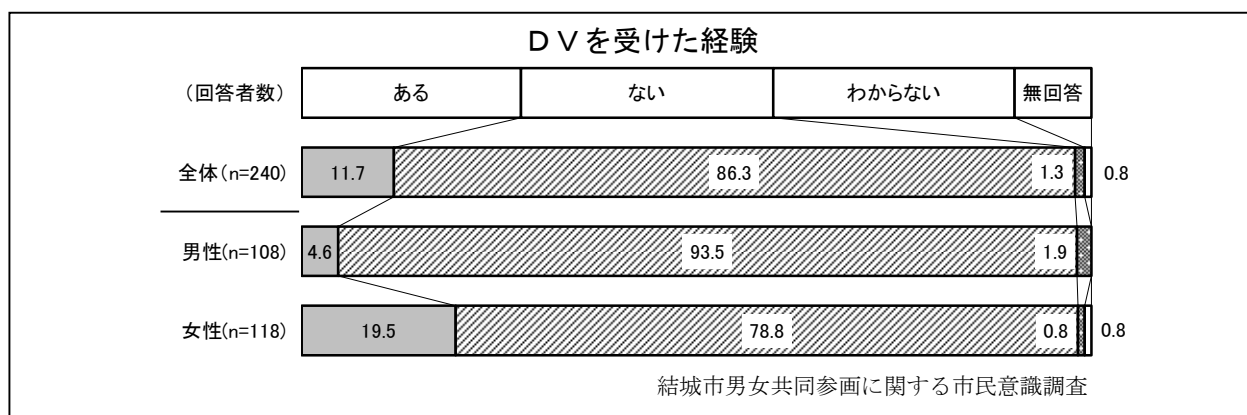
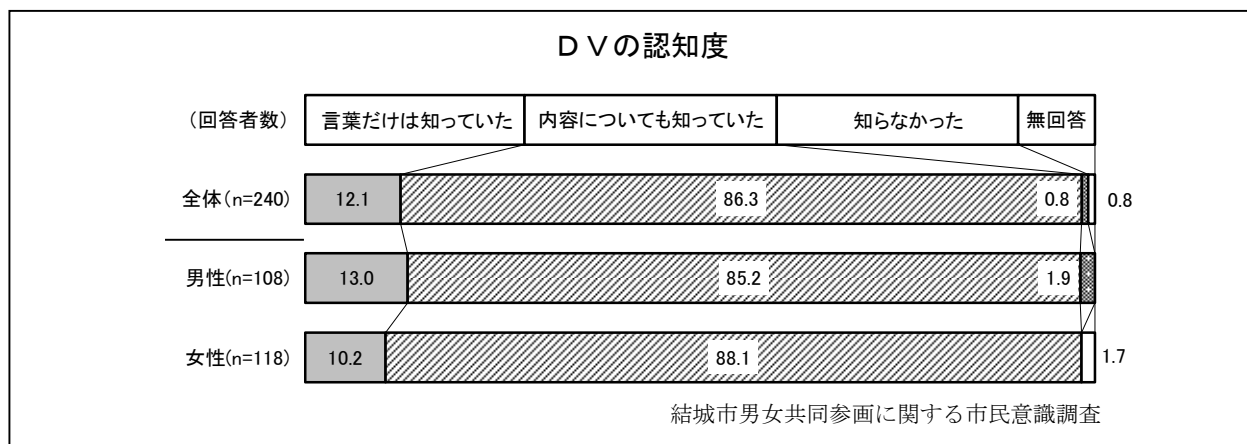
■今後の取組 ①暴力などの発生を防ぐ環境の整備

配偶者等からの暴力は、法の整備が進んだことで社会的な問題として広く認識され、市民意識調査では8割以上の人が知っているとしています。また、市民意識調査ではDVを受けた経験のある人は約1割、そのうち相談した人の割合は4割となっています。

DVは家庭内で行われるため、外部からの発見が困難であることや、個人的な問題として捉えられやすく、その被害が潜在化しやすい傾向があります。

また、10代、20代の若いカップルの間で起こるデートDVやあらゆるハラスメント、子どもや高齢者、障害者などに対する暴力や虐待なども起こっています。

今後も引き続き配偶者等からの暴力やデートDVをはじめ、あらゆる暴力は重大な人権侵害であるという意識啓発を図るとともに、広報などで法や制度などを周知し、関係各課や関連機関と連携を強化し、あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向けた取組を進めます。



【第2次計画の振り返り】

- ・市のイベントにおいてマスコットキャラクターにパープルリボンを付け、DV防止の啓発活動を行った。
- ・市民活動支援センターの掲示スペースを活用し、意識付けを行った。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
42101 ★	DV防止等に関する意識啓発	あらゆる暴力の防止と根絶を目指して、DVやデートDV、ハラスメントに関する現状を把握し、広く周知するために情報の提供及び啓発を図り、暴力を容認しない意識づくりを図る。	まちづくり 協働課
42102 (新規)	未就学児の保護者を対象とする性教育講話の実施	子どもを性暴力の被害者や加害者にさせないため、家庭における発達段階に応じた性教育の必要性の周知を図る。	まちづくり 協働課
42103 (新規)	ダブルリボンバッジ※による暴力防止の啓発	市職員がダブルリボン（パープルリボン・オレンジリボン）バッジを身に着けることで、市を挙げてあらゆる暴力の防止・根絶への意思を示し、市民への啓発活動に繋げる。	まちづくり 協働課
42104 (新規)	女性に対する暴力をなくす運動の啓発	パープルリボンツリー、パープルライトアップなどを実施し、市民へ女性に対する暴力の根絶を啓発する。	まちづくり 協働課



パープルリボンツリー



ダブルリボンバッジ

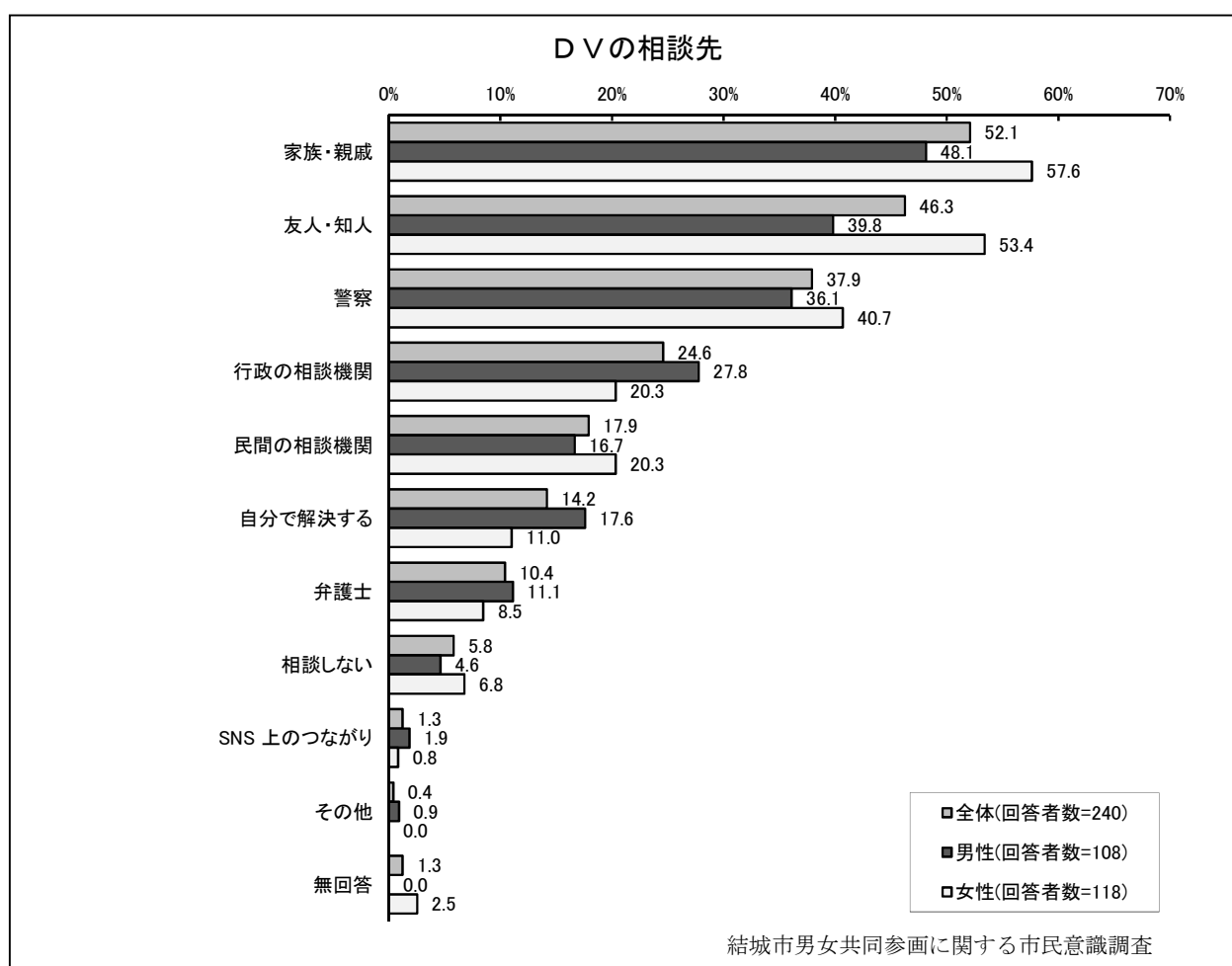
ダブルリボンバッジ／女性に対する暴力の根絶を目指す取組のシンボルであるパープルリボンと、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせ、大阪府吹田市が独自にデザインしたピンバッジ。

■今後の取組 ②被害者に対する支援体制の充実

市民意識調査において、DVを受けた時どこに相談したか、また、どこに相談するかに対して、男性、女性いずれも「家族・親戚」が最も多くなっています。

一方で「自分で解決する」、「相談しない」との回答もあり、被害が潜在化している状況が考えられます。

配偶者等からの暴力による被害者の早期発見に向けて相談体制や支援体制を構築し、庁内の関係部署や県、関係機関などとの連携を強化します。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、家庭内の暴力の増加が懸念され、非常時における相談支援に取り組む必要があります。



【第2次計画の振り返り】

- ・女性が安心して相談できるよう、女性の相談員を配置した。
- ・要保護児童等が、地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携強化を図った。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
42201 ★	相談窓口体制の整備と連携体制の充実	DVや女性の抱える悩み、家庭、児童に関する問題に対応する相談機能を見直すことにより、市民が相談しやすい相談窓口体制の整備を検討し、関係機関との協力・連携体制を強化する。	子ども福祉課
42202	要保護児童等に対する支援	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の早期発見や適切な保護など、関係機関との協力・連携のもと、適切な対応を図る。	子ども福祉課

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画は、行政だけでなく市民や事業所、各種市民団体などの理解と協力のもと、一体となって施策や事業の推進に取り組んでいきます。

(1) 市民の参画

男女共同参画の推進にあたっては、市民一人ひとりが家庭や職場、地域社会において主体的に行動し、自分自身の行動に責任を担い、男女がともに、あらゆる場面で活躍していくことが期待されています。

市民は、男女共同参画についての理解を深めるとともに、自ら男女共同参画の推進に努めることをその役割とします。市民が行政の男女共同参画推進の施策に積極的に関わることができるよう、行政との協働により計画を推進します。

(2) 市民団体・事業所等との連携

市民団体においては、男女がともに参画する機会の確保、事業所等においては、職場環境の整備など、市民団体や事業所は、それぞれの活動のなかで積極的に男女共同参画の推進に努めることをその役割とします。市民団体・事業所等の男女共同参画の推進に向け、行政との連携・協力により計画を推進します。

(3) 庁内組織の強化

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、各分野の広範囲にわたっています。これを着実に推進するためには、全庁的に行政課題として取り組むことが必要となります。

このため、まちづくり協働課男女共同参画係を事務局として、すべての職員が男女共同参画社会の実現を目指すという共通認識を持ち、男女共同参画の推進に関わる施策を総合的かつ計画的に実施します。

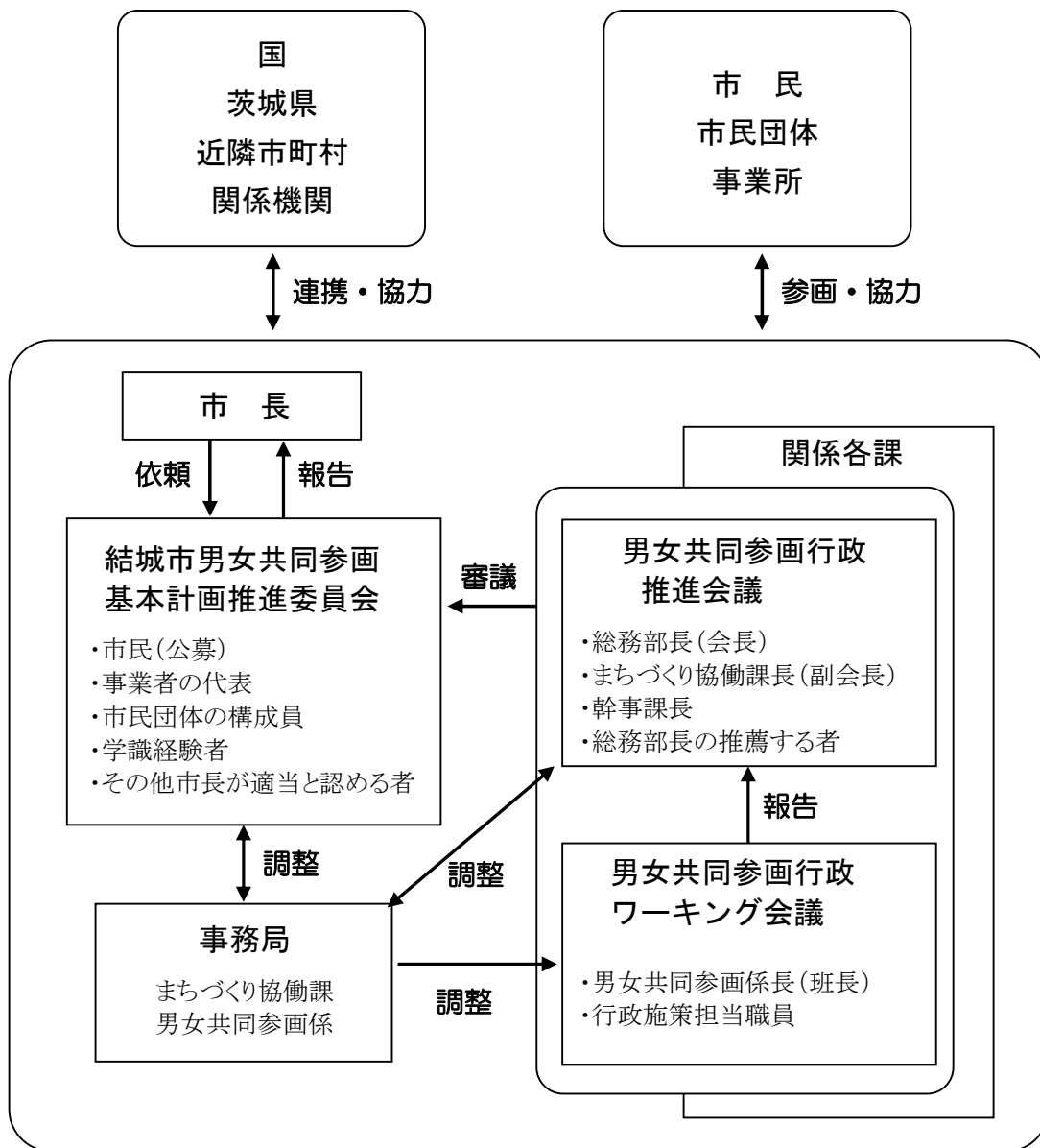
推進を図るために組織した「男女共同参画行政ワーキング会議」、「男女共同参画行政推進会議」を中心に、関係各課のより一層の連携を図ります。

(4) 国・県等関係機関との連携

男女共同参画の推進は、本市のみならず、近隣市町村、県、国も主要な課題として取り組んでいます。また、法律や制度などは、国や県の施策に負うものも多くあります。

このため、国や県、近隣市町村や関係機関とのネットワークの強化に努め、広く男女共同参画に関する情報共有に努めます。

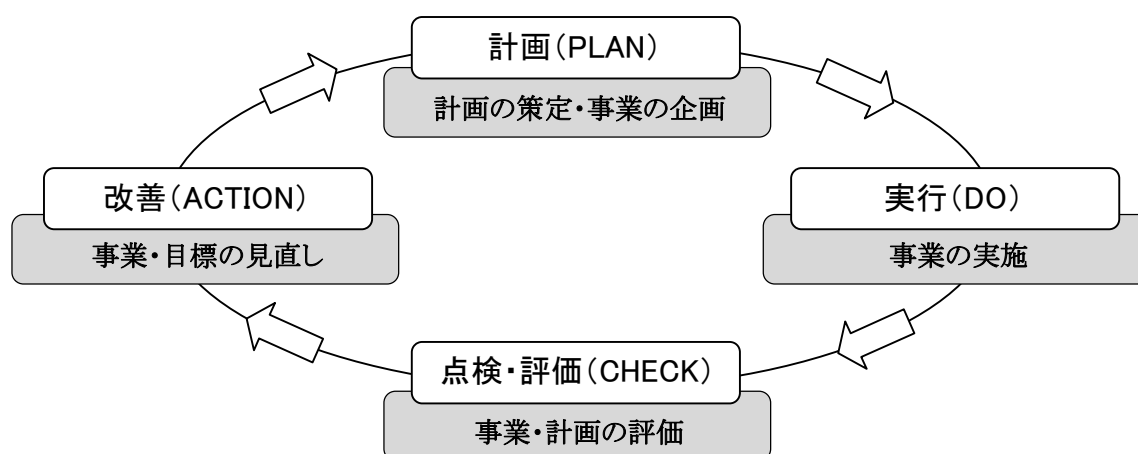
結城市男女共同参画推進体制図



2. 計画の進捗状況の点検

計画の進捗状況を把握するため進行管理を行います。また、PDCAサイクルを回していくことにより、事業の改善を図り、その結果を公表するとともに、今後の社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

PDCAイメージ



3. 目標値の設定

本計画では、計画の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、目標値を設定します。目標値は、市民、地域、事業所、市の連携・協力により達成するものです。

基本目標	事業名称	目標数値の内容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1 ともに育む 意識づくり	男女共同参画に関する講座等の開催	男女共同参画に関する様々な分野の講座に参加した人数(延べ)	104 人	150 人
2 ともに働く 環境づくり	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の紹介	ワーク・ライフ・バランス推進事業所表彰数(5年累計)	4事業所	10 事業所
3 ともに活躍 する社会 づくり	男女共同参画に関する職員研修	出席率(欠席届提出者を除く)	100%	100%
	審議会等への女性の参画促進	審議会等の女性登用率	27.7%	30.0%
	地域活動における女性の参加	自治会長(区長)に占める女性の割合	3.7%	5.0%
	市男性職員の育児休業取得率	市男性職員の育児休業制度を取得した割合	0.0%	10.0%
	家族経営協定の推進	協定締結家族数	54 件	65 件
	女性農業者育成事業の充実	パウロニアクラブの会員数	29 人	40 人
	女性人材登録制度の運用促進	女性人材登録制度への登録者数(5年累計)	—	15 人
4 ともに尊重 し合える ところと からだづくり	市民健康診査事業の充実	がん健診受診率	—	40.0%
		乳がん・子宮がん検診の受診した割合	乳がん 9.7% 子宮がん 7.4%	乳がん 30.0% 子宮がん 30.0%
	食生活改善推進員による健康支援	各教室における男性の参加率 ①ヘルシークッキング ②郷土料理教室 ③親子料理教室	① 9.7% ② 3.4% ③18.6%	①20.0% ②20.0% ③20.0%
計画全体	男女の平等感	しきたりや慣習において男女が「平等である」と回答した人の割合	13.3%	30.0%
		職場において男女が「平等である」と回答した人の割合	31.3%	40.0%
		政治の場において男女が「平等である」と回答した人の割合	10.0%	30.0%

資料編

1. 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和2年5月13日 (配信開催)	第1回 男女共同参画行政推進会議
5月20日 (配信開催)	第1回 男女共同参画行政ワーキング会議
6月 1日 (書面開催)	第1回 結城市男女共同参画基本計画推進委員会 第1回 第3次結城市男女共同参画基本計画策定委員会
7月 7日～17日	職員意識調査の実施
7月10日～31日	市民意識調査・事業所アンケート調査の実施
8月 7日 (配信開催)	第2回 男女共同参画行政ワーキング会議
8月21日 (配信開催)	第2回 男女共同参画行政推進会議
8月25日 (書面開催)	第2回 結城市男女共同参画基本計画推進委員会 第2回 第3次結城市男女共同参画基本計画策定委員会
10月16日	第3回 男女共同参画行政ワーキング会議
10月20日	第3回 男女共同参画行政推進会議
10月28日	第3回 第3次結城市男女共同参画基本計画策定委員会
12月 1日	第3回 結城市男女共同参画基本計画推進委員会
12月10日～ 令和3年1月 8日	パブリックコメント実施
1月18日 (配信開催)	第4回 男女共同参画行政推進会議
1月21日 (書面開催)	第4回 第3次結城市男女共同参画基本計画策定委員会
1月25日 (書面開催)	第4回 結城市男女共同参画基本計画推進委員会
2月 8日	結城市男女共同参画基本計画推進委員会 答申
2月15日	庁議

2. 諮問書

(写)

結ま諮問第5号

令和2年12月1日

男女共同参画基本計画推進委員会

会 長 佐 藤 裕 紀 子 様

結城市長 小 林 栄

第3次結城市男女共同参画基本計画の策定について（諮問）

第3次結城市男女共同参画基本計画の策定にあたり、結城市男女共同参画推進条例第13条第3項の規定により下記のとおり意見を求めます。

記

1 諮問内容

第3次結城市男女共同参画基本計画の策定に関する次に掲げる事項

- (1) 基本計画（案）の内容について
- (2) 基本計画の施策の推進にあたっての意見

2 諮問理由

本市では、令和2年度を目標年次とする「第2次結城市男女共同参画基本計画」を平成23年3月に策定し、「人権の尊重と男女平等の実現」を基本理念として掲げて、男女共同参画社会の実現に向けてこの計画に基づき各種施策を実施して来しました。

この基本計画の計画期間の10年間が令和2年度をもって終了いたします。

この間、ライフスタイルや世帯構成の変化、LGBT への理解促進、女性活躍の推進等、対応しなければならない様々な問題があります。

また、相次ぐ災害や新型コロナウイルス感染症の拡大により、平常時の固定的性別役割分担意識に起因する問題が浮き彫りとなり、非常時の女性への特別な配慮が必要となっている一方で、コロナ禍に伴う「新しい生活様式」の普及が男女問わず働き方を見直す好機となっています。

こうした複雑な社会情勢の中で直面する様々な問題に対応するため、市民参加のもと、令和3年度から令和12年度を計画期間とする「第3次結城市男女共同参画基本計画」の策定に関して諮問し、意見を求めるものです。

3. 答申書

(写)

令和3年 2月 8日

結城市長 小林 栄 様

男女共同参画基本計画推進委員会
会 長 佐 藤 裕 紀 子

第3次結城市男女共同参画基本計画について（答申）

令和2年12月1日付け結ま諮問第5号で当委員会に諮問された第3次結城市男女共同参画基本計画（案）について、審議した結果、下記事項の趣旨を十分に尊重され計画が進められることを要望し、原案のとおり答申する。

第3次結城市男女共同参画基本計画で掲げた目標の進捗状況を随時把握した上で、その情報を市民と共有し、効率的・効果的な施策の推進を図り、本市における男女共同参画社会の実現を目指されたい。

記

- 1 固定的性別役割分担意識につながる無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）払拭のため、幼少期からの発達段階に応じた啓発を推進されたい。
- 2 男女がともに活躍できる職場環境整備のため、働き方の見直しや職場環境の改善、事業主や市民の意識改革を促進されたい。
- 3 DV（ドメスティック・バイオレンス）やハラスメントなどあらゆる暴力の根絶のため、暴力の当事者にならないための教育や暴力を容認しない社会環境整備に向けた啓発を強力に推進されたい。

4. 第3次結城市男女共同参画基本計画策定委員会 設置要項

(設置)

第1条 結城市における男女共同参画社会の実現を目指し、第3次結城市男女共同参画基本計画を策定することを目的として、第3次結城市男女共同参画基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画施策に関する調査に関すること。
- (3) その他男女共同参画施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民（公募）
- (2) 市民団体の構成員
- (3) 女性団体の構成員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該年度末までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用弁償については、支給しない。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部まちづくり協働課男女共同参画係において処理する。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

5. 第3次結城市男女共同参画基本計画策定委員会 委員名簿

区 分	団 体 等	氏 名
市民（公募）	公募	中 山 由香里
	公募	向垣内 沙織
女性団体	ゆうき女性会議	稲 葉 里 子
	ゆうき女性会議	柳 澤 善 子
	ゆうき女性会議	山 田 フジ江
	ゆうき女性会議	湯 本 和 子
	ゆうき女性会議	吉 川 芳 江
市民団体	結城市自治協力員連合会	室 岡 秀 一
	結城市民生委員・児童委員協議会	小 林 至 江
	北つくば農業協同組合結城青年部	吉 川 英 樹
	結城商工会議所	三 木 貴 之
	結城青年会議所	青 木 陽 平
	結城市PTA連絡協議会	上 田 哲 弘
	結城市工場協会	藁 谷 毅
	子育てサークル	白 石 真紀子

6. 結城市男女共同参画基本計画推進委員会

※結城市男女共同参画推進条例 第3章より抜粋

第3章 結城市男女共同参画基本計画推進委員会

(設置)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、結城市男女共同参画基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第18条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 基本計画の策定
- (2) 男女共同参画推進施策
- (3) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項

(組織)

第19条 委員会は委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民(公募)
- (2) 事業者の代表
- (3) 市民団体の構成員
- (4) 知識経験者
- (5) その他市長が適当と認める者

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の4割未満であってはならない。

(任期)

第20条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第21条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長が必要と認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

7. 結城市男女共同参画基本計画推進委員会委員名簿

区 分	団 体 等	氏 名
市民（公募）	公募	大 嶋 薫
	公募	江 連 秀 子
	公募	伊 藤 成 子
事業者	結城市工場協会	小 篠 真 孝
	結城商工会議所女性会	広 江 チヅ子
	結城青年会議所	秋 田 光 博
	北つくば農業協同組合女性部	生 井 明 美
市民団体	ゆうき女性会議	野 原 牧 子
	結城市自治協力員連合会	生 越 昭 六
	結城市民生委員・児童委員協議会	赤 荻 隆
	結城市PTA連絡協議会	平 井 幹 了
	子育てサークル	川 上 多 恵
知識経験者	茨城大学教育学部教授	佐 藤 裕紀子
市長が適当と認める者	茨城県ハーモニーカレッジ修了者	吉 川 芳 江
	結城市校長会	綿 引 英 樹

8. 結城市男女共同参画行政推進会議設置要項

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画行政に関する施策を総合かつ効果的に推進するため、結城市男女共同参画行政推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の規定を推進するため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランの策定に関すること。
- (2) 男女共同参画行政施策に関する総合調整及び推進に関すること。
- (3) その他、男女共同参画行政について必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は総務部長、副会長はまちづくり協働課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者とし、任期は、当該年度1年とする。
- 4 総務部長の推薦する者の任期は、当該年度1年とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(男女共同参画行政ワーキング会議)

第6条 推進会議の目的を達成するため必要な調査、研究を行う男女共同参画行政ワーキング会議を別に置く。

- 2 男女共同参画行政ワーキング会議の運営について、必要な事項は別に定める。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、総務部まちづくり協働課に置く。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要項は、平成12年9月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成22年7月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

9. 結城市男女共同参画行政推進会議委員名簿

区 分	委 員	氏 名
会 長	総務部長	小野澤 利 光
副 会 長	まちづくり協働課長	西 村 規 利
総 務 部	総務課長	増 山 智 一
企画財務部	企画政策課長	大 木 博
市民生活部	市民課長	野 村 尚 美
保健福祉部	社会福祉課長	森 山 敏 幸
経済環境部	農政課長	高 田 廣 之
都市建設部	都市計画課長	金 崎 成 伸
教育委員会	学校教育課長	佐 山 敦 勇
総務部長の 推薦する者	市民生活部市民課 課長補佐	宮 本 智 恵
	市民生活部保険年金課 課長補佐	赤野間 奈美子
	保健福祉部社会福祉課 課長補佐	窪 田 千 伸

10. 結城市男女共同参画行政ワーキング会議設置要項

(設置)

第1条 結城市男女共同参画行政推進会議要項第6条に基づき、本市における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画行政に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、結城市男女共同参画行政ワーキング会議（以下「ワーキング会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキング会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランの策定に関すること。
- (2) 男女共同参画行政施策に関する調査、研究に関すること。
- (3) その他男女共同参画行政について必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 ワーキング会議の委員は、別表に掲げるものをもって構成する。

2 ワーキング会議に班長を置き、班長に男女共同参画係長を充てる。

3 委員の任期は、当該年度1年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(会議)

第4条 ワーキング会議は、班長が必要に応じて招集する。

2 班長は、必要があると認めるときは関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 ワーキング会議の事務局は、総務部まちづくり協働課に置く。

(委任)

第6条 この要項に定めるもののほか、ワーキング会議の運営について必要な事項は、班長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要項は、平成12年9月1日から施行する。

(結城市女性政策庁内連絡会議設置要項の廃止)

2 結城市女性政策庁内連絡会議設置要項は、廃止する。

付 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

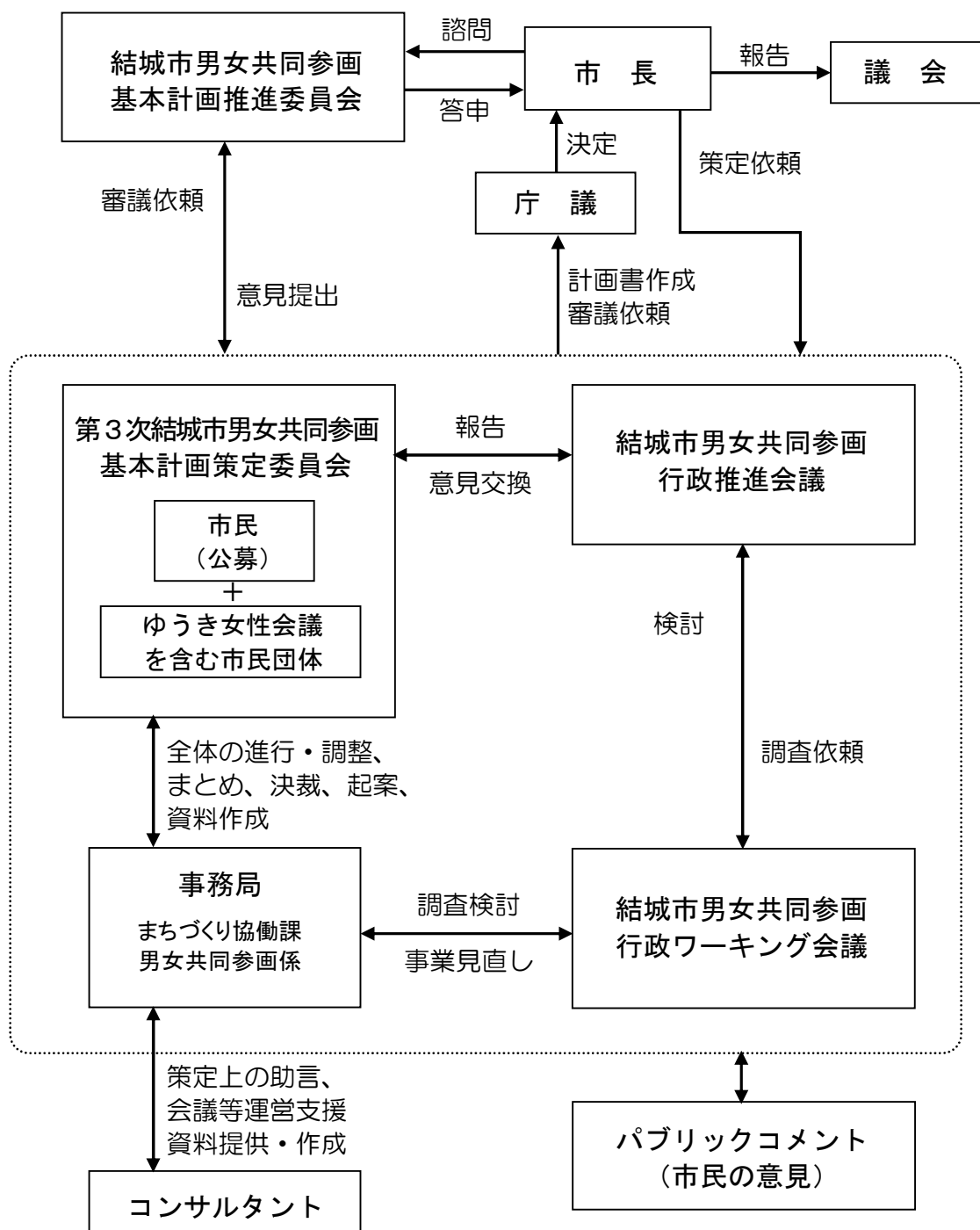
付 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

11. 結城市男女共同参画行政ワーキング会議委員名簿

部局名	課名	職名	氏名
総務部	総務課	主任	角田 敦子
企画財務部	企画政策課	係長	館野 京子
市民生活部	市民課	係長	森田 雅子
	防災安全課	係長	上野 てるみ
	人権推進課	補佐兼係長	宮田 勝利
保健福祉部	社会福祉課	主事	黒川 瑠美
	子ども福祉課	係長	小林 和恵
	長寿福祉課	係長	宇都木 由紀子
	健康増進課	主事	田村 円花
経済環境部	農政課	主幹	中嶋 雅裕
	商工観光課	係長	篠崎 真裕美
都市建設部	都市計画課	係長	濱野 由希
	下水道課	主任	塚越 葉子
教育委員会	学校教育課	補佐兼係長	佐々木 健
	生涯学習課	主任	谷原 雅弘
	スポーツ振興課	主幹	小沼 翔
議会事務局		主任	金子 春奈
農業委員会事務局		係長	塚越 栄里

12. 第3次結城市男女共同参画基本計画策定体制



13. 男女共同参画関連法等

男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七十八号)

(最終改正 平成十一年十二月二十二日同 第百六十号)

目次

第一章

総則(第一条—第十二条)

第二章

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的

施策(第十三条—第二十条)

第三章

男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下

同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する

基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(以下略)

茨城県男女共同参画推進条例

(平成 13 年茨城県条例第 1 号)

(最終改正 平成 31 年条例第 12 号)

目次

前文

第 1 章

総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章

男女共同参画の推進に関する基本的施策

(第 8 条—第 18 条)

第 3 章

性別による権利侵害の禁止等

(第 19 条・第 20 条)

付則

前文

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさや心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男

女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(広報活動)

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第 14 条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第 15 条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第 16 条 県は、付属機関(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく付属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第 17 条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第 1 項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第 18 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第 3 章 性別による権利侵害の禁止等

(平 31 条例 12・改称)

(性別による権利侵害の禁止)

第 19 条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。以下同じ。)を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

3 何人も、性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。以下同じ。)及び性自認(自己の性別についての認識のことをいう。以下同じ。)を理由とする不当な差別的取扱いを行ってはならない。

(平 31 条例 12・一部改正)

(情報提供等)

第 20 条 県は、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等に対する暴力的行為の防止並びに性的指向及び性自認を理由とする不当な差別的取扱いの解消を図るため、必要な情報の提供、啓発及び相談体制の整備を行うものとする。

(平 31 条例 12・追加)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

2 茨城県行政組織条例(昭和 38 年茨城県条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則 (平成 31 年条例第 12 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

結城市男女共同参画推進条例

(平成 23 年 3 月 30 日 条例第 6 号)

目次

前文

第 1 章

総則 (第 1 条～第 12 条)

第 2 章

男女共同参画の推進に関する基本的施策 (第 13 条～第 16 条)

第 3 章

結城市男女共同参画基本計画推進委員会 (第 17 条～第 22 条)

第 4 章 雑則 (第 23 条)

付則

前文

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。

昭和 50 年の「国際婦人年」をきっかけに、真の男女平等を目指す世界的なうねりの中、日本では平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が成立し、今日まで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきました。

結城市においても、平成 14 年に「人権の尊重と男女平等の実現」を基本理念とする「結城市男女共同参画基本計画(たまゆプラン)」を策定し、平成 16 年には「男女共同参画都市」を宣言し、男女共同参画社会の形成を目指してきました。

しかし、固定的な役割分担意識や根強く残る社会的慣習が存在しており、真の男女平等の実現には、なお一層の取組が必要とされています。

今後、少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来、国際化による社会経済の変化や格差の拡大により、仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)等の新たな社会の仕組みづくりが強く求められており、本市では、緑豊かな自然、歴史あふれるまち、あたたかな心かよう協働のまちづくりを推進していきます。

本市の男女共同参画社会の実現を、市の最重要課題の一つとして位置づけ、一人ひとりの命が大切にされ、個性と能力が発揮でき安心して生きいきと快適に暮らすことができるように、市、市民、事業者及び市民団体が一体となり、男女共同参画社会の推進に取り組むことを決意し、ここに条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の推進に必要な基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることによ

り、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利、非営利を問わず、市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 市民団体 市内において自治会、PTA 等地域社会において住民の教育・福祉の向上のための活動を行う団体をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的及び性的暴力行為をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女の人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女の性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会における制度又は慣行にとらわれることなく、自らの意思において多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が対等な構成員として、社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、お互いの協力と社会の支援の下に、子育て及び介護をはじめとする家庭生活における役割を共有し、就労をはじめとする社会生活との両立を行うことができること。
- (5) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展に鑑み、国際的協調の下に行うこと。

(市の責務)

第 4 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」

という。)を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者及び市民団体(以下「市民等」という。)が行う男女共同参画推進のための活動を支援するとともに、国、県その他の自治体と連携及び協力を図り、男女共同参画の推進に努めなければならない。

3 市は、男女共同参画推進施策を進めるための必要な体制を整えるとともに、予算上の措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画の推進に関し、積極的に改善措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、職業生活と家庭生活その他の生活との両立を支援するため、職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、男女共同参画の推進に努めるとともに、当該団体の運営や活動方針の決定、計画の立案等において、男女が共に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育における男女共同参画への責務)

第8条 家庭、職場、学校、地域その他の社会において行われる教育に携わる者は、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、性別を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 何人も、男女間における暴力的行為(ドメスティック・バイオレンス)を行ってはならない。

3 何人も、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報における人権の配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、男女間における暴力的行為及びセクシュアル・ハラスメントを助長し、又は連想させる表現を行わないよう配慮し、人権の尊重に努めなければならない。

(生涯にわたる健康への支援)

第11条 市は、男女がお互いの性を理解し、尊重するとともに、生涯にわたる健康の保持が図れるよう、

学習の機会及び情報の提供その他の必要な支援の実施に努めなければならない。

(国際的な理解及び協力のための支援)

第12条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する国際的な理解及び協力を図るための活動に対し、情報の収集及び提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (基本計画)

第13条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について策定するものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずるべき男女共同参画推進施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、結城市男女共同参画基本計画推進委員会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映するよう努めなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画を変更する場合についても準用する。

(実施状況の公表)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況について、市の広報等において、これを公表するものとする。

(調査及び研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市長は、必要に応じ、前項の調査研究の結果を公表するものとする。

(苦情及び相談への対応)

第16条 市民等は、市長に対し、次に掲げる事項に係る苦情及び相談を申し出ることができる。

(1) 男女共同参画に係る人権侵害に関すること。

(2) 男女共同参画推進施策に関すること。

2 市長は、前項に規定する申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 結城市男女共同参画基本計画推進委員会 (設置)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、結城市男女共同参画基本計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第18条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

(1) 基本計画の策定

- (2) 男女共同参画推進施策
- (3) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項
(組織)

第 19 条 委員会は委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委
嘱する。

- (1) 市民(公募)
- (2) 事業者の代表
- (3) 市民団体の構成員
- (4) 知識経験者
- (5) その他市長が適当と認める者

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 4
割未満であってはならない。

(任期)

第 20 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、
前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 21 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、
その職務を代理する。

(会議)

第 22 条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長
となる。

2 会長が必要と認めたときは、委員会の会議に関係
者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

第 4 章 雑則

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施
行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に定められている「結城
市男女共同参画基本計画」は、この条例の第 13 条第
1 項の規定により定められた基本計画とみなす。

配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

(最終改正：令和元年法律第四十六号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 （第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の
下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に
向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を
も含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者
の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、
配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、
経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を
加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の
妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の
実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し 被害
者を保護するための施策を講ずることが必要である。
このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めて
いる国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、
自立支援等の体制を整備することにより、配偶者から
の暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律
を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、
配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法
な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものを
いう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影
響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二に
おいて「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、
配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、そ
の者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合
にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受
ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。
- (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画

（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターでは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)そ

- 他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足る申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足る申立ての時における事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- （迅速な裁判）
- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
- （保護命令事件の審理の方法）
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
- （保護命令の申立てについての決定等）
- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
- （即時抗告）
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
- （保護命令の取消し）
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた

日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合
--------	----------------------	-----------------------

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については 同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号 〔抄〕 〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号 〔抄〕 〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号 〔抄〕 〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号 〔抄〕 〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成二十七年法律第六十四号）

（最終改正：令和元年法律第二十四号）

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等

（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則

(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
- (基準に適合する一般事業主の認定)
- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
- (認定一般事業主の表示等)
- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に

供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働

者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、

男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。
(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により

構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。（政令への委任）

第三條 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄 （施行期日）

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定
公布の日

二・三 略

四 第二條中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十條第十項第五號の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九條中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八條第三項の改正規定（「第四條第八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二

條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四條 この法律（附則第一條第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号）抄 （施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三條中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四條の改正規定並びに次条及び附則第六條の規定 公布の日

二 第二條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第3次結城市男女共同参画基本計画

令和3年3月

発行・編集／結城市 総務部 まちづくり協働課 男女共同参画係

〒307-8501 結城市中央町二丁目3番地

TEL 0296-54-7008 FAX 0296-54-7009

URL <https://www.city.yuki.lg.jp/>

